

次世代育成支援対策

佐久市行動計画



平成18年6月

長野県佐久市

次世代育成支援対策
佐久市行動計画

長野県
佐久市



はじめに

佐久市長 三浦大助



近年の急速な少子化の進行が、21世紀を担う子どもたちの健全育成や、日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。

このような状況の中、国は「次世代育成支援対策推進法」を制定し、市町村及び都道府県、一般事業主等に対し、国の策定指針に基づく「行動計画」を、平成16年度末までに策定することを義務づけました。

旧佐久市は、国より先行策定市町村に選定され、平成15年度に策定し、旧臼田町、旧浅科村、旧望月町では平成16年度に策定いたしました。

平成17年4月1日、佐久市・臼田町・浅科村・望月町が合併し、10万都市・新「佐久市」が誕生いたしました。

新佐久市では、安心して子どもを生み、育てることができる社会の構築を、市の重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために様々なメニュー（平成18年度では109種類）で事業を展開しており、平成18年3月23日には、旧佐久市に引き続き「子育て支援都市」を宣言いたしました。

このたび策定いたしました「次世代育成支援対策 佐久市行動計画」は、国の策定指針に基づき、新佐久市の一体性を図るため、旧4市町村で策定されました行動計画の見直しを図り、新佐久市の地域の特性と実態を踏まえたものであり、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくりを目指すものであります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました、佐久市保健福祉審議会・児童福祉部会の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に対しまして心からお礼を申し上げます。

平成18年6月



子育て支援都市宣言

少子化の進行が、21世紀を担う子どもたちの健全育成や日本の将来の社会経済に大きな影響を与えることが懸念される中で、子どもたちを安心して生み、育てることができるようにすることは、都市づくりの基本であり市民の願いであります。

そのために佐久市は、子育て支援を市の重要施策の一つとして位置づけ、児童福祉・保健医療をはじめ、社会教育などの分野がそれぞれ連携を図りながら様々な事業を展開しています。

佐久市では、子どもたちの健全育成を図りながら、子育て支援施策をさらに充実させ、市民が未来に希望を持って、安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくりを目指し、ここに佐久市を「子育て支援都市」とすることを宣言します。

平成18年 3月23日



目 次

第1章 行動計画の概要

1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画策定の趣旨.....	3
3. 計画の期間及び位置づけ.....	3
4. 施策の基本理念.....	3
5. 施策の基本方針.....	3
6. 施策の視点.....	4
(1) 子どもの視点.....	4
(2) サービス利用者の視点.....	4
(3) 社会全体による支援の視点.....	4
(4) すべての子どもと家庭への支援の視点.....	4
(5) サービスの質の視点.....	4
7. 計画策定体制.....	5

第2章 現状把握

1. 出生の動向.....	6
(1) 出生数.....	6
(2) 合計特殊出生率.....	7
2. 人口・世帯の状況.....	8
(1) 人口の状況.....	8
(2) 世帯の状況.....	11
(3) その他の状況.....	11
3. 就学前児童の居場所.....	12
4. 保育サービスの現状.....	13
(1) 保育園.....	13
(2) 家庭保育員の状況.....	15
(3) ファミリーサポート事業.....	15
(4) 幼稚園.....	16
5. 各種事業の実施状況.....	16
(1) 児童館.....	16
(2) 学童クラブ.....	17
(3) 家庭児童相談.....	17
(4) 乳幼児健康診査.....	18
6. 佐久市子育て支援施策（平成18年度）.....	19

第3章 施策の展開

1. 子育て施策の推進計画（行動計画）	27
2. 子育て支援施策の推進体制	28
3. 子育て支援施策事業の展開	28
. 地域における子育ての支援	
1. 子育てサロン事業	28
2. 育児講座事業	29
3. 子育て専門相談員の設置	30
4. 佐久市こども特別対策推進員の設置	30
5. 子ども未来館運営事業	31
6. 昆虫体験学習館	32
7. 児童館運営事業	32
8. 児童館の日曜開館事業	35
9. 児童館の養護学校児童・生徒受入	35
10. 児童館午前中開放事業	36
11. 児童館整備事業	36
12. 学童クラブ事業	37
13. 公立保育所運営事業	39
14. 私立保育所委託事業	41
15. 障害児保育事業	42
16. 長時間保育事業	42
17. 乳児保育事業	43
18. 一時保育事業	43
19. 広域入所保育事業	44
20. 地域活動事業	46
21. 特定保育事業	46
22. 休日保育事業	47
23. 病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）	48
24. 保育園の施設改善整備事業	48
25. 地域子育て支援センター事業	49
26. 保育キーパー設置事業	50
27. 家庭保育事業	50
28. つどいの広場事業	51
29. 子育て支援総合コーディネート事業	51
30. ファミリーサポート事業	52
31. ジュニアリーダー研修事業	52
32. 子どもまつりの開催	53
33. 中学生海外研修事業	53
34. 少年洋上セミナー事業	54
35. 子どもセンター事業	54

36．青少年育成事業.....	55
37．青少年美化清掃活動清掃用具配布事業.....	55
38．青少年補導事業.....	56
39．児童手当支給事業.....	56
40．広報・保健だより・FM・CATV等による啓発.....	57
41．多胎児をもつ親の会への支援.....	57
42．出生届出時相談・指導事業.....	57
43．助産施設入所制度.....	58
44．子育てママさんサポート事業（育児支援家庭訪問事業）.....	58

・母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1．妊婦一般健康診査（委託券）.....	60
2．4か月児健康診査.....	61
3．乳児一般健康診査（委託券）.....	62
4．10か月児健康診査.....	63
5．1歳6か月児健康診査.....	64
6．3歳児健康診査.....	65
7．妊婦保健指導事業.....	65
8．母と子のすこやか相談室事業.....	66
9．いきいき相談（心理相談）.....	66
10．妊産婦あんしん育児支援事業.....	67
11．産婦訪問指導事業.....	68
12．乳児訪問指導事業・乳幼児訪問指導事業.....	68
13．産前学級（パパママ教室）.....	69
14．離乳食教室“はい、あーんして”.....	70
15．ハローベビー（乳児育児支援教室）.....	71
16．離乳食教室“もぐもぐできるかな”.....	72
17．元気っ子クラブ（発達支援教室）.....	73
18．母子健康手帳交付.....	73
19．赤ちゃん手帳交付.....	74
20．口腔歯科保健センター事業.....	75
21．乳幼児歯科保健指導事業.....	75
22．乳児う歯予防事業（RDテスト）.....	75
23．1歳6か月児歯科健康診査.....	76
24．3歳児歯科健康診査.....	76
25．歯の教室.....	77
26．妊婦歯科保健指導事業.....	77
27．保育園児歯科指導事業.....	78
28．障害児訪問歯科指導事業.....	78
29．フッ素洗口法によるう歯予防事業.....	79

30．フッ素洗口う歯予防効果判定事業.....	80
31．思春期・赤ちゃんふれあい体験学習.....	80
32．思春期相談.....	81
33．コウノトリ支援事業.....	81
34．予防接種法による定期予防接種の実施.....	82
35．結核予防法による定期予防接種.....	82
36．母子保健管理システム事業.....	83
37．食育の推進.....	83
38．児童福祉医療費給付事業.....	85
. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
1．「子ども自習室」の設置.....	86
2．スクールメンタルアドバイザー事業（子ども支援事業）.....	86
3．スポーツ教室開催事業.....	86
4．スポーツ大会事業.....	87
5．スポーツ少年団の育成事業.....	87
6．チャレンジ（ふれあい）教室（子ども支援事業）.....	87
7．学校改築事業.....	88
8．ふれあい農業推進事業.....	88
9．みどりの教室.....	89
10．学校給食等での地元食材の利用.....	89
11．乳幼児学級.....	89
. 子育てを支援する生活環境の整備	
1．防犯灯設置事業.....	92
2．都市公園の整備.....	92
3．交通安全施設の整備事業.....	92
4．通学路等の歩道整備.....	93
5．公営住宅の整備.....	93
. 職業生活と家庭生活との両立の推進	
1．児童館運営事業 * - 7参照.....	94
2．児童館の日曜開館事業 * - 8参照.....	94
3．学童クラブ事業 * - 12参照.....	94
4．長時間保育事業 * - 16参照.....	94
5．乳児保育事業 * - 17参照.....	94
6．一時保育事業 * - 18参照.....	94
7．休日保育事業 * - 22参照.....	94
8．病児・病後児保育事業 * - 23参照.....	94
9．職業生活と家庭生活との両立の推進について.....	94

・ 子ども等の安全の確保	
1．市民総ぐるみの防犯活動の推進.....	95
2．子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	95
3．児童遊園補助事業.....	97
・ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	
1．障害児通園施設事業（かしの実園）.....	98
2．佐久市子ども特別対策推進員の設置 * - 4 参照.....	98
3．児童館の養護学校児童・生徒受入 * - 9 参照.....	98
4．障害児保育事業 * - 15参照.....	98
5．タイムケア事業.....	99
6．児童虐待の防止.....	100
7．家庭児童相談室運営事業.....	101
8．お兄さんと遊ぼう事業.....	102
9．児童扶養手当.....	103
10．母子寡婦福祉資金貸付事業.....	103
11．母子家庭等日常生活支援事業.....	104
12．母子家庭自立支援給付事業.....	104
13．母子生活支援施設入所制度.....	104
14．特別児童扶養手当.....	105
15．障害児福祉手当.....	105
16．児童補装具給付事業.....	106
17．児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）.....	106
18．児童デイサービス事業.....	106
19．児童短期入所事業（ショートステイ）.....	107
20．ダウン症児をもつ親の会への支援.....	107

第4章 定量的目標事業量

1．定量的目標事業量の対象事業.....	108
2．定量的目標事業量の設定方法.....	108
3．推計児童人口.....	109
4．佐久市目標事業量.....	110

第1章 行動計画の概要

1. 計画策定の背景

国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

○平成14年1月 新しい日本の将来推計人口の公表

- ・合計特殊出生率の大幅な低下 平成62年（2050年）における合計特殊出生率の見通し1.61（平成9年推計）から1.39（平成14年推計）
- ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められます。
- ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し。

○平成14年5月 少子化対策に関する内閣総理大臣の指示

- ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示

○平成14年9月 「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告

- ・少子化の流れを変えるため、従来の取り組みに加え、もう一段の少子化対策を推進

○平成15年3月 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ（少子化対策推進関係閣僚会議）

次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）

○平成15年7月 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立

少子化の状況

○最近の出生動向

- ・平成16年の厚生労働省「人口動態統計」によると、出生数は約111万1千人で前年よりも1万3千人減少しており、合計特殊出生率は1.29と出生数及び合計特殊出生率ともに過去最低を記録しています。
- ・平均初婚年齢は、平成16年では夫が29.6歳、妻が27.8歳で、昭和50年と比較して、夫は2.6歳、妻は3.1歳遅くなっており、晩婚化が進んでいます。
- ・平成17年8月公表の「人口動態統計速報」によると、平成17年上半期（1月から6月まで）の速報値で、初めて出生数より死亡数が上回り、3万1千人の人口減少となっています。

わが国は、平成19年から総人口が減少すると予測されていますが、最近の状況をみますと、平成18年から減少する可能性もあり、「人口減少社会」が予想を超える速さでやってきています。

少子化が将来の日本にもたらす影響

（1）経済面での影響

①労働力人口の減少と経済成長への影響

- ・労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることにより労働力供給が減少します。
- ・貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加による貯蓄率の低下により、投資や労働生産性の上昇が抑制され、経済成長に抑圧的に働きます。

②国民の生活水準への影響

- ・少子化は、人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、現役世代の税・社会保険料を差し引いた実質所得額が減少します。

(2) 社会面での影響

①家族の変容

- ・単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位の「家族」の形態が変化するとともに、家系の断続により祖先に対する意識の希薄化をもたらす可能性があります。

②子どもへの影響

- ・子どもの数の減少による子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

③地域社会の変容

- ・人口の減少、高齢化の進行により、市町村にとっては、介護保険や医療保険の制度運営にも支障を来すなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になることが懸念されます。
- ・道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理も困難になることが懸念されます。

このように少子化が、日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念される中で、政府は改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制を整備し、具体的な施策を進めようと、「次世代育成支援対策推進法」を制定したものです。

この次世代育成支援対策推進法は、全国の自治体に、国の示した策定指針に基づく「行動計画」を、平成16年度末に策定することを義務づけました。

国ではこの計画が円滑に策定できるように、平成15年度中に行動計画を先行して策定する全国53の市区町村を選定しましたが、長野県では唯一旧佐久市が選定されました。これに基づき旧佐久市では平成16年3月に行動計画を策定しました。また、旧臼田町では平成17年1月、旧浅科村、旧望月町では平成17年3月にそれぞれ町村の行動計画を策定しました。

平成17年4月1日旧佐久市、旧臼田町、旧浅科村、旧望月町が合併し、佐久市が誕生しました。

こうした経緯、背景を基に新しく誕生した佐久市（以下、本市とする。）として、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備・充実を図るため、本計画を策定し、事業を実施していきます。

2．計画策定の趣旨

本市では、子どもを安心して生み、育てることができる社会の構築を市の重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために、様々なメニューで子育て支援事業を展開しています。

これらは、旧4市町村の合併合意に基づく事業であります。しかし、地域によっては施設等が未整備により実施できない事業等があり、また、旧市町村で策定された行動計画も状況の変化等に伴い、実態にそぐわない面がみられるため、旧市町村の行動計画の見直しを図りながら統合し、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市実現のために、「次世代育成支援対策 佐久市行動計画」を策定するものです。

3．計画の期間及び位置づけ

「次世代育成支援対策 佐久市行動計画」の計画期間は、前期計画として平成18年度から平成21年度の4年間とし、後期計画（平成22年度から平成26年度まで）については、平成21年度までに前期計画の見直しを行った上で策定します。

4．施策の基本理念

本市では、「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」を新市の将来像とし、「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市」を目指して子育て支援を推進していきます。

次世代を担う子どもには無限の可能性と輝く未来があり、一人ひとりの子どもは家庭や社会にとってかけがえのない存在です。子どもは地域社会の中で、人と人との出会い・社会的経験を積み、生きていく知識や技術を学び成長していきます。自然に恵まれた地域を生かし、親も子ども生き生きと生活できる環境づくりをして、子育て家庭の支援をしていきます。

5．施策の基本方針

子どもの心身の健康は、父母・祖父母等身近な養育者の健康と密接に関係しています。家庭への支援について社会全体で意識を持ち、子どもが目標を持って未来に向かい成長し、自立できるように社会全体で支援するため、以下のように基本方針を定めます。

- * 子どもの人権・人格を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- * 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親・祖父母等と協力して親になることの心構えなどの教育や働きかけを支援します。
- * 社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て支援に係るニーズの多様化に対応したサービスの推進に取り組みます。
- * 子育てと仕事の両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。
- * 地域における社会資源を積極的に活用し、また、自然環境や地域の伝統文化などを、次世代に受け継ぐ取組みを推進します。

6．施策の視点

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われるよう、次の5点を基本的視点として推進します。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した支援施策を推進します。

(2) サービス利用者の視点

核家族化等の社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭のライフスタイルや子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な支援施策を推進します。

(3) 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという基本認識の下に、保護者・行政・地域が連携した支援施策を推進します。

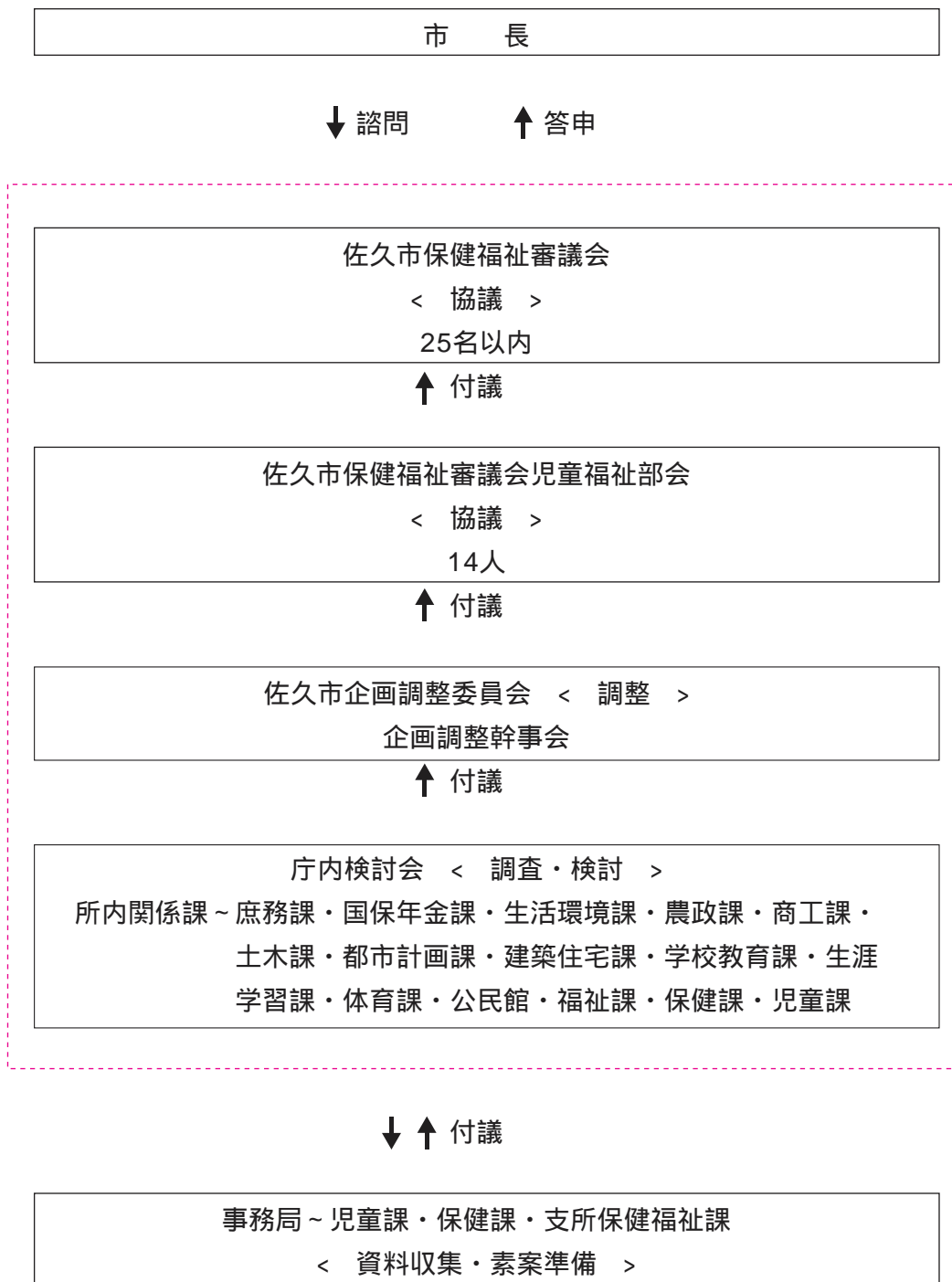
(4) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援施策を推進します。

(5) サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくために、人材の資質の向上を図ると共に、情報公開やサービス評価等の施策を推進します。

7. 計画策定体制



第2章 現状把握

1. 出生の動向

(1) 出生数

本市における出生数は微減傾向となっています。旧市町村別にみますと、旧佐久市は横ばい傾向にありますが、旧臼田町・浅科村・望月町は減少しています。

平成14年1月に公表された「日本の将来推計人口」では、晩婚化や未婚化に加え、結婚した夫婦の出生力そのものの低下によって出生数の減少が予想されており、平成15年の合計特殊出生率が1.29と過去最低となるなど、今後も少子化がより一層進行すると見込まれています。少子化は、社会保障をはじめとして、全ての分野に大きく影響をあたえることが予想されており、少子化対策は国にとっても、本市にとっても益々重要な緊急課題となっています。

表. 出生数の推移

単位：人

佐久市総計

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
915	942	919	932	924	831

旧佐久市

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
643	699	688	703	718

旧臼田町

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
134	115	120	116	102

旧浅科村

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
54	47	41	50	43

旧望月町

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
84	81	70	63	61

資料：佐久市統計

(2) 合計特殊出生率

平成16年の合計特殊出生率は、全国で見ると1.29、長野県は1.42で全国平均よりも高くなっており、本市は旧4市町村計で1.55と県よりも高くなっております。

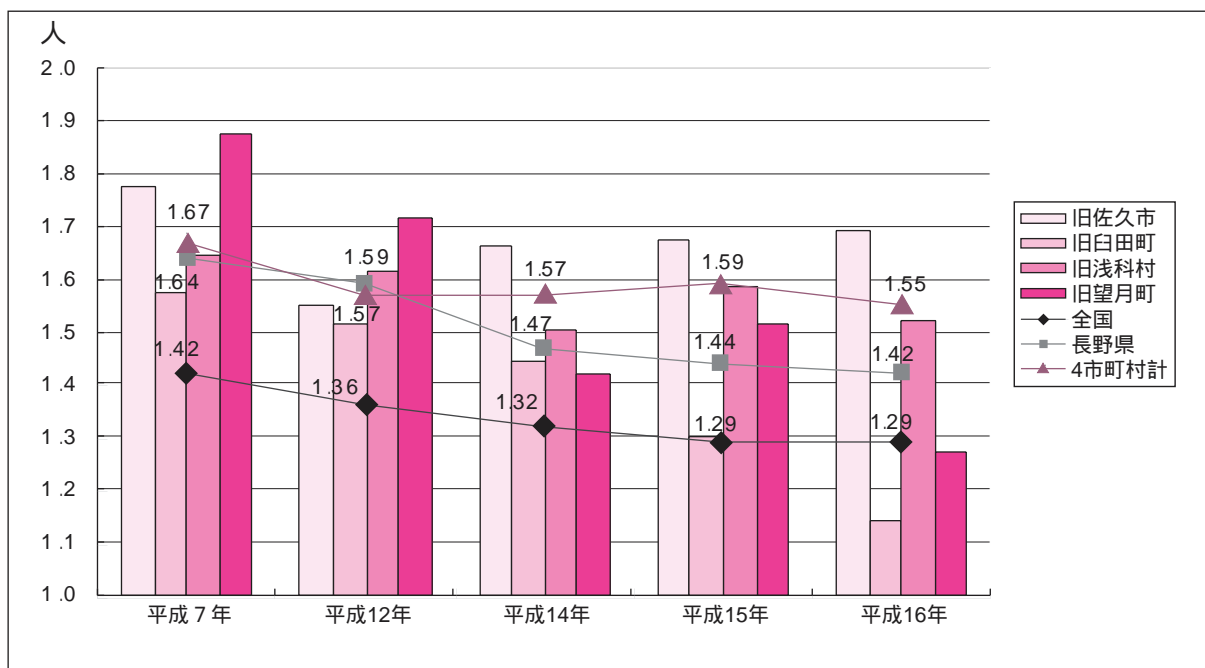
旧市町村別にみると、旧佐久市は平成14年以降増加傾向にあります。他の旧3町村は減少傾向にあります。

表．合計特殊出生率の推移

単位：人

	全 国	長 野 県	旧佐久市	旧臼田町	旧浅科村	旧望月町	4市町村計
平成7年	1.42	1.64	1.77	1.57	1.64	1.87	1.67
平成12年	1.36	1.59	1.55	1.51	1.61	1.71	1.57
平成14年	1.32	1.47	1.66	1.44	1.50	1.42	1.57
平成15年	1.29	1.44	1.67	1.30	1.58	1.51	1.59
平成16年(概数)	1.29	1.42	1.69	1.14	1.52	1.27	1.55

資料：厚生労働省「人口動態統計」、国勢調査、市保健課



2. 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

人口

平成17年の本市の人口は100,457人で、微増傾向にあり、平成12年度末の人口と比較すると、441人(0.4%)の増となっております。

旧市町村別に見ますと、旧町村は微減傾向にあります。

表. 人口の推移(旧4市町村計)

単位: 人

	人 口		
	男	女	計
平成12年	48,948	51,068	100,016
平成13年	49,104	50,659	99,763
平成14年	49,181	50,758	99,939
平成15年	49,326	50,895	100,221
平成16年	49,301	51,048	100,349
平成17年	49,042	51,415	100,457

平成12年 国勢調査・平成17年 国勢調査速報値

平成13~平成16年10月1日現在(推計値)

資料: 毎月人口異動調査

乳幼児人口(0~5歳)

本市の平成17年10月1日現在における乳幼児人口(0~5歳)は、5,531人となっております。

表. 佐久市総計 乳幼児人口の推移

単位: 人

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
5,808	5,773	5,796	5,816	5,531

旧佐久市

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
4,214	4,197	4,203	4,166

旧臼田町

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
823	854	885	878

旧浅科村

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
343	318	316	326

旧望月町

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
428	404	392	446

各年10月1日現在

資料: 毎月人口異動調査

動態別人口

本市の人口動態のうち、自然動態は減少傾向にあります。旧市町村別にみた場合、旧佐久市は、増加傾向にあります。

また、社会動態についても同様な傾向があります。

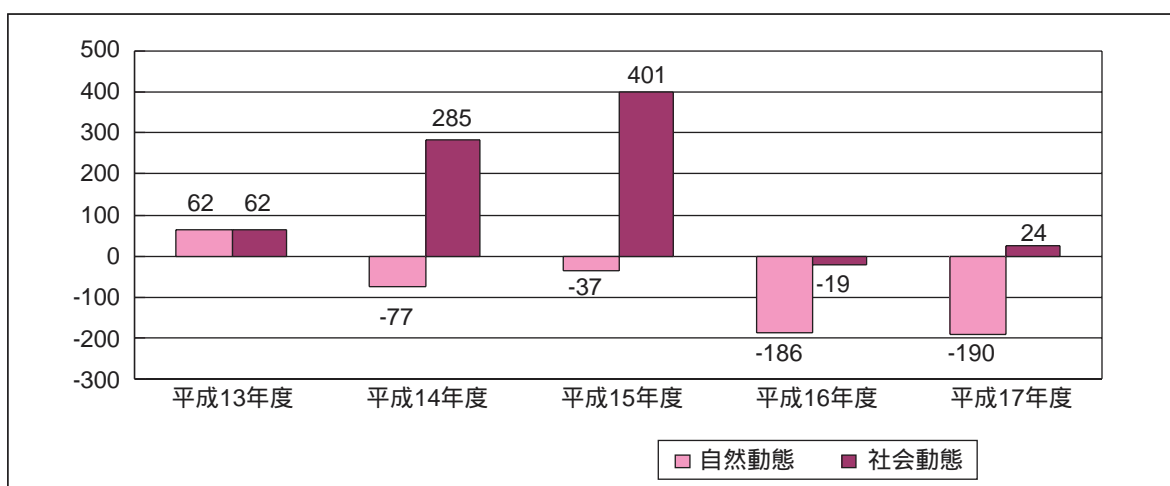
表．人口動態の推移（旧4市町村計）

単位：人

	自然動態（人）			社会動態（人）		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成13年	953	891	62	4,317	4,255	62
平成14年	894	971	77	4,654	4,369	285
平成15年	938	975	37	4,527	4,126	401
平成16年	890	1,076	186	4,083	4,102	19
平成17年	842	1,032	190	3,496	3,472	24

各年度3月31日現在

資料：住民基本台帳



外国人登録人口

平成17年10月1日現在における外国人の総登録人口は1,391人で、国別では中国が最も多く352人でした。

表．外国人登録人口（旧4市町村計）

単位：人

国名	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
中国	218	217	230	285	352
タイ	314	318	330	323	320
フィリピン	127	139	141	142	148
ブラジル	284	240	235	222	191
韓国	93	97	96	103	118
その他	293	293	278	314	262
計	1,329	1,304	1,310	1,389	1,391

各年10月1日現在

資料：外国人登録国籍一覧表

年齢別・性別人口構成

平成17年10月1日現在における年齢別人口構成をみると、55～59歳が7,226人で最も多く、7.2%を占めています。次いで50～54歳、30～34歳となっています。

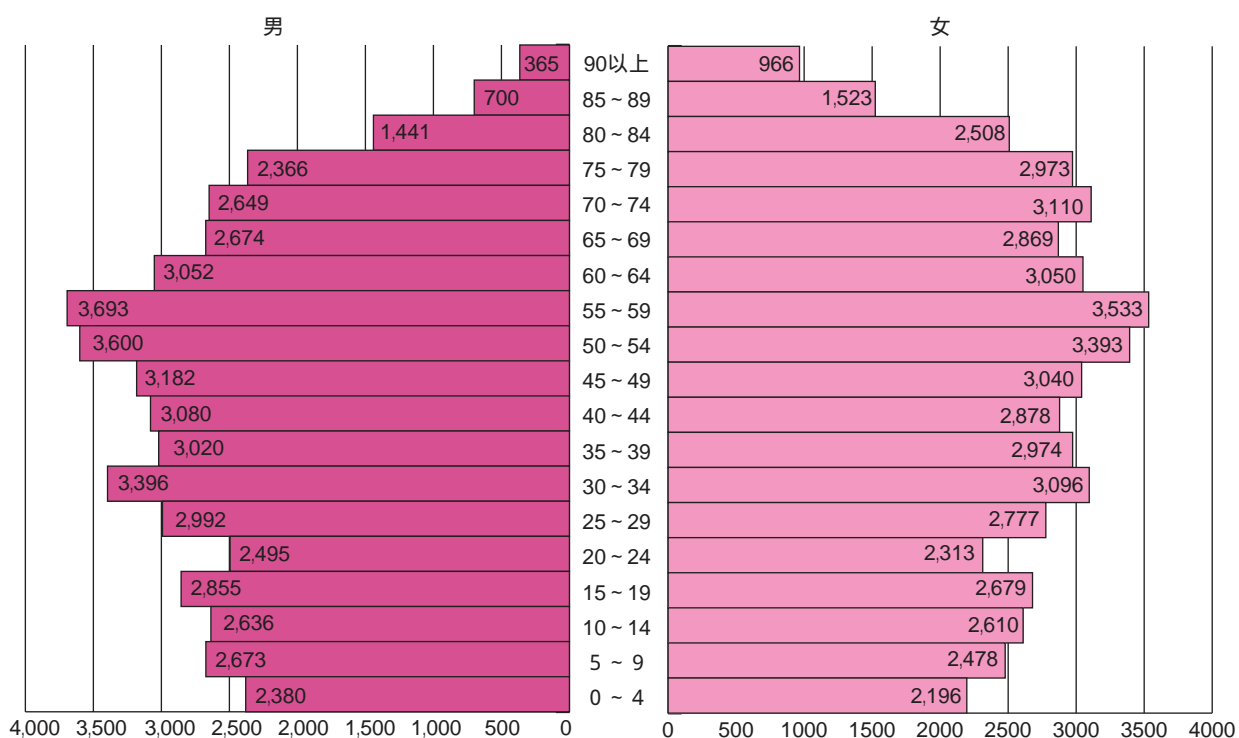
表・年齢別人口

単位：人

	男	女	合計
0～4歳	2,380	2,196	4,576
5～9	2,673	2,478	5,151
10～14	2,636	2,610	5,246
15～19	2,855	2,679	5,534
20～24	2,495	2,313	4,808
25～29	2,992	2,777	5,769
30～34	3,396	3,096	6,492
35～39	3,020	2,974	5,994
40～44	3,080	2,878	5,958
45～49	3,182	3,040	6,222
50～54	3,600	3,393	6,993
55～59	3,693	3,533	7,226
60～64	3,052	3,050	6,102
65～69	2,674	2,869	5,543
70～74	2,649	3,110	5,759
75～79	2,366	2,973	5,339
80～84	1,441	2,508	3,949
85～89	700	1,523	2,223
90以上	365	966	1,331

平成17年10月1日現在

資料：市民課 地区別年齢別人口集計表



(2) 世帯の状況

近年の国勢調査によると、世帯数は増加しており、平成17年では昭和60年に対して8,549世帯増加し、その増加率は31.9%となっています。一方平均世帯人員は昭和60年では3.51であったのが平成17年では2.85となっています。

世帯構成では、その他世帯が減少し、単身・夫婦のみ・夫婦と子の世帯等が増加しており、世帯の小規模化が進んでいます。

表・世帯の状況(旧4市町村計)

単位：世帯

	世帯数	平均世帯人員	単身世帯	夫婦のみ世帯	夫婦と子の世帯	1人親世帯	その他世帯
昭和60年	26,728	3.51	3,512	4,371	8,944	666	9,235
平成2年	28,759	3.32	4,557	5,225	9,010	736	9,231
平成7年	31,483	3.10	6,096	6,171	9,366	812	9,038
平成12年	33,836	2.96	7,185	7,087	10,060	846	8,658
平成17年	35,277	2.85	-	-	-	-	-

各年10月1日現在(平成17年は速報値)

資料：国勢調査

(3) その他の状況

障害のある児童に対する手当の受給者数

平成17年度における障害のある児童に関する手当の受給者数は「特別児童扶養手当」197人、「障害児福祉手当」29人となっています。

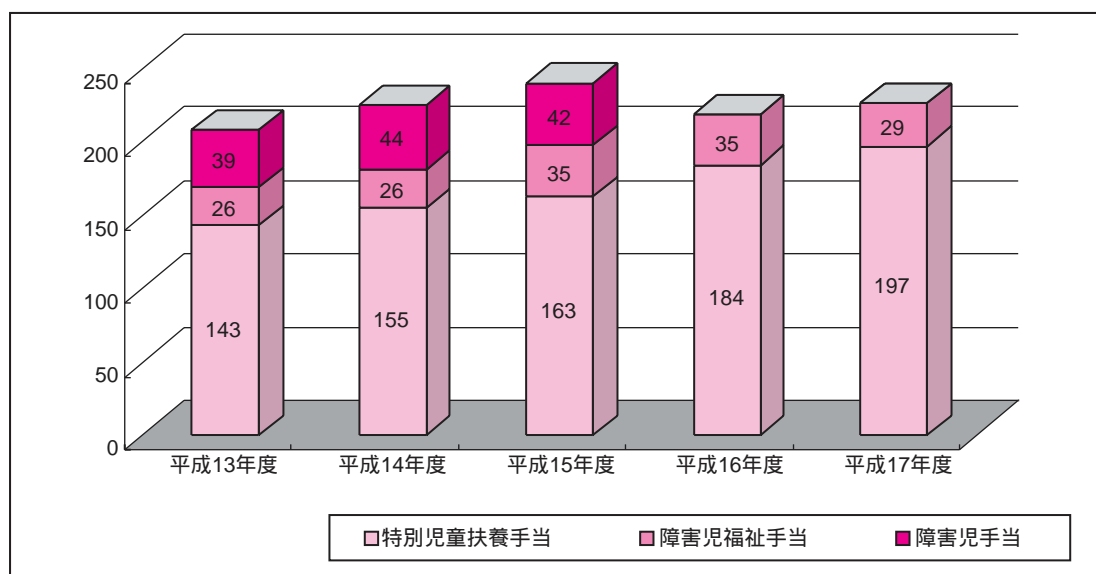
(*平成16年度より県単事業の障害児手当は無くなりました。)

表・障害児手当等の受給者数(旧4市町村計)

単位：人

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	障害児手当
平成13年度	143	26	39
平成14年度	155	26	44
平成15年度	163	35	42
平成16年度	184	35	-
平成17年度	197	29	-

資料：児童課



児童相談

佐久児童相談所における、本市の相談件数は300件前後で推移していましたが、平成17年度は、164件となっています。

児童福祉施設へ入所するケースは24件で推移しています。

児童虐待件数は10件前後で推移しています。

表．児童相談所相談受付件数（旧4市町村計）

単位：人

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
養護相談		58	48	41	59	48
発達・障害・育成 相談		256	229	243	227	101
非行相談		7	11	11	4	10
その他		6	1	10	1	5
再掲	児童福祉施設 入所	18	28	24	24	24
計		327	289	305	291	164

資料：佐久児童相談所

表．児童虐待件数（旧4市町村計）

単位：人

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
佐久市	12	11	10	11	11
長野県	335	378	465	509	-
全 国	23,274	23,738	26,569	33,408	-

資料：佐久児童相談所

3．就学前児童の居場所

平成17年10月1日現在、5歳以下人口は5,527人です。「保育園」に在園している児童が45.3%、「保育園外」が54.7%となっています。年齢が高くなるに従って保育園にいる割合が大きくなります。

表．就学前児童の居場所

単位：人、%

	0歳		1歳		2歳		3歳		4～5歳		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
保育園	60	7.3	156	16.9	252	27.3	641	67.8	1,395	72.5	2,504	45.3
保育園以外	758	92.7	763	83.1	670	72.7	305	32.2	527	27.5	3,023	54.7
合計	818	100	919	100	922	100	946	100	1,922	100	5,527	100

平成17年10月1日現在

資料：地区別年齢別人口集計
児童課

4. 保育サービスの現状

(1) 保育園

保育園の概要

保育園は、児童福祉法に基づき、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする福祉施設です。平成17年10月1日現在、本市内には公立保育園20園、私立保育園8園、あわせて28園あります。利用率をみますと公立92.4%、私立104.3%となっています。公立保育園は減少傾向にあります。

表. 保育園の概要

単位：ヶ所、人、%、人

年	公私計	施設数	定員 A	利用児童数 B	利用率 B/A	利用児童数年齢別内訳		
						3歳児 未満	3歳児	4歳児 以上
平成 13年	公	20	1,630	1,575	96.6	411	638	1,475
	私	8	895	949	106.0			
	計	28	2,525	2,524	99.9			
平成 14年	公	20	1,650	1,565	94.8	402	655	1,449
	私	8	895	941	105.1			
	計	28	2,545	2,506	98.4			
平成 15年	公	20	1,650	1,564	94.7	464	640	1,454
	私	8	930	994	106.8			
	計	28	2,580	2,558	99.1			
平成 16年	公	20	1,670	1,552	92.9	472	650	1,442
	私	8	950	1,012	106.5			
	計	28	2,620	2,564	97.8			
平成 17年	公	20	1,670	1,544	92.4	483	651	1,401
	私	8	950	991	104.3			
	計	28	2,620	2,535	96.7			

各年10月1日現在（平成16年度まで4市町村計）

資料：児童課

乳児保育

乳児の受け入れを促進し、途中入所にも対応できるように市内25保育園（望月・協和・春日を除く）で体制を整えています。

表. 乳児保育の利用状況

単位：人

年度	乳児数
平成13年	55
平成14年	58
平成15年	55
平成16年	69
平成17年	63

各年10月1日現在（平成16年度まで4市町村計）資料：児童課

資料：佐久市統計

障害児保育

集団保育が可能な心身に障害のある児童を受け入れ、心身の発達と社会性を身につけさせるため、公私立全園で実施しています。

表．障害児保育の利用状況 単位：人

年度	園児数
平成13年度	40
平成14年度	39
平成15年度	43
平成16年度	53
平成17年度	45

各年度3月31日現在（平成16年度まで4市町村計）資料：児童課

延長保育（長時間保育）

保育時間（通常保育時間）は午前8時から午後4時までですが、さらに2時間から3時間30分の延長保育を実施しています。

- ・開所時間の後の2時間延長（公立5園）
- ・開所時間の後の3時間延長（公立15園、私立6園）
- ・開所時間の後の3時間以上延長（私立2園）

保育園の開設時間

保育園の開設時間は「7：30～19：00」の形態が19園と一番多くなっています。

表．保育園の開設時間別

開設時間	実地園数
7：00～19：00	2
7：30～18：00	5
7：30～19：00	19
7：30～19：30	2
計	28

資料：児童課

一時保育

保育園で、未就園児を一時的に保育する制度です。旧浅科村は平成14年度より、旧望月町では平成16年10月より実施しています。

表．一時保育の利用状況

単位：人

年度	延利用実人数				合計
	旧佐久市	旧臼田町	旧浅科村	旧望月町	
平成13年度	3,934	205			4,139
平成14年度	3,489	437	22		3,948
平成15年度	3,827	439	9		4,275
平成16年度	3,478	910	10	80	4,478
平成17年度					5,352

各年度3月31日現在

資料：児童課

休日保育

日曜日及び休日に保護者の就労等により、家庭で保育できない児童を保育園で保育を行うことで保護者の子育てと仕事の両立を支援する事業を、平成16年度より岩村田保育園・岸野保育園で実施しています。

平成17年度利用状況

保育園名	登録児童数	延べ利用児童数
岩村田保育園	41人	206人
岸野保育園	20人	198人

(2) 家庭保育員の状況

平成17年度における家庭保育員は5人、利用児童数は年間延べ336人となっています。0歳児の占める割合は14.5%です。平成14年度以降330人前後の児童が利用しています。

単位：人

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
家庭保育員	5	5	5	5	5
利用児童数	277	326	324	342	336
0歳	50	50	69	71	49
1～2歳	227	276	255	271	287

資料：児童課

(3) ファミリーサポート事業

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として市民相互援助活動を支援する事業で、佐久市社会福祉協議会が有償で実施しています。

援助の内容は次のとおりです。

《事業内容》

保育施設等への送迎

子どもの預かり（軽い病気時也可）

その他、一時的に子育て援助が必要なときに子どもを預かる。

《平成17年度実施状況》

平成15年1月から開始されたファミリーサポート登録会員数は、平成17年度において36人で、提供会員は2人となっています。

利用状況は利用件数3件、利用児童数1人、延時間数3.5時間となっています。

登録会員数		利用状況	
利用会員	36人	利用件数	3件
提供会員	2人	利 用 実児童数	1人
両方会員	0		
合計	38人	延時間数	3.5時間

資料：社会福祉協議会

(4) 幼稚園

平成17年度における幼稚園数は6園、学級数は40学級、園児数は829人、教職員数は82人となっています(5月1日現在)。なお、本市に公立幼稚園は設置されていません。

幼稚園の状況

地区名	佐久地区	臼田地区	浅科地区	望月地区
幼稚園数(か所)	3	1	1	1
学級数(クラス)	29	5	3	3
定員(人)	820	105	90	90
園児数(人)	631	98	31	69
教職員数(人)	58	9	5	10

平成17年5月1日現在

資料：学校教育課

5. 各種事業の実施状況

(1) 児童館

児童館は、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設です。

本市では、21世紀を担う子どもたちが、心身ともに健全に育成されるために、子育て支援の地域の拠点として、「児童館」の計画的な整備充実を進め、旧佐久市内全ての小学校通学区に児童館を整備しました。また、平成16年度末に岩村田小学校区の遠距離通学対応の小田井児童館を整備し、現在旧佐久市内に11館設置されています。また平成17年度には臼田地区2館、浅科地区1館計3館を建設しました。

児童館は、『遊びは仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響がある』との認識の基に、児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所として児童館運営を行っています。

また、地域の子育て支援の一環として、子育てサロン、家庭児童相談等を実施するとともに、児童館を午前中開放し、親子で安心して遊ぶことができる場、子育てに関する情報交換・交流の場として提供しています。

平成17年度における児童館の利用状況をみると、利用総数は260,009人で、小学生が246,128人で最も多く利用しています。また全館1日平均利用者は768人です。

平成12年以降利用者数が増加しています。

表. 児童館の利用状況

単位：人

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
小学生	117,011	155,969	187,733	207,692	220,143	246,128
就学前児童	1,829	5,165	5,040	6,951	8,478	7,900
保護者	1,470	3,944	4,165	5,502	6,290	5,981
合計	120,310	165,078	196,938	220,145	234,911	260,009
全館1日平均利用者数	414.9	687.6	655.9	738.5	770.2	768.0

資料：児童課

(2) 学童クラブ

放課後児童健全育成事業として「学童クラブ」を小学校の通学区毎に設け、児童に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的として運営しています。

表．利用状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
対象児童(人)	863	1,281	1,293	1,259	1,254
利用児童(人)	76	152	189	226	159
利用率(%)	8.8	11.8	14.6	17.9	12.6

* 数値は旧3町村の計(旧望月町は平成14年度より実施)

対象児童数については、学校基本調査による1年生～4年生までの総生徒数

利用できる児童は、保護者が仕事、病気、介護等の理由で保護に欠けると認められた場合
利用児童数については月平均利用数

(3) 家庭児童相談

児童の育成相談や保護者の子育て不安などに対応するため、平成11年度から、子ども特別対策推進員と児童館長による面接指導、電話相談、情報提供などを行う家庭児童相談を実施しています。

平成17年度における延相談件数は1,114件となっており、相談内容の内訳では「教育・しつけ」が699件で最も多く年々増加しています。

表．相談状況

単位：件

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
保護者からの相談	753	939	1,092	1,114
家庭・生活環境	55	104	69	19
発育・発達	119	94	76	145
養育不安	56	89	92	37
虐待	4	16	32	28
教育・しつけ	385	373	58	699
非行等	23	19	42	36
その他	111	244	197	150

* 平成16年度までの数値は旧佐久市のもの。

資料：児童課

(4) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診状況は、年々高くなってきていましたが、平成17年度の状況では、前年度を下回っています。

表：受診状況

単位：人、%

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
4か月児健診	受診対象者数(人)	965	918	914	943	877
	受診者数(人)	862	872	881	898	816
	受診率(%)	89.3	94.9	96.3	95.2	93.0
10か月児健診	受診対象者数(人)	988	916	959	928	914
	受診者数(人)	881	859	894	898	830
	受診率(%)	89.1	93.7	93.2	96.7	90.8
1歳6か月児健診	受診対象者数(人)	947	985	915	959	988
	受診者数(人)	827	896	854	893	859
	受診率(%)	87.3	90.9	93.3	93.1	86.9
3歳児健診	受診対象者数(人)	1,031	1,017	1,009	936	1,058
	受診者数(人)	932	919	940	868	942
	受診率(%)	90.3	90.3	93.1	92.7	89.0

* 平成16年度までの数値は旧4市町村計

資料：保健課

旧佐久市の10か月児健診の数値は7か月児健診の数値による。

旧浅科村は4か月児健診が3・4か月児健診、10か月児健診が9・10か月児健診の数値

6. 佐久市子育て支援施策（平成18年度）

	事業名	事業内容	対象者	担当課
	・健康診査事業			
1	妊婦一般健康診査 （委託券）	妊婦一般健康診査受診票により妊娠前期に1回、 後期に1回県内医療機関にて受診	妊婦	保健課
2	4か月児健康診査	母子保健法に基づき、乳児（4か月児）の健康診 査を実施する。	4か月児	保健課
3	乳児一般健康診査 （委託券）	乳児一般健康診査受診票（委託券）により市内医 療機関にて受診（7か月児健康診査）	7か月児	保健課
4	10か月児健康診査	母子保健法に基づき、乳児（10か月児）の健康診 査を実施する。	10か月児	保健課
5	1歳6か月児健康診査	母子保健法に基づき、幼児（1歳6か月児）の健 康診査を実施する。	1歳6～8 か月児	保健課
6	3歳児健康診査	母子保健法に基づき、幼児（3歳児）の健康診査 を実施する。	3歳児	保健課
	・母子保健・相談指導事業			
7	妊婦保健指導事業	母子健康手帳交付時に保健相談・指導を実施する。	妊婦	保健課
8	出生届出時相談・指導 事業	出生届時に父親に対し育児等に関する相談指導を 行う。	出生届者 （主に父親）	保健課
9	母と子のすこやか相談 室事業	発育、発達、病気予防等母子保健全般にわたる相 談指導を年間通して実施	市民	保健課
10	母子通園施設健康相談 （かしの実園）	担当保健師による健康相談と衛生教育を実施する。	通園児と 保護者	保健課
11	いきいき相談	心理相談員、言語・聴覚士等による個別相談。予 約にて実施	乳幼児と 保護者	保健課
12	妊産婦あんしん育児支 援事業	育児に不安のある妊産婦に対し産科医の紹介によ り小児科医の育児指導を受けることにより育児不 安の解消を図るとともに、かかりつけ医の確保を 図る。	妊婦と産後 1年未満の 乳児を育て ている母親 及びその配 偶者	保健課
	・母子訪問指導事業			
13	子育てママさんサポー ト事業（育児支援家庭 訪問事業）	育児支援の必要な家庭に助産師、保健師などによ る訪問指導、援助を継続して実施する。	児と保護者	保健課
14	乳児訪問指導事業	乳児の健やかな発育発達を図るため保健師・助産 師等の訪問指導を実施（全出生児対象）	生後2か月 以内の乳児	保健課
15	産婦訪問指導事業	産後2か月以内の産婦に対し健康確認と育児保健 指導を乳児訪問に併せて実施	産婦	保健課
16	乳幼児訪問指導事業	医療機関からの連絡、健診・相談後のフォロー、 又は訪問指導が必要な乳幼児に対して訪問による 相談・指導を実施する。	乳幼児と親	保健課

第2章 現状把握

	事業名	事業内容	対象者	担当課
17	産前学級 (パパママ教室)	赤ちゃんの抱っこ体験、先輩ママとの交流を通して生まれてくる我が子への愛情を育み親となる意識を高めると共に栄養・保健指導等実施	妊娠中の夫婦	保健課
18	離乳食教室 (前期・中期)	離乳食の作り方の実習指導、試食を実施することで、食事の第1歩である離乳食の基本を学ぶ場とする。	主に第1子の母	保健課
19	ハローベビー	同月令の児と親が集い健康・育児について学び、遊びを通して親子の関わり、親同士の交流により育児不安の解消を図る。	生後5～6か月児と保護者	保健課
20	のびのび広場	乳幼児健診において発育・発達についてフォローになった児を対象に発達を支援するための個別相談を行う。	乳幼児と保護者	保健課
21	元気っ子クラブ (発達支援教室)	1歳6か月児健診等の結果、発達・育児支援が必要な親子に対し集団で療育指導を行う。	およそ1歳6か月児から3歳児と保護者	保健課
22	「ハッピーズ」への支援	多胎児をもつ親の会への助言と支援	児と保護者	保健課
23	「たんぼぼの会」への支援	ダウン症児をもつ親の会への助言と支援	児と保護者	保健課
	・口腔歯科保健センター事業			
24	口腔歯科保健センター事業	嘱託の歯科医師を配置して乳幼児から高齢者までの総合的な口腔歯科保健事業を推進するとともに、口腔歯科保健に関する学習会・研修会を実施する。	市民	保健課
25	乳幼児歯科保健指導事業	歯科衛生士により乳幼児健診等において親に対する歯科指導実施	乳幼児の親	保健課
26	乳児う歯予防事業 (RDテスト)	10か月健診においてRDテストを使用して、乳児の口腔内の虫歯菌の数の多少を判定し、その結果に基づいた個別指導を実施	生後10か月児と保護者	保健課
27	1歳6か月児歯科健康診査	母子保健法に基づき、幼児(1歳6か月児)の歯科健康診査を実施する。	1歳6～8か月児	保健課
28	3歳児歯科健康診査	母子保健法に基づき、幼児(3歳児)の歯科健康診査を行う	3歳児	保健課
29	歯の教室	幼児に対するう歯予防の教室を行う。	2歳半～3歳児	保健課
30	歯科健康相談日	歯科相談日を設け、市民に対し、歯に関する相談の実施	市民	保健課
31	妊婦歯科保健指導事業	妊娠届出時及び産前学級時に妊婦に対する歯科保健指導を行う。	妊婦	保健課
32	障害児訪問歯科指導事業	在宅の障害児に対し、歯科衛生士が訪問し、口腔歯科保健指導を実施する。	療育手帳A1・身障手帳1級・精神保健手帳1級の在宅療養者	保健課

	事業名	事業内容	対象者	担当課
33	保育園児歯科指導事業	市歯科衛生士によるブラッシング指導を中心とした歯予防事業	保育園児	保健課 児童課
34	フッ素洗口法による歯予防事業	小中学校児童生徒に対しフッ素洗口(0.2%濃度)による歯予防及び啓発	小中児童・生徒	学校 教育課 保健課
35	フッ素洗口歯予防効果判定事業	フッ素洗口法による歯予防の効果を判定のため概ね6年に1回歯科検診を実施	小6年生対象	学校 教育課 保健課
	・母子保健関係交付事業			
36	母子健康手帳交付	母子保健法に基づき妊娠中の健康管理と健康増進を図る。	妊婦	保健課
37	赤ちゃん手帳交付	乳幼児の健康の保持増進と育児不安の解消、市事業の周知等を図るため出生届出時に交付する。	出生児の保護者	保健課
	・思春期保健事業			
38	思春期・赤ちゃんふれあい体験学習	中学生が乳児健診の場において乳児の抱っこ体験と母との交流を行い乳児への理解と命の大切さ、思いやりの心を育むための体験学習を実施する。	中学生	保健課
39	思春期相談	母と子の相談室において思春期に関する相談に対応する。	本人・親等 家族	保健課
	・不妊治療助成事業			
40	コウノトリ支援事業	不妊治療の夫婦に対する医療費の助成	不妊治療を希望する夫婦	保健課
	・予防接種事業			
41	予防接種法による定期予防接種の実施	三種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風)、二種混合(ジフテリア・破傷風)、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎を実施	乳幼児・児童生徒	保健課
42	結核予防法による定期予防接種	B C Gの実施	乳幼児	保健課
	・啓発事業			
43	子育てビデオの活用	乳児編(2編)、幼児編により乳幼児訪問時、教室、健診等で普及を図っている	市民、関係 機関等	保健課
44	広報・保健だより・健康だより・FM等による啓発	健診、教室、予防接種等のお知らせ、新規事業啓発記事等の掲載。「FMさくだいら」・健康カレンダー等による啓発	市民	保健課
45	母子保健管理システム事業	出生届(赤ちゃん手帳交付)から市が実施している乳幼児健康診査の結果を入力することにより、個人のデータが経年管理でき発達状況の確認ができる。また、要経過観察児の追跡管理・指導体制が充実する。	乳幼児健康 診査を受診した全乳幼児	保健課

第2章 現状把握

	事業名	事業内容	対象者	担当課
	・公民館育児支援事業			
46	乳幼児学級	市内4地区館及び本館において乳幼児と母親同士がつどい、育児について学び、交流し地域におけるつながりを育む。終了後、親子の自主活動グループを結成	乳幼児親子等	公民館
	・生涯学習課子育て支援事業			
47	ジュニアリーダー研修事業	小学校5、6年生を対象に、体験活動を通してリーダーとしての技能・態度を身につけ、地域活動や子ども会等の活性化を図る。	小学校5、6年生	生涯学習課
48	子どもまつりの開催	親子で遊具などを制作し、手作りの楽しさにふれながら、幅広い年齢層の指導者との交流も図れるまつりを開催する。	保育園児・小学生	生涯学習課
49	ふるさと創生人材育成事業 中学生海外研修事業	市内中学3年生を対象にしてアメリカ、サンフランシスコ近郊のモデスト市の一般家庭にホームステイを実施し、国際感覚を身につける。	中学3年生	生涯学習課
50	ふるさと創生人材育成事業 越後スノーライフ	佐久市・静岡市・上越市の三市の小学生・中学生・高校生が雪国ならではの生活体験活動を通して自然に対する理解を深め、健全な心身を養う。	小学生・中学生・高校生	生涯学習課
51	子どもセンター事業	子ども向け情報を提供する「佐久っ子だより」の発行を行う。また、青少年の体験活動やボランティア活動を支援する人材登録と紹介のコーディネートを行う。この他、活動の支援及び子どもの週末活動を支援するためのパンフレットの作成と配布を行う。	保育園児・小学生・中学生・高校生	生涯学習課
52	青少年育成事業	各地区青少年育成推進員が地区育成会、支部PTA、子ども会等との連携により青少年育成事業を推進している。事業支援として青少年健全育成の推進を図ることを目的とした地区育成会の活動に対し、補助金を交付する。	保育園児・小学生・中学生・高校生	生涯学習課
53	青少年美化清掃活動 清掃用具配布事業	地区育成会が行う清掃活動へ清掃用具を無料配布する。	保育園児・小学生・中学生・高校生	生涯学習課
54	青少年補導事業	週4回街頭補導を実施し、下校途中の児童、生徒への「愛のひと声」活動を実施する。また、市内の中・高等学校を訪問し、情報交換等懇談会を実施するほか、これらの状況を毎月1回「みちびき」として公民館報に掲載しお知らせする。	小学生・中学生・高校生	生涯学習課
55	子ども自習室の設置	平成13年12月から野沢会館内に、また、平成16年6月末から中込学習センター内に「子ども自習室」を設置し、自主学習環境の整備を図る。	小学生・中学生・高校生	文化施設管理室

	事業名	事業内容	対象者	担当課
	・子育て支援事業			
56	つどいの広場事業	乳幼児をもつ親を対象に子どもとともに参加し、身近な相談や交流ができるよう4地区で週3回開催する。	幼児親子等	児童課
57	子育てサロン事業	子育て真っ最中の親の育児不安の軽減を図るため、親子が気軽に集まって遊びながら情報交換をしたり、悩みを相談できるよう、全児童館で月2回開催（年280回程度）	幼児親子等	児童課
58	育児講座事業	子育て不安の軽減と育児知識の普及を図るため児童館で子育て講話・料理講習を開催する。	幼児親子等	児童課
59	子育て専門相談員の設置	育児経験豊富な地域住民から相談員を委嘱し、育児相談・指導にあたる。	乳幼児の保護者	児童課
60	う歯予防教育講座	子育てサロン時に歯科医師による歯の健康教育の実施		保健課 児童課
61	佐久市こども特別対策推進員の設置	市が子ども特別対策推進員を設置し、常時子育て相談指導に対応。	市民	児童課
62	家庭児童相談室運営事業	児童課及び全児童館（館長が相談員を兼務）で子どもに関する様々な相談に応じる。	児童及び関係者	児童課
63	保育所巡回相談事業	児童相談所巡回相談の協力、保護者及び保育士の依頼により児童の発達及び指導助言を行う。	児童保護者	児童課
	・心身障害児対策事業			
64	障害児通園訓練事業	心身障害児母子通園訓練施設（かしの実園）において保育、訓練、及び健全な母子関係の形成を援助・指導する。	心身障害児と親	児童課
	・母子父子家庭支援事業			
65	お兄さんと遊ぼう事業	ボランティアのお兄さんやお姉さんとの交流や集団活動を通して、社会のルールを学び、子どもたちの自立心や社会性を高めることを目的に、月1度開催	母子父子家庭の児童	児童課
	・子ども未来館			
66	子ども未来館運営事業	子どもたちの科学的探求心や自発的、創造的実践活動を通して、次代を担う子どもたちの未来への夢を育み健全な成長を図るための事業 H18.1月末現在 入館者累計 374,934人	幼児から大人	児童課
67	子ども未来館施設整備事業	地震体験装置を設置し、地震のメカニズム、地球の構造等を科学的に学ぶ。	幼児から大人	児童課
	・児童館事業			
68	児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする目的で、児童館を運営し、また、学校完全週5日制の受け皿として各種の事業・行事を実施。	小学生	児童課

第2章 現状把握

	事業名	事業内容	対象者	担当課
69	児童館の日曜開館事業	日曜日における留守家庭児童等への対応として、岩村田児童館・中込児童館で実施	小学生	児童課
70	養護学校児童・生徒受入	児童館の機能を活用し、重度の障害のある児童・生徒に遊びや活動の場を提供する。実施児童館～中佐都児童館・泉児童館	養護学校児童・生徒	児童課
71	児童館午前中開放事業	全児童館を、小学生が利用しない午前中、保護者同伴の就学前児童に安全な遊び場として開放	保護者同伴の就学前児童	児童課
72	児童館建設事業	小学校通学区単位毎に児童館を建設及び遠距離通学区等の児童館整備	保護者同伴の就学前児童及び小学生	児童課
73	放課後児童健全育成事業(学童・児童クラブ)	共働き家庭等の放課後の児童健全育成事業として居場所の提供と適切な遊びの指導	小学生	児童課
	・児童保育事業			
74	公立保育所運営事業	公立保育所19園の運営事業	公立保育園	児童課
75	私立保育所委託事業	私立保育所8園への運営費の補助事業	私立保育園	児童課
76	障害児保育事業	集団保育が可能で保育に欠ける障害児を保育所で受け入れる事業	就学前児童	児童課
77	長時間保育事業	保護者の就労等により通常の保育時間を超えて保育を実施する事業	就学前児童	児童課
78	乳児保育事業	働く保護者の就労と保育を支援するため、乳児を受け入れる事業	乳児	児童課
79	一時保育事業	保護者のやむを得ない事情に対応するため臨時又は緊急に児童を保育所に受け入れる事業	就学前児童	児童課
80	1歳児保育推進事業	育児休業明けの保護者の利便のため、1歳児の受け入れの拡大を図る事業	1歳児	児童課
81	病児・病後児保育事業	子育てと就労支援の一環として、病気又は病気の回復期にある児童を保育園等で一時的に預かる事業	1歳から就学前児童	児童課
82	広域入所保育事業	保護者の勤務等の都合により居住地以外の市町村の保育所に児童を受け入れる事業	就学前児童	児童課
83	地域活動事業	保育事業を通して未就園児、小学校低学年児童、高齢者との世代間交流等を図る事業	市民	児童課
84	地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対し、育児相談・料理教室・講演会等を開催し、育児支援を行う事業	市民	児童課
85	家庭保育事業	家庭保育員を設置し、保育に欠ける児童に対し適切な保護を加える事業	3歳児未満	児童課
86	休日保育事業	休日に、保育に欠ける児童の保育を行うことにより、子育てと就労の両立を支援	保育園通所児童	児童課
87	保育キーパー設置事業	児童と高齢者の交流を図ることにより児童の情操教育と高齢者の生甲斐づくりを推進する。	公立保育園	児童課

	事業名	事業内容	対象者	担当課
88	公立保育園苦情相談窓口の設置	公立保育園の児童・保護者の苦情・要望等に、迅速かつ適切に対応するため、第3者を加えた苦情相談窓口を設置し、保育サービスの向上を図る。	公立保育園	児童課
89	防災用ヘルメットの配布	保育園に防災訓練用等にヘルメットを配布し、児童の防災意識の向上を図る。	保育園	児童課
90	保育所整備	公立保育園の建設及び改修、私立保育所整備補助	保育園	児童課
	・児童遊園事業			
91	児童遊園補助事業	児童に健全な遊びを与え、健康増進、情操を豊かにすると共に区が児童遊園を設置・補修する事業に要する経費の補助を行う。	区	児童課
	・母子福祉事業			
92	児童扶養手当	母子家庭等の生活の安定と自立を助け児童福祉の増進を図る。	母子家庭等	児童課
93	母子寡婦福祉資金貸し付け事業	県の貸し付け制度の相談及び申請窓口	母子家庭等	児童課
94	母子小口貸付事業	佐久市母子寡婦福祉会の貸付事業	母子家庭等	児童課
95	母子寡婦福祉資金借入利子補給	母子寡婦福祉資金の借入利子について経過措置を設けて利子補給を行う。	母子家庭等	児童課
96	母子家庭等家庭協力員派遣事業	一時的に介護保育等のサービスが必要な家庭に協力員を派遣する。	母子家庭等	児童課
97	母子家庭自立支援給付事業	自立支援教育訓練給付金、常用雇用転換奨励金、高等技能訓練促進費の支給	母子家庭の母・事業主	児童課
98	交通・災害遺児等給付金支給事務	遺児等を対象に支給	交通・災害遺児等	児童課
99	助産施設入所制度	保健上必要があり経済的理由により入院助産ができない場合に実施	母、妊産婦	児童課
100	母子生活支援施設入所制度	配偶者のいない女子等の看護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、施設で保護する。	該当する母及び児童	児童課
	・障害児福祉事業			
101	特別児童扶養手当	国の事業で、精神又は身体に障害のある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的に支給するものであり、市は進達事業を行っている。	20歳未満の対象児	児童課
102	障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の障害児に対して支給	20歳未満の対象児	児童課
103	児童補装具給付事業	身体障害者手帳所持者に車椅子、装具等を給付する。	18歳未満	福祉課
104	佐久市心身障害児(者)タイムケア事業	在宅の心身障害児(者)が家庭において一時的に介護できない時、障害児(者)を民間団体又は近隣等に介護を委託する事業(年間300時間以内)	在宅の心身障害児(者)	福祉課

	事業名	事業内容	対象者	担当課
	・児童居宅生活支援費			
105	児童居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。	18歳未満の 対象児	福祉課
106	児童デイサービス事業	通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う。	18歳未満の 対象児	福祉課
107	児童短期入所事業 (ショートステイ)	保護者の病気その他の理由により児童福祉施設等に短期間入所し、必要な支援を行う。	18歳未満の 対象児	福祉課
108	児童手当支給事業	児童を養育する保護者の内、一定所得範囲内で小学校修了までの児童を養育する者に児童手当を支給する。	児童の親	国保 年金課
109	児童福祉医療給付事業	小学校就学前までの乳幼児及び一定所得範囲内の母子家庭の母子等、父子家庭の父子に支払った医療費を支給する。	乳幼児・母 子等・父子	国保 年金課

平成18年度主な新規事業

*のびのび広場(20)

*病児・病後児保育事業(81)

第3章 施策の展開

1. 子育て施策の推進計画（行動計画）

本市では、「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」を目指し、保健・医療・福祉・介護の各分野の連携による福祉施策を進めています。

少子化が進む中で子育て支援対策は、まちづくりの最も重要な課題の一つであり、これからは、地域社会・企業・行政が連携し、またそれぞれの立場において子育て世代を支えていかなければなりません。

本市では、安心して子どもを生み、育てられる環境の整備と出生率向上に向けて、行動計画策定指針により、現在、取り組んでいる子育て支援施策の点検を行い、今後の支援施策の充実に努めるとともに、時代に即した次世代育成支援対策を推進していきます。

次世代育成支援対策の推進方向（行動計画策定指針）

（1）地域における子育ての支援

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・保育サービスの充実
- ・子育て支援のネットワークづくり
- ・児童の健全育成の推進
- ・地域の社会資源を活用した子育て支援

（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ・子どもや母親の健康の確保
- ・食育の推進
- ・思春期保健対策の充実

（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・次世代の親の育成
- ・子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
- ・家庭や地域の教育力の向上
- ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

（4）子育てを支援する生活環境の整備

- ・良好な住環境の確保
- ・安全、安心なまちづくりの推進

（5）職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進
- ・仕事と子育ての両立支援のための整備、制度等の広報・啓発等の推進

（6）子ども等への安全の確保

- ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ・子どもを犯罪から守るための地域活動の推進

（7）要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・障害児施策の充実

2. 子育て支援施策の推進体制

子育て支援施策は、保健、児童福祉、教育等多岐にわたる分野の取り組みであるので、児童課、保健課、支所保健福祉課、学校教育課、生涯学習課、公民館が中心となり、関係部局や関係機関・団体企業との連携を図りながら、全庁体制で事業を推進します。

今後、少子化が進行し、保護者のライフスタイルが多様化する中で、子育て支援ニーズの増大と多様化が予測されます。これらのニーズ等に速やかに、かつ、適切に対応するには、支援体制をより強固なものとしていく必要があります。

各分野で市民ニーズの把握に努め、子育て支援施策の見直しを行うとともに、子育て支援施策を取りまとめた「佐久市子育て支援施策メニュー」を作成し、市民の周知等に活用します。

3. 子育て支援施策事業の展開

・地域における子育ての支援

1. 子育てサロン事業

【現 状】

子育てサロンは、子育て中の親の子育てに関する相談の場、情報交換、交流の場です。遊びを通して、仲間づくりをし、気軽に悩みを相談できる場を提供しています。

全児童館で概ね月2回、児童館未整備の旧町村においては、各地区の保健センター等にて実施しています。

平成17年度は、250回開催し、延べ参加人数は12,174人で、1回あたり親子で平均約50人と大勢の参加を得ています。

子育てサロン事業概要

対 象	就学前児童と保護者
内 容	子育て相談、親子遊び、育児講座、調理実習、子育て講話
ス タ ッ フ	保健師、保育士、子育て専門相談員、栄養士
日 程	9:30 受付 10:00 おはようの会 (春/秋)お散歩、砂場、保育園交流 (夏)プール遊び (冬)ゲーム、工作など 11:00 手遊び、パネルシアター、歌など 11:15 さよならの会 子育て相談 11:30 カンファレンス・解散
平成17年度の状況	250回開催(佐久地区181回、白田地区38回、浅科地区12回、望月地区19回)

【課 題】

* 旧佐久市が実施したニーズ調査によると、はじめての子どもをもった保護者・子ども1人の保護者においては50%以上の利用意向がうかがえました。このことから、市民に一層浸透させていくため、保健課、児童館等と連携をとり、利用希望者に周知していくことが必要です。

* 子どもの年齢発達に応じ、遊びが変わり、母親の悩みも変わってくるので、年齢別サロン

の実施、他の子育て事業との棲み分け等を検討していく必要があります。

- * 子育てサロンは、旧佐久市が実施していた事業です。旧臼田町・浅科村・望月町は他の事業と統合して類似の事業を実施していました。今後、旧4市町村の行ってきた事業の良さを取り入れながら実施していく必要があります。
- * 開催場所によって、利用者数が親子あわせて100人を超える時があり、サロンの目的が果たせない場合があります。今後、開催数を増やすなど調整が必要です。

【施策の方向】

- * 地域における子育て中の保護者同士の交流を図り、育児の孤立化を解消すると同時に、保護者の育児不安を解消する場として、今後も、子育てサロンの開催を推進していきます。
- * 遊びを通して保護者が子どもに向き合うことに喜びを感じ、子育てを楽しもうとする意識を高められるよう、また子育てに関して学ぼうとする気持ちを尊重しながら、保護者のニーズに柔軟に対応できるサロンを開催していきます。

2. 育児講座事業

【現 状】

子育ての不安の軽減と育児知識の普及を図るため、子育てサロンにおける特別事業として、むし歯予防等の子育て講話や安全なおやつづくり等の料理講習を開催しています。

《平成17年度実施状況》

- 佐久地区：6回
- 臼田地区：2回
- 浅科地区：2回
- 望月地区：2回

【課 題】

母親のニーズを知り、随時必要な講座を開催する必要があります。

地区によっては利用希望者が多く対応が難しいときがありました。地区の状況によって開催数等を検討する必要があります。

【施策の方向】

保護者の子育て不安の軽減や、育児知識の普及を図るため、今後も、育児講座の開催を推進していきます。

開催数の拡充に努めます。



3. 子育て専門相談員の設置

【現 状】

子育て経験豊富な方に相談員を委嘱し、育児相談・指導を行っています。
子育て支援事業や母子保健事業において、豊富な経験を活かしています。

【課 題】

母親の悩みはそれぞれ異なっており、多様化、複雑化しています。母親の抱える悩みや相談に対して、その人の生い立ち、生活環境等を考慮し、その人に添った支援を柔軟に対応していくため、「子育て専門相談員」の資質の向上を一層進めていく必要があります。

【施策の方向】

家庭における養育機能低下が進行する中、育児に関しての不安や悩みを持つ親が増えています。

各々の家庭や子どもの実情にあった相談業務を行う子育て専門相談員の役割は、今後ますます重要性が増すと共に高い専門性が要求されることから、相談員の資質の向上に努めるとともに、新たな地域人材の確保に努めます。

4. 佐久市子ども特別対策推進員の設置

【現 状】

旧佐久市では、子どもを取り巻く様々な問題についての相談に応じたり、助言指導を行うため、平成11年度から子ども特別対策推進員を設置しています。

子ども特別対策推進員は、本庁や保育所での相談業務及び家庭相談員との連絡調整にあたり、相談事業の総合的調整と推進を図っています。

* 相談日時：月～金曜日の午前9時～午後4時（祝日を除く）

【課 題】

子どもをめぐる悩みに関する相談は、多様化、深刻化、複雑化してきています。その悩みや相談に柔軟に対応していくための方策、助言援助の技術、関係諸機関との連携のあり方の向上に努める必要があります。

合併により、臼田地区、浅科地区、望月地区と対象地区が広がり、現員（1人）では難しい面があります。

【施策の方向】

子ども特別対策推進員と家庭相談員（兼児童館長）は、育児不安や悩みをもつ保護者の相談・助言をする支援者として両輪をなすものです。

今後も、家庭相談員と一体となって援助技術の向上を図りながら、教育委員会、児童相談所等との連携に努め、子どもを取り巻く様々な問題に対処していきます。

5. 子ども未来館運営事業

【現状】

子どもたちの科学的探求心や、自発的・創造的実践活動を通して、次世代を担う子どもたちの未来への夢を育み、健全な成長を図ることを目的として、施設の運営を行っています。

佐久市子ども未来館は「未来への創造」進化する宇宙・地球・生命をテーマとし、宇宙の誕生、太陽系の誕生、そして太陽と地球の絶妙なバランスによる生命の誕生と進化という悠久の時間の流れを一つに凝縮した、科学館的要素を持っている施設です。

宇宙・地球・生命を基本テーマに延べ床面積が1,000㎡を超える科学展示室を常設し、さらに特別企画展を定期的で開催しています。プラネタリウムはドーム径が16mという、県内では最大規模で四季折々の一般番組や学習番組を投影しています。

また、パソコンによる先端情報探検や、来館者自ら参加し、様々な科学実験を体験できる科学体験工房、天体観望会、妊産婦等を対象としたマタニティプラネタリウム等を開催しています。

平成13年3月21日の開館以来の延べ入館者数は、平成17年9月11日には35万人に達しています。

17年度主な特別企画展

開館4周年記念 「びっくり！ドッキリ！なるほどサイエンス」
宇宙飛行士ミニ企画展「とびだせ！宇宙へ」ー宇宙を見よう！宇宙へ行こう！ー
新佐久市10万都市誕生記念「カメのふしぎ！おもしろカメ展」
「科学実験たんけん隊！」ー光であそぼうー
「科学実験たんけん隊！」ーオーロラってなあに！ー ～オーロラの不思議・オーロラの魅力～
「子ども科学作品展」
「クイズと実験でチャレンジ！ザ物理」

【課題】

「夢をもてる施設」として、さらに施設の充実に努める必要があります。また一層魅力のある特別企画展の開催やプラネタリウム番組の導入、子どもたちの科学的探求心をより高める科学体験工房の内容の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

未来館では、「自分自身でヒントを探して、新たな活動を創造していく施設」として、展示と活動が連携した、より理解を深める仕組みづくりを考え、体験の深化を図るシステムを構築して運営しています。

平成15年度に作成した学習利用マニュアル「ゆめ・さく・未来」を活用して、本施設の学校等における幅広い活用や有意義な学習活動を展開しています。

また、平成15年度より、妊娠中のお母さん方を対象とした「マタニティプラネタリウム」、高齢者を対象とした「ゆめ・ひらく・プラネタリウム」を開催しており、多くの参加者を得ています。今後も入館者の要望等を把握しながら、うすだスタードームと連携事業を企画する等新たな施策事業に積極的に取り組み、施設の充実に努めます。

6．昆虫体験学習館

【現 状】

子どもをはじめ市民等が、本物の昆虫・自然にふれあうことによって得た、虫たちの「知恵」と「生きる力」への「驚き・発見・感動」を平尾山への関心へと結びつけ、佐久平の自然を再発見するきっかけをつくり、「昆虫」を入り口として、生物や環境全般に対する興味の喚起・知識理解の向上を図ることを目的として平成18年6月24日に開館し、運営を行っています。

「昆虫」をテーマに、延べ床面積778㎡の中に体験コーナー・学習コーナー・標本作製室等が設置されております。

【課 題】

「体験学習施設」として、施設の充実に努める必要があります。また、子ども達の「昆虫」「自然」に対する探求心をより一層高める内容の充実に努めていく必要があります。

【施策の方向】

昆虫体験学習館では、単なる施設としての体験施設でなく、施設を核とした平尾山の自然資源活用を図り、子ども達が佐久平の「昆虫」をとおして自然への理解を深める仕組みづくりを考え、施設運営の充実に努めます。

7．児童館運営事業

【現 状】

本市では、児童館を地域の子育て支援ネットワークの核として、また、地域の子育て支援拠点として位置づけています。

現在、旧佐久市内においては平成16年度までに10の小校区すべてと、遠距離通学区に1か所、計11児童館を整備し、また、平成17年度においては旧臼田町の4小校区のうち2か所、旧浅科村に1か所児童館を整備し、計14児童館で運営しています。

児童館では小学生の利用にとどまらず、小学生が来館しない午前中を利用して、就学前の児童を対象とした「児童館午前中開放」や子育ての悩みや不安を気軽に話し合える場としての「子育てサロン」の開催、また各児童館長が家庭相談員を兼務して「家庭児童相談」を行っています。

児童館の小学生対象事業

(1) 日常の遊び

児童館では、『遊びは仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響がある』との認識の下に、児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所として運営しています。

(2) 経験を広げる遊び

事業内容

* 自然に親しむ

身近にいる野鳥・昆虫・植物などを調べ、自然に興味を持つようにする。

* 読書・音楽に親しむ

地域の方々の読み聞かせや、楽器を使って音楽に親しんだり、音楽鑑賞を通じて情操豊かな児童を育成する。

* 伝承文化に親しむ

地域に伝わる季節の行事などを児童館活動の中に取り入れて、地域の歴史、文化にふれる。

* 遊びの発掘

両親や祖父母の子どもの頃の遊びを知ると共に、遊びを広げ創造性を育むようにする。

* 外国人との交流

国際化の状況にある今日、児童館での日常活動（遊び）の中で、外国人との交流を通して、文化や生活、風習などを体験する。

* 料理に親しむ

小さい頃から遊びの中でおやつづくり等、簡単な料理に親しむようにする。

* 地域の高齢者との交流を積極的に進める。

人生経験の豊かな高齢者の知識や経験、特技を活かした児童達との交流を行う。



児童館の概要一覧

名 称	住 所	延べ床面積 (㎡)
野沢児童館	原270 - 24	279.90
中込児童館	中込484 - 1	289.00
東児童館	新子田897 - 1	285.42
佐久城山児童館	平賀5332 - 2	245.95
中佐都児童館	塚原815 - 1	292.32
岸野児童館	伴野1474 - 2	289.41
平根児童館	上平尾953 - 7	289.13
高瀬児童館	鳴瀬1378 - 1	288.17
泉児童館	三塚282 - 3	296.03
岩村田児童館	岩村田2957 - 1	330.81
小田井児童館	小田井923 - 16	185.12
白田児童館	白田559 - 1	297.20
青沼児童館	入沢233 - 2	273.94
あさしな児童館	御馬寄715 - 2	291.75

児童館で実施している主な事業

利用対象	小学校1～6年生	保護者同伴の 就学前児童	子育てサロン (就学前児童と親)
閉館時間	平日(学校の授業のある日)の 正午から午後7時まで ただし、学校が長期休業等、土 曜日及び祝日は、午前8時から 午後6時まで	平日(学校の授業のある 日)の午前10時から正午 まで	平日(学校の授業のある日) の午前9時30分から午前 11時30分まで *実施回数:各児童館お よそ月2回
利用形態	自由来館制(市内どの地区の方も利用できます) 無料		自由来館制(市内どの児童 館の子育てサロンも利用で きます) 無料
休館日等	日曜日、年末年始休館 年間308日開館		
職員	館長1名、児童厚生員1名		保健師・保育士・子育て相 談員

【課題】

地域の子育て支援の拠点施設としての児童館は、保護者や子どもたちから大変好評を得ているとともに期待が大きいことから、さらに児童館の運営内容の充実を推進していく必要があります。

また、未整備地区では児童館が整備されるまでの暫定事業として、学童クラブがその役割を担っていますが、学童クラブでは子育て支援拠点施設として難しい面があります。こうした状況の中、未整備地区に児童館を整備していく必要があります。

【施策の方向】

今後も、児童の健全育成のため、また、地域の子育て支援の拠点施設として児童館事業の一層の充実を図ります。

また、未整備地区において児童館整備を進めていきます。

8 . 児童館の日曜開館事業**【現 状】**

保護者の就労形態の多様化から児童の日曜日の居場所づくりのため、平成16年度より、岩村田児童館と中込児童館で児童館の日曜開館を実施しています。平成17年度の利用状況は、岩村田児童館で延べ131名、中込児童館で延べ419名となっています。

【課 題】

現在、岩村田児童館、中込児童館で実施しており、利用者の多くはその地区の児童です。他地区の児童の居場所づくりを検討する必要があります。

【施策の方向】

現在実施している岩村田児童館、中込児童館での利用状況、保護者のニーズを把握しながら事業の拡大を検討します。

9 . 児童館の養護学校児童・生徒受入**【現 状】**

児童館を活用し、重度の障害のある児童生徒に遊びや活動の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援するために、平成14年7月から試行的に中佐都児童館で養護学校の児童の受入を実施していましたが、平成16年度からは、泉児童館でも実施し、中等部の児童の受け入れも行っています。

《実施状況》

開館児童館：中佐都児童館 泉児童館

受入日：日曜日、土曜日（年末年始）を含む小諸養護学校の休業日

開館時間：午後2時から午後4時（児童の体調にあわせて調整）

利用申込み方法：利用を希望する日の1週間前までに児童課に申し込む。

平成17年度利用状況：中佐都児童館50人、泉児童館70人（それぞれ延人員）

【課 題】

児童の障害を理解するためにも保護者、小諸養護学校との連携が必要です。

【施策の方向】

今後も利用状況をみながら、事業の拡大を検討します。

保護者、小諸養護学校と連携をはかり、児童にとって過ごしやすい場所としていきます。

10. 児童館午前中開放事業

【現 状】

全児童館を、平日（学校の授業のある日）の午前10時から正午までの間、保護者同伴の就学前児童に安全な遊びの場、子育てに関する情報交換・交流の場として開放しています。

平成17年度の利用状況は、就学前児童7,900人、保護者5,981人で1日平均43.7人の親子の皆さんが利用しています。

【課 題】

児童館によっては利用者が少ない館があります。

さらに事業の周知を図る必要があります。

【施策の方向】

子育てサロン、つどいの広場や各種乳幼児健康診査の場を活用し、事業の周知に努め、利用者の拡大を図ります。

11. 児童館整備事業

【現 状】

旧佐久市では、21世紀を担う子どもたちが、心身ともに健全に育成されることを社会全体の責任と位置づけ、これに対処するために市の施策全般の中の重要課題として、「児童館」を「地域における子どもたちの健全育成」の拠点として、計画的に整備・充実を進めており、平成14年3月に泉児童館を開館したことにより、市内全ての小学校通学区に児童館が整備されました。

平成14年度は、岩村田児童館が保育園の空き保育室を利用したもので狭いことから、岩村田小学校に隣接する場所に開館しました。また16年度においては岩村田小学校区の遠距離通学対応として小田井児童館を整備しました。

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操豊かにすることを目的とした施設であり、本市では、併せて、児童福祉にかかる住民の各種ニーズに対応する地域の児童健全育成の拠点として重要な役割を担う施設として整備を進めています。

17年度に臼田児童館、青沼児童館、あさしな児童館を整備しました。

【課 題】

臼田地区、望月地区において児童館が未整備のところがあります。

旧臼田町のニーズ調査にて意見・要望を聞いたところ、「子どもが集まって遊べるような場所、子育て施設の設置」、「児童福祉が重要、これからの時代をささえる子どもにもっと支援を」、「土曜日、日曜日、祝日の開催」、「特定の子どもを保護、支援するクラブよりも全ての児童を対象とする支援施設を」等多様な意見、要望がありました。

住民のニーズは、保護者のライフスタイルの変化と共に多様化しています。こうしたニーズに対応するため、また、地域の環境、住民意識の変化と共に地域の連帯意識が希薄化するなかで、児童が地域で自由に安心して過ごせる場を早急に整備する必要があります。

【施策の方向】

今後も、未設置の小学校区に順次整備を進めていきます。

平成18年度は、田口小学校区に整備を予定しています。

《児童館整備方針》

小学校区毎に1か所整備予定。

整備場所

小学校の近接地を予定



12. 学童クラブ事業

【現 状】

旧3町村では放課後児童健全育成事業として、学童クラブ事業を小学校区に1か所を基本に、地区の実情に合わせて、地区会館、集会場、保育園の空き教室等を借りて実施しています。

学童クラブは、児童館が整備されるまでの暫定事業として位置づけ、実施に当たっては、利用料は無料とし、全ての小学生を対象として実施しています。

平成17年度学童クラブの概要

事業の目的	放課後児童に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ること。	
対象者	小学校1年生～6年生 しかし、定員があるため、小学校1年生～4年生で保護者が仕事、病気、介護等の理由で保護に欠けると認められた児童を最優先とする。	
設置状況	地区名	設置数
	臼田地区	4
	浅科地区	2
	望月地区	4
開館日	毎週月曜日～土曜日	
時間	平日（学校の授業のある日）正午～午後7時まで 学校が長期休業等、土曜日、祝日は午前8時～午後6時まで	
利用料	無料	
利用形態	申請	

表．利用状況

単位：人、%

地区名		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
白田地区	対象児童数	595	604	613	604	619
	利用児童数	39	59	77	99	64
	利用率	6.6	9.8	12.6	16.4	10.3
浅科地区	対象児童数	268	271	263	266	247
	利用児童数	37	63	62	68	21
	利用率	13.8	23.2	23.5	25.5	8.5
望月地区	対象児童数		406	417	389	388
	利用児童数		30	50	59	75
	利用率		7.4	12.0	15.2	19.3

* 数値は各地区で実施しているクラブ利用児童数の計

対象児童数については、学校基本調査による1年生～4年生までの総生徒数

利用児童数については、月平均利用数。望月地区は平成14年度より実施

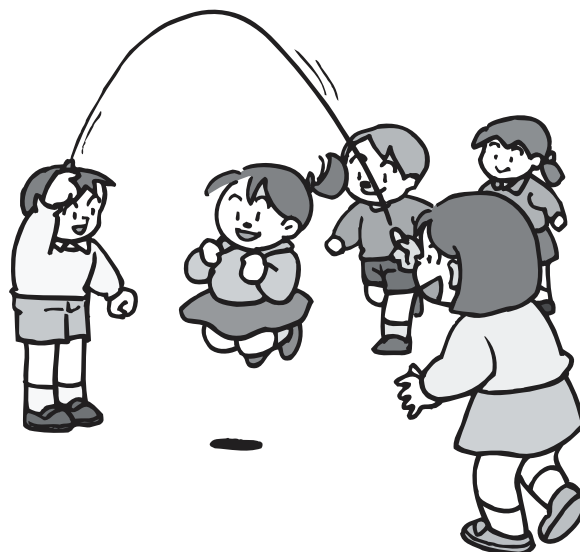
【課題】

利用にあたっては、放課後児童を優先としています。

学童クラブが、放課後児童対策としてのクラブの性質上、または施設環境（狭い）等により、学童クラブと地域住民との交流が稀薄であり、地域の子育て支援の拠点施設としての位置づけは困難な面があります。

【施策の方向】

本市では、地域社会における児童数の減少は、遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所として小学校区毎に1か所児童館を整備し、児童館が整備された地区の学童クラブは廃止していきます。



13. 公立保育所運営事業

【現 状】

市内の公立保育園20園の運営を行っており、現在、待機児童は居ない状況です。

また、保護者のライフスタイルの多様化に伴い、保育ニーズも多様化しており、そのニーズに対応するため次の保育事業を実施しています。

- * 障害児保育事業
- * 長時間保育事業
- * 乳児保育事業
- * 一時保育事業
- * 広域入所保育事業
- * 地域活動事業
- * 休日保育事業
- * 地域子育て支援センター事業

公立保育園一覧

単位：人、%

	地区	名称	所在地	定員	園児数	利用率
1	佐久	泉保育園	三塚300 - 2	140	152	108.5
2		大沢保育園	大沢789 - 1	45	36	80.0
3		中込第一保育園	中込 3 - 24 - 5	90	89	98.8
4		中込第二保育園	中込1790	130	133	102.3
5		平賀保育園	平賀5038	90	80	88.8
6		内山保育園	内山5206 - 1	45	34	75.5
7		東保育園	新子田880 - 2	120	113	94.1
8		平根保育園	上平尾847 - 3	90	84	93.3
9		岩村田保育園	岩村田3150	140	146	104.2
10		中佐都保育園	塚原787 - 1	110	84	76.3
11		高瀬保育園	鳴瀬1371	90	72	80.0
		小 計		1,090	1,023	93.8
12	白田	切原保育園	中小田切96	60	43	71.6
13		田口保育園	田口3117	90	82	91.1
14		青沼保育園	入沢232 - 2	60	48	80.0
		小 計		210	173	82.3
15	浅科	ちくま保育園	御馬寄1359 - 3	80	72	90.0
16		みまき保育園	八幡565	60	66	110.0
		小 計		140	138	98.5
17	望月	布施保育園	布施2148 - 8	30	30	100.0
18		望月保育園	協和2314 - 4	80	69	86.2
19		春日保育園	春日515 - 1	60	54	90.0
20		協和保育園	協和5229	60	57	95.0
		小 計		230	210	91.3
合 計				1,670	1,544	92.4

* 数値は平成17年10月1日現在

【課題】

地域の就学前児童の減少、保護者の就労先、施設の老朽化等により、それぞれの保育園の置かれている状況が反映されて、利用率に格差があります。

旧佐久市が実施したニーズ調査において、『保育サービス等の利用希望開始時間（平日）』をたずねたところ、「8：00～8：29」と回答した人が最も多く、次いで「8：30～8：59」、「9：00～9：59」と続いており、旧臼田町で実施したニーズ調査では「8：01～8：30」、「9：01～9：30」、「8：31～9：00」となっています。

通常保育内での保育時間においても、保護者のライフスタイルに合わせた柔軟な対応が望まれています。

旧臼田町が実施したニーズ調査では、保育内容に対して「自然にふれあう」、「地域の人との交流」、「世代間交流」、「給食のアレルギー対応」等の要望が多くあります。

保育園における保育は集団保育が前提となっていますが、その園児の「人となり」を大切に
する保育という視点で考えたとき、今後、より一層園児1人ひとりの個性、状態を把握した個別保育を進める必要があります。

家庭、地域の養育機能の低下する中で、保育所の持つ子育て機能、例えば、園児が集団の中で遊びを通して身に付ける社会性、子どもの発達に合わせた養育、食の提供等という機能の社会化が重要な役割となっています。

保育サービスに関して、利用者等から寄せられる意見、相談、苦情等に対する、速やかな対応は、保育園が地域の中で信頼されその社会的責任を果たしていくうえで最も重要なことです。

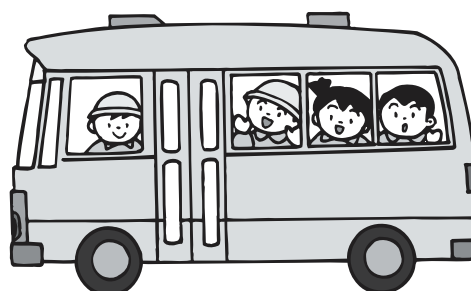
【施策の方向】

保育所運営は、「地域の中で地域住民と共に保育を行う」という視点で、地域に開かれた地域の子育て支援施設とした役割を果たすため、職員の資質向上を図ると共に、多様化する保育ニーズに応えるために、公立保育所における柔軟な対応と、保育機能の拡充に努めます。

また、本市ではすべての公立保育園について、第三者を加えた苦情相談窓口を設置しています。

この制度は、保育サービスが利用者の視点で提供されることと、発生した問題を密室化することなく、常に開かれた施設運営であること、そして保育サービスの向上を図ることを目的としています。

本市では、保育園に対する意見、相談、要望、及び苦情等を適切に解決し、保育園利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護と保育園への信頼を確保するため、積極的に制度の活用を進めます。



14. 私立保育所委託事業

【現 状】

市内の私立保育園8園への運営費の補助事業を行っており、現在、待機児童は居ない状況です。

また、保護者のライフスタイルの多様化に伴い、保育ニーズも多様化しており、そのニーズに対応するため私立全園でも次の保育事業を実施しています。

- * 障害児保育事業
- * 長時間保育事業
- * 乳児保育事業
- * 一時保育事業
- * 広域入所保育事業
- * 地域活動事業
- * 休日保育事業
- * 地域子育て支援センター事業

私立保育園一覧

単位：人、%

	地区	名称	所在地	定員	園児数	利用率
1	佐久	岸野保育園	伴野1792 - 1	170	184	108.2
2		野沢保育園	取出町491 - 2	90	87	96.6
3		聖愛保育園	原267 - 1	145	159	109.6
4		小雀保育園	岩村田1158 - 1	170	183	107.6
5		岩村田北保育園	岩村田3606 - 9	160	175	109.3
		小 計		735	788	107.2
6	臼田	臼田保育園	臼田2126 - 8	80	75	93.7
7		里曲保育園	三分237 - 1	45	35	77.7
8		佳里保育園	下小田切51 - 1	90	93	103.3
		小 計		215	203	94.4
私立8保育園総計				950	991	104.3

* 数値は平成17年10月1日現在

【課 題】

私立保育園は、地理的条件や特色のある保育の実施などにより、利用状況に大きな格差があります。

特定の保育園に希望が集中した場合には、全ての児童が希望する保育園に入所できない可能性があります

【施策の方向】

多様化する保育ニーズに対応するには、私立保育園のもつ柔軟性、即時性、即効性は極めて重要であり、今後もその重要性が増すことが予想されます。私立保育園の運営については公立保育園との連携を強化すると共に、支援を推進します。

15. 障害児保育事業

【現 状】

集団保育が可能で障害をもち保育に欠ける児童を受け入れて、保育園で保育サービスを実施しています。

入所に当たっては、保護者、保育園、保健師、児童相談所等と協議を行いながら、児童の障害に沿って保育サービスができるように対応しています。

【課 題】

障害と児童を理解するために、保護者、医療機関、保健師等との連携が必要です。

今後重度の障害のある児童の入所も予想されるため、段差解消等バリアフリーの整備も必要です。

【施策の方向】

受け入れに当たっては、障害のある児童の社会参加、保護者に対しては就労支援等という視点で、今後も事業の推進を図ります。

保護者、保育士、保健師、福祉担当者等と連携を図り、障害のある児童の自立性等を養う保育サービスを行います。

現在実施している「障害のある子の保育研究会」の充実を図り、人材育成に努めます。

16. 長時間保育事業

【現 状】

保護者の就労等を支援するため、通常保育時間（午前8時から午後4時までの8時間、土曜日午前8時から正午までの4時間）を超えて長時間保育を保育園で実施しています。

長時間保育の実施一覧

	長時間保育時	実施保育園
早 朝	午前7時から	岸野保育園 小雀保育園
	午前7時30分から	他26保育園
通常の保育時間後	午後6時まで	大沢保育園 平賀保育園 内山保育園 平根保育園 高瀬保育園
	午後7時まで	他21保育園
	午後7時30分まで	岩村田北保育園 佳里保育園
*保護者負担金		1時間当たり150円

【課 題】

今後、ますます女性の社会進出が進み、就労形態の多様化並びに保護者の就労支援という視点で、長時間保育のあり方、長時間保育の多様な取り組みが重要となってきています。

【施策の方向】

保護者が安心して仕事と育児の両立が図れるために、各保育園が連携して実態把握等に努めながら長時間保育の充実を図ります。

保護者のニーズに柔軟に対応するための体制作りにも努めます。

17. 乳児保育事業

【現 状】

乳児保育は、就労する保護者の保育支援として極めて重要な施策であり、保育園で実施しています。

【課 題】

入所の多くは途中入所であり、保育園ではいつでも対応可能とするため保育士確保に努める必要があります。

乳児保育は、他の児童以上にその体調を含め変化が多く、また保護者の要望等も多く見られるのでよりきめ細かく、乳児とその保護者に対応する必要があります。

【施策の方向】

乳児保育を充実させるため、今後保健師、助産師等の保育園外の協力を得ながら職員の能力向上に努めます。

子育て不安の多くは、乳児を初めて養育する母親に見られます。保健師等と連携を図りながら乳児の一時保育の積極的受け入れを図り、子育て支援を推進します。

18. 一時保育事業

【現 状】

保護者の病気、介護、冠婚葬祭、育児疲れ等により家庭保育が困難になる児童を、保育園で一時的に保育する事業です。

概要

《一時保育料》	
3歳以上児：日額	900円、半日額 450円（給食費別）
3歳未満児：日額	2,000円、半日額 1,000円（給食費別）
給食費	：400円（乳児用のミルク等持参の場合は必要なし）
対象となる年齢は、各年度4月1日の年齢 1か月のうち12日程度を限度とする。 延長保育料は、150円/1時間	
実施保育園	
佐久地区：中込第一保育園 岸野保育園 小雀保育園 岩村田北保育園 臼田地区：切原保育園 青沼保育園 田口保育園 臼田保育園 里曲保育園 佳里保育園 浅科地区：ちくま保育園 みまき保育園 望月地区：協和保育園	

【課 題】

旧臼田町で実施したニーズ調査結果によると、用事等で子どもの面倒がみられなくなったときの対応として、「親族・知人に預けた」が49.8%と5割を占め、次いで「配偶者が面倒をみた」となっています。「保育サービスを利用した」と答えた方は6.7%であり、あまり高くなりません。この要因として「一時保育」についての広報不足が考えられます。

今後、どのようなときに利用するか等利用方法についても保護者に広報を図るとともに、サービス提供に当たっては、利用者の視点で柔軟な対応を検討する必要があります。

保護者が用事等で就学前児童の面倒が見られなかったときの対応（旧臼田町ニーズ調査）

	子供の人数					世帯構成				
	1人	2人	3人	4人以上	無回答	核家族	三世帯	一人親	その他	計
配偶者が面倒を見た	23	44	12	4	0	54	25	1	3	83
親族・知人に預けた	43	74	24	7	0	84	55	7	2	148
保育サービスを利用した	9	11	0	0	0	13	7	0	0	20
子供を同行させた	7	13	1	1	0	14	5	2	1	22
子供だけで留守番させた	0	2	3	0	0	5	0	0	0	5
その他	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
無回答	8	6	3	0	1	11	5	1	1	18
計	90	150	44	12	1	181	98	11	7	297

【施策の方向】

一時保育のみならず、保育サービス等子育て支援施策の広報宣伝の拡充に努めます。

一時保育は、緊急な用事等に対応するだけでなく、育児疲れ等に対応する極めて重要な施策と考えられます。保育士、保健師、福祉担当者が連携して一時保育の充実に努めます。

19. 広域入所保育事業

【現 状】

保護者の勤務等の都合により、本市の児童を他市町村の保育園に預けたり、他市町村の児童を本市の保育園で受け入れる事業を実施しています。

平成17年度 委託状況市町村別一覧

市町村名	人数(人)
小諸市	8
佐久穂町	3
南牧村	2
上田市	1
須坂市	1
計	15

平成17年度 受託状況市町村別一覧

市町村名	人数(人)
小諸市	17
佐久穂町	12
御代田町	17
小海町	1
軽井沢町	6
立科町	1
長門町	2
伊那市	1
東御市	1
町田市	1
計	59

平成17年度 受託状況保育園別一覧

公立保育園名	人数(人)	詳細
岩村田保育園	2	佐久穂町 1 小諸市 1
大沢保育園	1	御代田町 1
中込第一保育園	1	町田市 1
中込第二保育園	5	佐久穂町 2 小諸市 3
中佐都保育園	1	小諸市 1
平根保育園	2	御代田町 2
平賀保育園	2	小海町 1 伊那市 1
田口保育園	1	佐久穂町 1
みまき保育園	2	軽井沢町 2
布施保育園	1	立科町 1
公立計	18	
私立保育園名	人数(人)	詳細
岸野保育園	3	長門町 2 東御市 1
小雀保育園	19	御代田町 4 軽井沢町 4 小諸市 11
岩村田北保育園	8	御代田町 7 小諸市 1
白田保育園	4	御代田町 3 佐久穂町 1
里曲保育園	5	佐久穂町 5
佳里保育園	2	佐久穂町 2
私立計	41	

(平成17年10月1日現在)

【課題】

道路交通網等の整備に伴い通勤圏の拡大が予想される中で、今後広域入所のニーズが高まることが予想されます。

また、受託状況からみて、公立18人、私立41人となっており、地理的条件や特色ある保育運営に対する保護者の要望が伺えます。

【施策の方向】

利用者が選ぶ保育所入所という視点で、今後各市町村とより連携を深め広域入所保育事業を推進していきます。

また、利用者ニーズを考慮した特色ある保育所運営を一層進めていく必要があります。

20. 地域活動事業

【現 状】

保育園が有する専門的知識・技術等を子育て家庭に提供して支援するとともに、地域の高齢者等の参画を得て保育の充実を図っています。

* 主な事業

未就園児交流

世代間交流

育児講座の開催

保育所体験の実施

家庭的保育の実施

地域特性対応事業の実施

【課 題】

各園とも、同様の取り組みをしており、園の特色を生かした積極的な事業をする必要があります。

また、広く地域に事業の浸透を図る必要があります。

【施策の方向】

今後、保育園に求められるのは地域の子育て相談機能です。地域住民が気軽に利用できるように、保育士の能力向上と、気楽に来園しやすい・相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

伝承行事・遊び等を高齢者をはじめ地域の人々と交流を通して学びながら、保育園を地域コミュニティの活性化のために役立てることによって、地域の保育園としていきます。

21. 特定保育事業

【現 状】

特定保育事業は、パートタイム労働者等の増加など、保護者の就業形態の多様化に伴う保育需要の変化に対応する保育ですが、当市ではまだ実施しておりません

【課 題】

保護者のライフスタイルの多様化に伴って就業形態も多様化しており、それにあわせて特定保育の必要性は重要になってくることが考えられます。今後これらのニーズに対応する必要があります。

【施策の方向】

多様化するニーズに対して、その事業の必要・優先度等を全体の中で検討し、児童の福祉向上と保護者の生活支援を図ります。

22. 休日保育事業

【現 状】

日曜日及び休日に仕事を持つ保護者から休日保育へのニーズが高まっており、現在、本市では16年度より休日保育を実施しております。

休日保育実施状況

実施保育園	岩村田保育園（公立） 岸野保育園（私立）
実施日	日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日
対象児童	日曜日及び休日に保護者の就労等によって保育できない児童で、現に保育園に通園している児童
保育時間	午前8時から午後4時まで（保護者の事情により午後6時までの延長保育も実施）
利用手続	（1）登録：予め「休日保育利用登録申請書」を実施園に提出 （2）利用申し込み：利用登録決定後、「休日保育利用申込書」を原則として、利用月前月の25日までに実施園に提出
保育料	3歳以上児（4時間以内） 450円 （4時間超）900円 3歳未満児（4時間以内）1,000円 （4時間超） 2,000円 給食：自由保育と同様に間食は提供するが、昼食は持参

保育園名	平成16年度利用状況		平成17年度利用状況	
	登録児童数	延べ利用児童数	登録児童数	延べ利用児童数
岩村田保育園	27人	92人	41人	206人
岸野保育園	13人	23人	20人	198人

資料：児童課

【課 題】

現在、休日保育を実施している保育園は、旧佐久市内にある2か所の保育園です。

旧望月町で実施したニーズ調査では「ほぼ毎週利用したい」が4.8%、「月1～2回利用したい」が11.1%となっており、旧臼田町のニーズ調査では利用を希望している保護者は7.0%となっています。

【施策の方向】

女性の社会進出の増加、就労形態の多様化等により、今後も、休日保育へのニーズの高まりが予測されます。こうしたニーズ、保護者の就労支援に対応するため、実態ニーズの詳細な把握に努めながら事業の拡大を図ります。

23．病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）

【現 状】

保育園等に通園している児童で、病気または病気回復期にあり、集団保育や家庭での保育が困難な場合、その児童を病院・保育所等の専用スペースで一時的に保育する制度ですが、本市では平成18年度より実施していきます。

【課 題】

実施に当たっては、保育サービスを利用しようとする児童が、医療機関の医師の判断により、保育の対象として差し支えない旨の確認が必要であることや、受け入れ側として、他の児童への感染を防止するために、保育室、安静室、出入口、トイレ、手洗い場等に病児・病後児保育専用の動線・設備を備える必要があります。

【施策の方向】

保護者の子育てと就労等の両立を支援する重要な事業です。専用スペース等を確保し、病児・病後児保育事業（施設型の乳幼児健康支援一時預かり事業）を実施施設と連携して実施していきます。

24．保育園の施設改善整備事業

【現 状】

園舎の老朽化等により、安全、衛生上の面から見て修繕、改築する必要のある施設について順次対応をしています。

現在、浅科地区のみまき保育園、ちくま保育園を統合して、あさしな統合保育所を建設しており、平成18年8月に開園予定です。

【課 題】

修繕、改築に当たっては、安全で、かつ、快適な保育施設としてだけでなく、地域での役割、地域ニーズ等も考慮して検討していく必要があります。

また、園児数の減少が続くため、改築を検討する時点で統合、民営化を含めて見直しが必要となります。

【施策の方向】

整備計画を作成して、順次整備を進めます。

整備等に当たっては、地域に開かれた施設づくりを行います。

私立保育園については、園の意向を踏まえ支援を行います。

25. 地域子育て支援センター事業

【現 状】

子育て家庭に対し、育児不安の解消を目的に相談助言や、料理教室（基本的なもの）、障害のある子どもたちのための音楽遊び、講演会等を開催することにより、地域全体で子育て家庭を支援するための事業で、本市では、従来型として1園に継続して委託し、実施しています。

また、小規模型として2園にて実施しています。

* 事業内容

- ・ 育児不安などについての相談助言
- ・ 子育てサークルなどの育成、支援
- ・ 特別保育事業等の積極的実施、普及促進
- ・ ベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供

事業詳細（平成17年度）

	内 容
電話相談	育児に関する情報交換、相談を電話・FAXで行う。
障害のある子どもたちのための音楽遊び	月1回、障害のある子どもを対象に音楽療法を実施。個人ごとに指定された日程で、親子一緒にたのしむ。
料理講習会	月1回、こどもの健康は楽しい食卓からをテーマに実施。託児あり
子育てサークル支援（トトロの会）	毎週火曜日午後3時から子どもの図書の貸出を実施。子どもと一緒に本を読んで親睦を深めたり、母親同士の情報交換の場としての活動を支援している。
コロボックルひろば（未就園児とお母さんと一緒に楽しむ会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園で行っている音楽遊びを親子で楽しむ。 ・ 一年間を通して、みんなで制作を楽しむ。 ・ お抹茶を飲み、ゆったりと過ごす。 ・ お母さん同士、日頃の想いの語り合いを促進 毎月1回土曜日（午前9時30分～午前11時）
お父さんと一緒に作って遊ぼう会	保育園児から小学生までの親子を対象として、子どもと一緒に工作や料理実習、ハイキングなどを行う。 年4回実施
講演会・コンサート	子育てに関する講演や、お母さんの育児疲れ解消のために託児を伴ったコンサート

【課 題】

地域子育て支援センターは、地域での子育て支援の基盤として、今後ますます重要となってきています。

他の子育て支援事業である「つどいの広場」、「子育てサロン」等と機能的な連携を図る必要があります。

【施策の方向】

子育て家庭にとって、気軽に利用でき、育児相談や親同士の交流により育児不安の解消に役に立っています。今後、他の子育て支援事業と連携をして充実させていきます。

26. 保育キーパー設置事業

【現 状】

核家族化が進み、祖父母との関係が希薄になるなかで、児童がお年寄りと触れ合うことにより培われる優しさや思いやりを育む情操教育を推進するために、公立保育園に保育キーパー（高齢者による保育補助員）を4名配置しています。

【課 題】

保育キーパーは、児童の話し相手になって保育士の補助をするほか、施設の営繕や園庭の整備も各園を巡回して実施していますが、ニーズが多くなってきております。

また、今後事業を充実させ継続的に推進していくには、保育に関心があり、子ども好きで健康な高齢者の人材の確保と人材育成が必要です。

【施策の方向】

現在、公立保育園20園に対して4人の保育キーパーで対応していますが、今後増員等も検討する中で事業の充実に努めます。

27. 家庭保育事業

【現 状】

保育に欠ける児童（3歳未満児）に対し、適切な保育を提供するため、現在5人の家庭保育員に児童を委託し、認可外保育施設で保育を行っています。

佐久市家庭保育員制度利用者数

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
延べ児童数	277	326	234	342	336	
内 訳	0 歳	50	50	69	71	49
	1～2 歳	227	276	255	271	287

資料：児童課

【課 題】

施設・設備面において、認可保育園と差異があります。

【施策の方向】

地域の子どもの健やかな発育・発達を目指して、施設・設備の充実を指導する中で今後も事業の推進を図ります。



28. つどいの広場事業

【現 状】

主に乳幼児を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽につどい交流するとともに、子育ての相談に応じる「つどいの場」の提供を17年度より行っています。

平成17年度つどいの広場実施状況

実施施設	佐久市保健センター（佐久地区）・切原保育園内（臼田地区） 浅科保健センター（浅科地区）・望月総合支援センター（望月地区）
実施回数	4施設で毎週3回
対象者	主に乳幼児（0～3歳）とその親
実施時間	9：00～14：00
利用方法	自由来館制、無料
事業内容	子育ての親子の交流、つどいの場の提供 子育て専門相談員が子育て・悩みの相談に応じる 地域の子育て関連情報の提供等

【課 題】

子育てにとまどい、不安、問題等を抱えている人には、自分のペースでゆったりとすごし、自分自身で解決できるように支援する場とする必要があります。

現在、各地区週3回開催していますが、施設の都合上曜日が定まっていません。いつでも利用できるよう、環境を整える必要があります。

【施策の方向】

乳児健診、子育てサロン、かしの実園等との連携を強め、つどいの広場の充実に努めます。施設環境については、利用者がいつでも利用できる形態に整えていきます。

29. 子育て支援総合コーディネート事業

【現 状】

現在、本市の子育て支援については、保健福祉部（児童課・保健課、支所保健福祉課）、教育委員会等がそれぞれの立場で支援施策を行っており、情報提供については広報、FMさくだいら、健康カレンダー等を通じて行っています。また、必要時において児童課、保健課、支所保健福祉課、教育委員会等が連携して対応しています。

【課 題】

今後、少子化が進行する中でそのニーズ増大と、支援の複雑化が予測されます。これらのニーズ、問題等に速やかに、かつ、適切に対応するには、情報の提供から支援体制の一元化を図る必要があります。

【施策の方向】

児童課と保健課、支所保健福祉課が一体となって相談支援体制の核となり、他の部門と連携をして子育て支援施策を推進します。

30. ファミリーサポート事業

【現 状】

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として住民相互援助活動を支援する事業ですが、現在佐久市社会福祉協議会が有料で実施しています。

平成17年度実施状況

《事業内容》

保育施設等への送迎
子どものお預かり（軽い病気時也可）

《料金》

平日（7：00～19：00）1時間当たり600円、それ以外1時間当たり700円

【課 題】

社会福祉協議会では、育児支援する会員には健康、安全、身体の発達等について講習会等を実施していますが、育児支援する会員の登録が少ない状況にあります。

【施策の方向】

この事業は、育児等を通して地域の人々が、自ら“地域で支え合う”社会参加”等の意識を育てていく上でも重要な事業です。本市は、本事業の社会福祉協議会への支援強化を図りながら、積極的に制度のPRに努め、会員登録者の増加と利用の促進を図ります。

31. ジュニアリーダー研修事業

【現 状】

子どもたちの生活体験や、自然体験の不足が指摘される中で、多様な体験ができる機会を提供することにより、夢を持った人間性豊かな子どもの育成を図ると共に、子ども会リーダーとしての技能・態度を身につけることを目的としています。平成17年度は、市内小学校5・6年生40名により、年間17回のプログラムで実施しました。

平成17年度ジュニアリーダー研修事業実施概要

《期間》平成17年6月～平成18年1月（全17回の研修）

《人員》40名

《内容》佐久市子どもまつりでの「もの作り指導」、「内山川での自然観察」、「山門市体験」など、さまざまな体験活動を実施

【課 題】

活動主体である子どもの、自主的で責任感を伴う発想と行動を促す必要があります。

【施策の方向】

様々な体験活動を通じ、自然愛護・社会組織の理解と秩序の遵守、仲間を思いやる心を養うとともに、プログラムの細部で、子どもたちの話し合いによる活動提案を取り入れ、地域子ども会などでの企画運営力を養います。

32. 子どもまつりの開催

【現 状】

各種団体の指導のもと、親子で様々な遊具などを制作したり、実際に遊ぶことを通じて、手作り玩具の楽しさを知ってもらうと共に、幅広い年齢層の指導者との交流、そして親子のふれあいの場となることを目的に開催しています。

【課 題】

事業実施にあたり、伝統文化、工作、芸術活動の地域指導者との連携を強化していく必要があります。

【施策の方向】

「親子で体験ものづくり」を基本テーマに、事業内容、指導内容を更に充実させるため、「佐久市青少年育成活動指導者名簿」への登録講師等の充実と活用、地域NPO等のボランティア団体との連携を強化していきます。

33. 中学生海外研修事業

【現 状】

本市では、国から交付された「ふるさと創生資金」を『佐久市ふるさと創生人材育成事業』の基金として積み立て、その基金の活用により21世紀の佐久市を担う人材を育成しています。

中学生海外研修事業では海外での生活体験（ホームステイ）を通して、国際感覚を養い、21世紀の佐久市を担う人材育成を目的として、市内中学3年生10名程度を対象にアメリカ合衆国サンフランシスコ近郊のモデスト市の一般家庭でホームステイを実施しています。

平成17年度中学生海外研修事業実施概要

《実施期日》平成17年8月2日～8月11日（10日間）

《内容》

1. アメリカ合衆国カリフォルニア州モデスト市（サンフランシスコ近郊）の一般家庭にホームステイし、生活体験、生活習慣、文化・歴史を学ぶ。
2. 英語学習も兼ね、現地中学校への体験入学を行い、現地中学生との交流も行う。

《参加人員》

市内中学3年生10名

【課 題】

研修参加者が市の行事や地域育成会などへ積極的に参加することが少ない現状にあります。

【施策の方向】

研修をとおして、中学生・保護者に事業の趣旨を周知し、市・学校・地域での行事へ積極的に参加していくことを働きかけていきます。

国際性豊かな人材の育成のため、事業内容の充実に努めます。

市町村合併による対象児童の拡大に対して参加者の拡大を図っていきます。

34. 少年洋上セミナー事業

【現 状】

本市では、国から交付された「ふるさと創生資金」を『佐久市ふるさと創生人材育成事業』の基金として積み立て、その基金の活用により21世紀の佐久市を担う人材を育成しています。

佐久市少年洋上セミナー事業では、船上における他県の生徒との体験活動を通して、心豊かでたくましく、夢を持ってその実現に向かって生きる子どもたちを育てることを目的とし、中学1・2年生を対象に、船上でのグループ活動や神津島・新島での自然体験などの研修を実施しています。また少年洋上セミナーを経験した高校生もリーダーとして参加しています。

平成17年度少年洋上セミナー事業実施概要

《実施期日》平成17年7月27日～7月30日（4日間）

《内容》

少年洋上セミナー事業は、平成2年から行っています。

市内中学1・2年生11名と高校生リーダー1名により、東海大学海洋調査研修船及び、神津島、新島にて研修を実施。

《備考》静岡県静岡市、新潟県上越市との合同事業

平成18年度は、越後スノーライフ事業を実施

【課 題】

研修参加者が市の行事や地域育成会などへ積極的に参加することが少ない現状にあります。

【施策の方向】

研修を通して、中学生・保護者に事業の趣旨を周知し、市・学校・地域での行事へ積極的に参加していくことを働きかけていきます。

他市の生徒との生活体験や自然体験を通して、心豊かでたくましく、夢を持ってその実現に向かって生きる子どもたちを育てるため事業の充実に努めます。

35. 子どもセンター事業

【現 状】

子どもセンター（体験活動ボランティア活動支援センター）を設置し、子ども向け情報を提供する「佐久っ子だより」を年4回発行し、市内の全保育園児・幼稚園児、小学校児童に配布して事業の紹介と参加を促しています。

また、青少年の体験活動やボランティア活動を支援するための人材登録として「佐久市青少年育成活動指導者名簿」の整備や紹介のコーディネートのほか、体験活動、ボランティア活動の支援及び子どもの週末活動を支援するためのパンフレットの作成、配布を行っています。

【課 題】

子どもたちに対する体験活動、ボランティア活動の情報提供と活動するためのコーディネートの充実を図るとともに、子どもセンター事業の周知を図っていく必要があります。

【施策の方向】

子どもに親しまれる情報誌としての「佐久っ子だより」とするため、冊子内容の充実を図ります。

また、子どもの体験学習、ボランティア活動を推進するため、子どもセンター事業を地域育成会、PTA、学校等へ周知し、「佐久市青少年育成活動指導者名簿」による地域指導者の紹介、また活動の企画運営をコーディネートし、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。

36．青少年育成事業**【現 状】**

育成推進員は、地区育成会、支部PTA、子ども会等との連携により青少年育成事業を推進しています。

事業支援として、青少年健全育成の促進を図ることを目的とした地区育成会の活動に対し、補助金を交付します。

【課 題】

市内全域における育成活動の活性化を図る必要があります。

【施策の方向】

育成推進員からなる協議会を組織し、推進員相互の情報交換などを行うと共に、協議会に補助金を交付することにより、地域における青少年育成活動の促進を図っていきます。

37．青少年美化清掃活動清掃用具配布事業**【現 状】**

地区育成会が年間を通して行う地域の公園等の清掃活動に対し、清掃用具を無料配布しています。

平成17年度青少年美化清掃活動清掃用具配布事業概要

《実施期日》7月中旬

《内容》地区育成会からの申請により清掃用具を配布（活動報告提出）

【課 題】

青少年による地域の美化活動の推進を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

地区育成会の理解・協力を得て、美化啓発を行うと共に、用具については、できるだけ要望に沿った配布が行えるようにしていきます。

38. 青少年補導事業

【現 状】

毎週4回（月、火、木、金）街頭補導を実施し、非行化防止のため下校途中の児童、生徒への「愛のひと声」運動を実施しています。また、市内の中、高等学校を訪問し、情報交換等懇談会を実施するほか、毎月1回発行の公民館報に「みちびき」と題したページで補導活動情報を掲載し、街頭補導からの問題点や状況等をお知らせしています。

【課 題】

青少年による凶悪事件の多発や中高生の万引き、また携帯電話による出会い系サイトに関わる犯罪など、青少年をめぐる問題が広域化し、対応も難しくなっています。

【施策の方向】

学校や家庭・地域その他関係団体との連携を図りながら、有害環境の浄化活動に努めるとともに、青少年が非行に走らないよう不良行為の早期発見や未然防止に心を配り、青少年の健全な育成を推進します。

39. 児童手当支給事業

【現 状】

児童を養育している保護者等に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とした事業です。

対象児童：小学校3年生修了前（9歳到達後最初の3月31日）の児童まで

* 保護者等の所得制限有り

【課 題】

児童手当を受給するためには、児童手当法に基づく認定申請書、現況届等の書類提出が必要となりますので、受給資格者に制度の周知を図る必要があります。

【施策の方向】

平成18年度より対象児童が小学校6年生修了前（12歳到達後最初の3月31日）の児童までに拡大されました。

広報、FMさくだいらの活用及び通知文等により制度の周知に努めます。

40．広報・保健だより・FM・CATV等による啓発

【現 状】

広報・保健だよりに、健診、教室、予防接種等のお知らせや、新規事業啓発記事等の掲載を行っています。また、「FMさくだいら」・「健康カレンダー」・「佐久ケーブルテレビ」等による啓発も併せて行っています。

【課 題】

あらゆる機会を通じた広報活動の継続が必要となっています。

【施策の方向】

今後も、各種健診・各種教室、予防接種等実施の周知とともに、新規事業の啓発を促進するため、様々なメディアを通じた周知・啓発活動を推進しています。

41．多胎児をもつ親の会への支援

【現 状】

児と保護者を対象に、「佐久市多胎児をもつ親の会」への助言と支援を行っています。

【課 題】

多胎児を持つ保護者の悩み等に対応していくことが重要となっています。

【施策の方向】

今後も、助言・支援の充実を図るとともに、他事業、地域の子育てサークル等との連携を強化し、より効果的な助言・支援が行えるように努めます。

42．出生届出時相談・指導事業

【現 状】

出生届出時に、保護者等、特に父親に対し、育児等に関する相談指導を行っています。

【課 題】

今日、妊娠、出産、子育てに関する環境は大きく変化し、とりわけ核家族、女性の社会進出等により家族・地域社会の養育機能の低下があります。父親が積極的に育児における役割、責任を持つことができるよう、父親へ働きかけることが一層重要となっています。

【施策の方向】

出産後の家庭状況等を知る上において重要な事業であり、要支援家庭を早期に発見し「ハローベビー」・「子育てママさんサポート事業」等に繋いでいくために、よりきめ細やかな相談・指導を行えるように、体制の整備に努めます。

43. 助産施設入所制度

【現 状】

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産ができない場合に実施しています。

本市内の助産施設は、以下のとおりです。

名 称	設置団体	許可年月日
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市	昭和47年2月22日
佐久総合病院	長野県厚生農業協同組合連合会	昭和40年11月15日

【課 題】

医療機関、保健課等との連携を密にし、妊娠・出産の適正時期に制度が利用できるよう進めていく必要があります。

【施策の方向】

今後も、母子とも安全な出産の実現に向け、制度を推進していきます。

44. 子育てママさんサポート事業（育児支援家庭訪問事業）

【現 状】

育児支援家庭訪問事業は、出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に訪問して、養育等の援助、助言、指導を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、または、軽減を図ることを目的とする事業です。

平成17年8月より事業を実施しています。

【事業概要】

* 支援の対象

妊娠届出時、出生届出時、新生児訪問時のアンケートや面接時の様子等を参考に、次に掲げるような、一般の子育てサービスを利用することが難しい家庭を対象とします。

- (1) 妊娠初期から出産後概ね1年程度の妊産婦が産後うつ病、育児ストレス・ノイローゼ等、子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭、または虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭。
- (2) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭。
- (3) 児童の心身の発達が正常範囲でなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭。

* 事業の内容

家庭内での養育等に関する具体的な援助

妊娠初期から出産後概ね1年程度の母子に対する育児等保健指導

未熟児や多胎児等に対する育児指導・栄養指導

養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導

若年の養育者に対する育児相談・指導

児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

* 支援を行う者

産後うつ病、心身に障害のある子ども等育児等に問題を抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導・支援については、保健師、助産師等が実施する。

なお、養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に対する支援については、既存のサービス等で実施もしくは紹介をする。

* 支援の方法

育児支援が必要な家庭に対し、訪問支援を行う。

支援の要否調査、支援計画は、保健課、児童課及び必要に応じて関係部署で組織する支援会議で決定する。

【課題】

核家族化、地域の連帯感の稀薄化によって生じる家庭や地域の養育機能の低下等によって、今後も育児等の援助や指導を必要とする家庭は増加するものと考えられ、これらの家庭に対する援助体制を確立する必要があります。

支援を必要とする家族の問題は、複雑で個別化しており、職員の支援技術の向上は、重要な課題です。

【施策の方向】

支援会議を定期的で開催し、常に支援方法等の検証を行いながら、育児が困難になっている家庭に対して、適切に育児支援ができるよう体制づくりを進めます。

保健師、助産師等の支援技術の向上に努めます。



・母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

乳幼児健康診査を「育児指導や指摘の場面」から「子育て支援・親支援の場」に転換し、健康診査の機会、親にとって育児の節目に安心を得る場として活用するとともに、育児不安等子育てに困難感を抱く親に早期に出会い、保健・福祉が一体となって親ケア・子どもケアに取り組む場とします。

4か月児健康診査を始め、各種乳児健診の場を利用し、その対象者にスクリーニングを行います。

1. 妊婦一般健康診査（委託券）

【現 状】

妊婦を対象に、妊婦一般健康診査受診票により、妊娠前期に1回、後期に1回、県内の医療機関で健診を行っています。

【課 題】

妊婦一般健康診査は、通常妊娠6か月までは4週間に1回、7か月以降は、1～2週間に1回行われますが、医療保険が適用にならず全額自己負担で行われているため、2回分を全額公費負担しています。

妊婦の経済的負担を軽減するため、今後も継続していく必要があります。

【施策の方向】

妊娠中からの育児不安の軽減のため、健康、栄養、育児、家族計画等に関する個別相談事業、産前学級等を通して支援を行います。

2. 4か月児健康診査

【現 状】

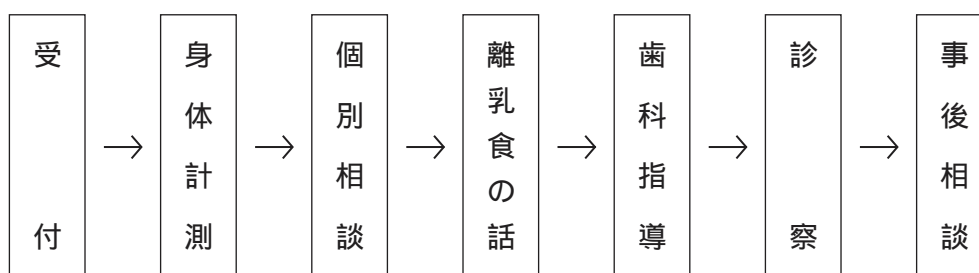
母子保健法に基づき、乳児（4か月児）の健康診査を実施しています。

4か月児健康診査の受診率は、旧4市町村計で平成14年度以降90%を上まわり、平成17年度の受診率は93.0%となっています。未受診者はほとんどが医療機関で受診しており、ほぼ100%の乳児の状況の把握ができています。

平成18年度4か月児健康診査実施概要

《対象》4か月児とその母親

《内容》



* 平成17年度より4か月児健康診査の中でBCG接種ができるようになりました。

《持ち物》母子手帳、赤ちゃん手帳、バスタオル、おたずね用紙（赤ちゃん手帳に添付されているもの）、BCG予防接種予診表

《実施日程》住所にあわせて会場を定め、出生月ごとに健診日を決め実施

《実施会場》佐久市保健センター

臼田保健センター

浅科保健センター

望月総合支援センター

【課 題】

精神運動発達を確認する重要な月齢である4か月児健康診査は、発達状況や内科的な疾病の有無を確認する場であり、また育児不安に対する相談の場でもあることから、内容をより充実していく必要があります。

【施策の方向】

乳児の精神・運動発達を確認する重要な月齢の健康診査として、今後も継続して実施するとともに、経過観察の必要な乳児に対する支援体制を更に充実させていきます。

育児不安は、虐待のリスク要因ですが、長引くほど解決が困難になるため、周囲が早い段階で不安等に気づき、支援につながられるようにしていく必要があります。この健診は、新生児訪問の際に母親から訴えのあった問題や保健師が気づいた点、気になった点について経過観察または問題解決する場にもなっています。また、新生児訪問の際に見えてこなかった問題（例：育児不安・子への関わり方等）が新たに表面に出てくることもあるため、問題を早期に把握する機会にもなっています。

育児を支える環境づくりという役割を、保健師が中心的に果たしていくことが大切になってきます。「相談したいときに相談相手としての保健師がいる」と母親に認識してもらうことはとても大切です。この健康診査は、そのような関係を早期に築く場として、新生児訪問と併せて重要な位置を占めており、今後も健康診査の充実に努めます。

3. 乳児一般健康診査（委託券）

【現 状】

7か月児を対象に、乳児一般健康診査受診票（委託券）により、市内の医療機関で健康診査を行っています。

【課 題】

保健センターで実施する4か月・10か月児健康診査に加えて、7か月児に発達状況や内科的疾患の有無の確認のため、健康診査を医療機関へ委託して、今後も実施していく必要があります。

【施策の方向】

乳児の精神・運動発達を確認する重要な月齢の健康診査として、今後も継続して実施するとともに、経過観察の必要な児に対する支援体制を更に充実させていきます。



4 . 10か月児健康診査

【現 状】

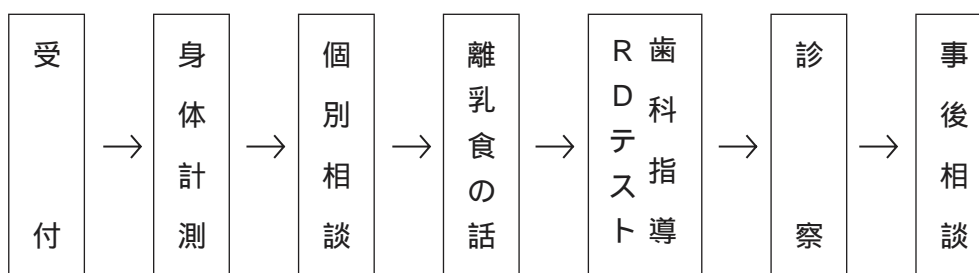
母子保健法に基づき、乳児（10か月児）の健康診査を実施しています。

10か月児健康診査の受診率は、旧4市町村計で平成14年度以降90%を上まわり、平成17年度の受診率は90.8%となっています。

平成18年度10か月児健康診査実施概要

《対象》10か月児とその母親

《内容》



《持ち物》母子手帳、赤ちゃん手帳、バスタオル、おたずね用紙（赤ちゃん手帳に添付されているもの）等

《実施日程》住所にあわせて会場を定め、出生月ごとに健診日を決めて実施

《実施会場》佐久市保健センター

臼田保健センター

浅科保健センター

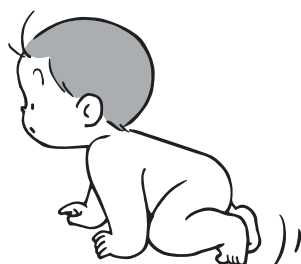
望月総合支援センター

【課 題】

精神運動発達を確認する重要な月齢である10か月児健康診査は、発達状況や内科的な疾病の有無を確認する場であり、また育児不安に対する相談の場であることから、内容をより充実していく必要があります。

【施策の方向】

乳児の精神・運動発達を確認する重要な月齢の健康診査として、今後も継続して実施するとともに、経過観察の必要な児に対する支援体制を更に充実させていきます。



5. 1歳6か月児健康診査

【現 状】

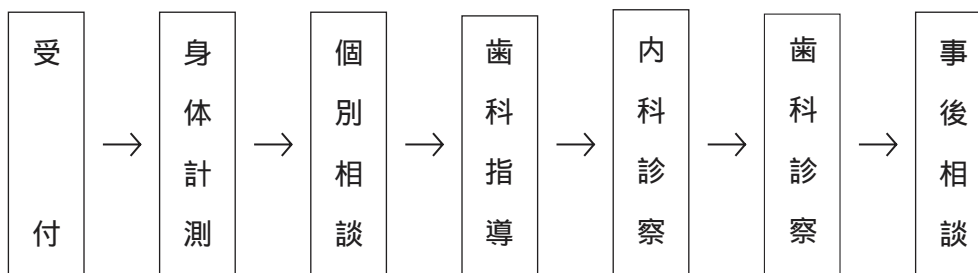
母子保健法に基づき、乳児（1歳6か月児）の健康診査を実施しています。

1歳6か月児健康診査の平成17年度の受診率は86.9%となっています。

平成18年度1歳6か月児健康診査実施概要

《対象》1歳6か月児とその母親

《内容》



《持ち物》母子手帳、赤ちゃん手帳、バスタオル、おたずね用紙（赤ちゃん手帳に添付されているもの）、家庭で使用している歯ブラシ等

《実施日程》住所にあわせて会場を定め、出生月ごとに健診日を決めて実施

《実施会場》佐久市保健センター

臼田保健センター

浅科保健センター

望月総合支援センター

【課 題】

ほとんどの児がひとり歩きができ、ことばでのコミュニケーションもできはじめ、児の精神発達の著しい時期の健康診査であるが、個人差も大きいため、個別での対応を更に充実させる必要があります。

【施策の方向】

発達上、個人差が大きく、親の不安も身体発達から精神発達上の心配が大きくなる中、個々の相談に応じられるよう内容の充実を図ります。



6. 3歳児健康診査

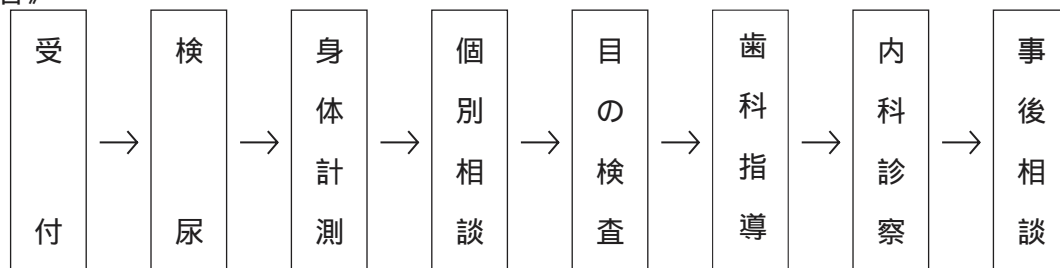
【現 状】

母子保健法による最終の健康診査の機会として、3歳児の健康診査を実施しています。
3歳児健康診査の平成17年度の受診率は89.0%となっています。

平成18年度3歳児健康診査実施概要

《対象》3歳児とその母親

《内容》



《持ち物》母子手帳、赤ちゃん手帳、バスタオル、おたずね用紙（目と耳のアンケート・検尿セットとともに健診該当月の1～2か月前頃郵送）

家庭で使用している歯ブラシ等

《実施日程》住所にあわせて会場を定め、出生月ごとに健診日を決めて実施

《実施会場》佐久市保健センター

臼田保健センター

浅科保健センター

望月総合支援センター

【課 題】

集団生活が可能な年齢になり、社会性や生活習慣、言語運動などが発達する重要な時期の健康診査であり、乳幼児健康診査としては、最後となるため内容を一層充実していく必要があります。

【施策の方向】

幼児期において、身体発達及び精神発達の面からも最も重要な時期であるため、今後もより効果的な健康診査を実施していきます。

7. 妊婦保健指導事業

【現 状】

母子手帳交付時に、保健師・助産師・看護師により、妊娠中の生活や食事等に関する保健相談・指導を行っています。

【課 題】

母子健康手帳交付に伴い、妊婦としての意識が芽生えるとともに、妊娠・育児に対する不安が出現します。こうした妊娠中に生じる不安等の軽減を図っていく必要があります。

【施策の方向】

母子健康手帳交付・妊婦指導は、ハイリスクのある妊婦等の早期発見につながり、妊娠時からの支援ができ、出産後の育児支援へ繋ぐうえにおいて重要な業務であり、さらに充実を図ります。

初産婦やハイリスク妊婦には、乳幼児健康診査、教室等へ繋げて支援するとともに、地区担当保健師が必要に応じて個別支援していきます。

8. 母と子のすこやか相談室事業

【現 状】

発育、発達、病気予防等、母子保健全般にわたる相談指導を、年間を通して月曜日から金曜日の平日に、電話相談及び来所による個別相談を実施しています。

平成18年度母と子のすこやか相談室実施概要

《内 容》母子手帳交付、赤ちゃん手帳交付、育児相談、乳幼児の身体測定のほか妊娠中のちょっとした心配事等。

《実施日程》月曜日～金曜日（平日）

《電話相談》8：30～17：00

《相談室と開所時間》	佐久市保健センター	8：30～17：00
	臼田支所	9：00～12：00
	浅科支所	9：00～12：00
	望月支所	9：00～12：00

【課 題】

いつでも誰もが気軽に相談室を利用できる体制づくりに努める必要があります。

【施策の方向】

子どもの成長に伴い、子育てしている親の不安は様々なものがあります。いつでも気軽に相談できる場として、今後も相談室を開設し、相談機能の充実を図ります。

9. いきいき相談

【現 状】

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などにおいて、ことばの遅れや行動面、母親の育児に対する不安等、心理相談員、言語聴覚士による個別相談が必要と思われる児に対して予約にて実施しています。

平成17年度佐久市の実施状況によると、相談者数は50名でした。そのうち新規相談者数は45名で、内訳は1歳6か月児健康診査より20名、3歳児健康診査より13名、母と子のすこやか相談室より7名、保育園等他機関より5名と他の事業等からの紹介となっています。

相談内容は言葉の遅れ、行動面、落ち着きがない、叱り方、しつけの仕方、母の育児疲れ、自傷、対人関係等と多岐に渡っており相談実施後、必要時、元気っ子クラブやかしの実園、発達外来等へ紹介しています。

平成18年度いきいき相談実施概要

《対象者》1歳6か月～3歳児と親

《内容》心理相談員、言語聴覚士による発達・育児相談言葉の遅れや、行動面、落ち着きがない、母の育児疲れ、自傷、対人関係等

《実施》月2回

《相談員》心理相談員、言語聴覚士

《会場》佐久市保健センター

【課題】

いきいき相談は、幼児の精神発達上の相談にあたり、障害を早期に発見することと母親の育児不安に対応するために実施しています。また、障害に対する不安を少しでも軽減し、いきいきとした子育てができるよう、高機能自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動障害（ADHD）等の新たな課題に対して、保健、医療、福祉、教育と連携を図り早期発見体制を充実させていく必要があります。

【施策の方向】

今後も継続してよりきめ細やかな相談・指導を行えるよう、乳幼児訪問指導等の機会をとらえた対象者の把握等を行うとともに、相談実施後の継続的な支援体制を図るために、他の支援施策との連携を一層強化していきます。

10. 妊産婦あんしん育児支援事業

【現状】

妊産婦とその家族を対象に、育児不安のある妊産婦に対し、産科医の紹介により小児科医の育児指導を受けることにより、育児不安の解消を図ることを目的として実施しています。

平成18年度妊産婦あんしん育児支援事業実施概要

《対象者》妊娠初期から出産後12か月未満までの妊産婦とその家族

《利用方法》産婦人科の先生に小児科の先生を紹介してもらい相談を受ける。

直接、医療機関の小児科に予約する。

* 受診票は市保健センターで交付していますが、産科、小児科にもあります。

《相談できる内容》

出産前：母乳で育てたいがおっぱいが出るか心配・・・

出産後：ミルクを飲んでくれない

おっぱいをよく吐く

発育が心配等育児全般について何でも可

《費用》指導料・相談料は無料

《実施している医療機関》

産科：浅間総合病院、佐久総合病院、斉藤産婦人科

小児科：浅間総合病院、佐久総合病院、くろさわ病院、さとう小児科

佐久中央医院、関口小児科医院、大森小児科医院、おがわクリニック

【課題】

妊娠中から早期に小児科の医師に相談できるという特徴を生かし、多くの人にとって育児指導を受けやすくなるよう、事業内容を検討し、充実させていくことが必要です。

【施策の方向】

今後は、保護者の育児不安の解消のために事業のPRを一層すすめるとともに、医療機関との連携強化に努めます。

11. 産婦訪問指導事業

【現状】

産後2か月以内の産婦に対し、産後のメンタルヘルスを含めた健康確認と育児保健指導を乳児訪問指導に併せて実施しています。

【課題】

母子の健康状態、育児環境等を把握し、将来生じる子育てに関するリスクを発見する重要な事業です。

育児をはじめから、なるべく早い時期に専門家のアドバイスを受け安心できるように、更に事業を充実させることが必要です。

【施策の方向】

産婦の心身の健康、育児環境は、乳児の健やかな発育・発達に大きな影響を及ぼすことから、今後、事業の一層の拡充を図ります。

12. 乳児訪問指導事業・乳幼児訪問指導事業

【現状】

乳児の健やかな発育・発達を図るため、生後2か月以内の全出生乳児とその保護者を対象に、保健師・助産師等の訪問指導を実施しています。

また、医療機関からの連絡、健診・相談後のフォロー、または訪問指導が必要な乳幼児に対して、訪問による相談・指導を実施しています。

【課題】

母子の健康状態、育児環境等を把握し、将来生じる子育てに関するリスクを発見する重要な事業です。

育児をはじめから、なるべく早い時期に専門家のアドバイスを受け安心できるように、更に事業を充実させることが必要です。

【施策の方向】

家庭・地域の養育機能の低下の中で、育児経験のない保護者が孤立し、育児不安を抱える場面が増えてきています。なるべく早い時期に保健師・助産師等の助言・支援を受け、安心して楽しく子育てができるように事業の充実に努めます。

13. 産前学級（パパママ教室）

【現 状】

これからお父さん、お母さんになる人を対象にした教室です。

出産、育児等に期待と不安を感じている夫婦に対して、安心して出産が迎えられるように支援しています。

平成18年度パパママ教室実施概要

《対 象》妊婦4～8か月の妊婦とお父さん

《内 容》2回シリーズで実施

1回目（主に4～6か月の妊婦とお父さん）

おなかの中の赤ちゃん

お母さんのお口のチェック

お父さんの妊婦体験等

2回目（主に7～8か月の妊婦とお父さん）

妊娠中の栄養

出産後の育児について

赤ちゃんの抱っこ体験

《利用方法》予約制

《実施会場》佐久市保健センター

臼田保健センター

浅科保健センター

望月総合支援センター

各会場6回開催



【課 題】

産前学級はこれから母親になる女性に対して、母親になるための準備をする支援の場であり、そこから多くの情報が得られます。

それによって子育てにおけるリスクの予測ができるため、出産後、新生児訪問・乳児健診を通して効果的にかかわれるよう学級の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

子どもの健やかな発育・発達のため、産婦人科医、助産師、栄養士等との連携を強化し、事業の拡充に努めます。また、さらに一層夫婦での参加がしやすいようにプログラムの充実に努めます。

14. 離乳食教室“はい、あーんして”

【現状】

核家族化が進み、離乳食をみる機会もないため、進め方、作り方、与え方などに不安を持つお母さん方が増えています。実際に作ってみることで離乳食がどんなものか理解し、自信を持って与えられるように、また手作りで安全な離乳食づくりを学ぶ場として実施しています。

平成18年度離乳食教室“はい、あーんして”実施概要

《対象》生後2～3か月児をもつお母さん、お父さん

《内容》・調理実習（お粥の炊き方、だしの取り方、初期離乳食の調理）

・栄養士の話

・試食

・助産師による母乳相談

*託児あり

《実施場所》佐久市保健センター（6回開催）

臼田保健センター（6回開催）

浅科保健センター（6回開催）

望月総合支援センター（6回開催）

【課題】

食を通じた子どもの健全育成を図るため、1人ひとりの発達段階にあった食生活を営んでいけるような支援が今後も必要です。

【施策の方向】

離乳食は食事の第一歩であり、乳児にとって安全・安心な離乳食の啓発のため、関係する機関等との連携を強化し、事業の充実に努めます。

対象となる家族が参加しやすいように事業の柔軟な対応に努めます。

子育てサロンで開催される育児講座等と連携し、発達段階にあった教室の開催を検討します。

離乳食開始後の進み具合や新たに生じた心配や質問等の解決の場として、離乳食教室“もぐもぐできるかな”につなげてゆきます。



15. ハローベビー（乳児育児支援教室）

【現 状】

同じ月齢の児と親がつどい、健康・育児について学び、遊びを通して親子の関わり、親同士の交流を図ることにより、育児不安の解消を目的として、生後5か月～6か月に、育児教室を実施しています。

教室では、少人数で話し合う形式を取り入れ、保健師による指導が主体でなく、参加者が楽しく自分自身の育児について考える機会となるように取り組んでいます。

平成18年度ハローベビー実施概要

《対象》生後5か月児～6か月児と保護者

《内容》ハローベビーへようこそ
～楽しいコミュニケーション～

《実施場所》 佐久市保健センター
臼田保健センター
浅科保健センター
望月総合保健センター

【課 題】

育児の不安・孤独等を解消していくために、育児に喜びを感じ、楽しく行えるようなサポートの一層の強化が必要とされています。

【施策の方向】

育児の不安・孤独等の解消のため、今後もハローベビーをさらに充実させていきます。また、より多くの人に参加できるような事業の展開を図ります。

16. 離乳食教室 “もぐもぐできるかな”

【現 状】

離乳食の進み具合を確認したり、開始後の不安、質問に答えたり、実際に試食する場として実施しています。

平成18年度離乳食教室 “もぐもぐできるかな” 実施概要

《対 象》生後7～9か月児をもつお父さん、お母さん

《内 容》離乳食の話

試食

助産師による育児相談

保育士による赤ちゃんの手遊び

《実施場所》佐久市保健センター（6回開催）

臼田保健センター（6回開催）

浅科保健センター（6回開催）

望月総合支援センター（6回開催）

【課 題】

離乳食を開始すると、進み方や食品に対して疑問が生じる時期でもあり、この頃の教室は今後も必要です。

【施策の方向】

離乳食のつまづきは幼児期以降の偏食、食習慣の形成に大きく影響を及ぼすため、早い時期に問題解決が必要です。

食事の不安、育児の不安解消の事業としてさらに充実に努めます。

17. 元気っ子クラブ（発達支援教室）

【現 状】

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等の結果、発達支援や相談が必要な親子に対し、母子育児指導、個別相談を実施しています。

平成18年度元気っ子クラブ実施概要

《目的》 1歳6か月児健康診査などにおいて、継続的フォローの必要とされる親子

《対象》 1歳6か月児～3歳児とその親

《内容》 ・体を使った遊び

・季節の行事

・毎回テーマを設定した話

・フリートーク

・個別相談

《実施場所》 佐久市保健センター等（月1回開催）

【課 題】

元気っ子クラブは、幼児健診等後、継続的なフォローの必要な親子を対象に実施しますが、育児不安を持つ親の増加とともに発達が気になる児が増えているため、今後も充実していく必要があります。

【施策の方向】

子どもの健やかな発育・発達のため、保健師等の資質の向上を図ると共に、医療機関、保健所との連携をし、事業の拡充に努めます。また、かしの実園、保育園等との連携を図り、継続した支援体制を確立します。

18. 母子健康手帳交付

【現 状】

母子保健法に基づき、妊産婦の健康管理と健康増進を図るため、母子健康手帳を交付しています。

【課 題】

妊娠中の不安の軽減を図っていく必要があります。

【施策の方向】

妊産婦の健康管理、健康増進を図るため、今後も交付していくとともに、手帳に記載された事項の有効な活用を促進します。

19. 赤ちゃん手帳交付

【現 状】

乳幼児期の健全な成長・発達を促すための知識の普及、並びに市の乳幼児相談事業・健診・予防接種等の周知徹底を図ることを目的に「赤ちゃん手帳」を交付しています。

平成18年度赤ちゃん手帳交付事業概要

《対象者》 新生児の保護者（出生届時に交付）

《内容》

佐久市の事業紹介 母子保健事業 乳幼児健康診査について

第1章 こんにちは赤ちゃん

乳幼児の発達、ケアの具体的な説明・目安、卒乳などについて

第2章 こどもの食事 食べるの大好き！

離乳食、幼児食、間食等の作り方与え方

第3章 丈夫な歯をつくろう

歯の発育とケアについて

第4章 おかあさんの救急箱

応急処置法、救急処置法、症状の判断の目安、薬の利用方法
子どもの身の回りの安全点検等について

トピックス 働くお母さん・お父さんへ

保育園、地域子育て支援センター、子育てサロン、児童館等の紹介、
ファミリープラン

第5章 乳幼児健診

健康診査の紹介と案内、おたずね表・予診表等

第6章 予防接種

【課 題】

身近な育児書として活用されるよう、保護者に紹介していく必要があります。

【施策の方向】

乳幼児の健康の保持増進や、保護者の育児不安の解消を図るため、今後も交付していくとともに、手帳に記載された事項の有効な活用を促進します。

20．口腔歯科保健センター事業

【現 状】

乳幼児から高齢者までの総合的な口腔歯科保健事業を推進しています。

【課 題】

それぞれのライフステージに応じた口腔歯科保健事業の推進と休日歯科診療の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

乳幼児から高齢期までの総合的な口腔歯科保健体制の確立と各年齢期に対応した指針に基づき、口腔歯科保健事業と休日歯科診療の充実を図ります。

21．乳幼児歯科保健指導事業

【現 状】

乳幼児健康診査等において、保護者に対する歯科指導を実施しています。

【課 題】

う歯を中心に口腔の問題が多発する時期であるため、歯磨きの習慣化と大人のフォロー（仕上げみがき等）が必要です。また、飲食の習慣の実態を把握し、望ましい生活習慣や食習慣の確立に向けた正しい知識の一層の普及啓発が必要となっています。

また幼児において、噛めない、飲み込めないといった発育の遅れがみられますが、歯及び口腔の健康を保つことは、咀嚼・嚥下機能を維持するだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎ともなり、その重要性についての一層の啓発活動が重要です。

【施策の方向】

歯の健康に必要な口腔管理は、乳幼児期から習慣化することが重要であり、健診や教室などの機会をとらえ指導の充実を図ります。

また、随時指導等が行えるように関係機関との連携に努めます。

22．乳児う歯予防事業（RDテスト）

【現 状】

10か月児健康診査においてRDテストを使用して、乳児の口腔内における虫歯菌の数の多少を判定し、その結果に基づいた個別指導を実施しています。

これは、1歳6か月児健康診査でのう歯保有率が高いことから、乳児期のうちから虫歯予防に対する保護者の意識を高め、う歯保有率の減少を図るために行っています。

* RDテスト：口腔内の虫歯菌の数をレサズリンという指示薬を使って色の変化で調べるもので、このテストにより、口腔内の衛生状態を的確に知ることができます。

【課題】

歯が生え始めるこの時期は、離乳食が始まっていることもあり、口の中が酸性になりやすく、虫歯菌の数が増え始める時期なので、この時期をとらえて指導を充実させていく必要があります。

【施策の方向】

10か月児健診時に実施することで母親のう歯に対する関心を高め、1歳6か月児健診、3歳児健診、歯の教室と継続して事業を展開していきます。

23. 1歳6か月児歯科健康診査

【現状】

母子保健法に基づき、幼児（1歳6か月児）の歯科健康診査を実施し、個別指導を行っています。

【課題】

1歳6か月児から3歳児までの間は、う歯保有率が急増する期間であり、家庭での口腔管理意識を高め、う歯予防を図る必要があります。

【施策の方向】

保護者による仕上げ磨きが重要であり、意識の普及啓発が必要です。

24. 3歳児歯科健康診査

【現状】

母子保健法に基づき、幼児（3歳児）の歯科健康診査を実施しています。

健康診査のみにとどまらず、う歯のない親子を抽出し「長野県よい歯のコンクール」などへの参加を促すなど、意識の高揚を図っています。

【課題】

1人当たりのう歯本数は、減少傾向にありますが、う歯保有率は増加しており、これから継続した指導が必要です。

【施策の方向】

歯科医師会との連携強化を図り、保護者に対して早期に幼児のう歯を発見し、治療を勧めるとともに、食や生活リズムの習慣を見直してう歯予防が図れるよう相談体制の整備を推進します。

25. 歯の教室

【現 状】

2歳児から就学前の幼児までを対象とした歯予防教室です。口腔歯科保健センターで実施している事業です。

平成17年歯の教室実施

歯の教室：2歳から就学前までの幼児を対象にした教室です。歯磨きの仕方・習慣について点検します。利用については、予約が必要

《対 象》2歳～

《時 間》9：30～11：00

《内 容》歯科検診、歯科医の話
歯科指導（染め出し・歯磨き指導等）
育児相談

《持ち物》母子手帳、歯ブラシ（子ども用と仕上げ磨き用、コップ）

《場 所》佐久市保健センター

【課 題】

1歳から3歳までの間は、乳歯が生えそろう重要な時期であり、また歯が急増する時期でもあります。予防に対する意識を高める必要があります。

【施策の方向】

歯の健康のためには、乳幼児期からの正しい歯磨きの実践等が必要です。実践を踏まえた指導と歯科検診を受ける機会を提供することにより、歯の早期発見・早期治療につなげていきます。

今後も、よりきめ細かい個別相談の実施に向け、体制の整備を進めます。

26. 妊婦歯科保健指導事業

【現 状】

妊娠届出時、妊娠中の歯の手入れ方法についての指導と歯科検診の受診を勧めています。

産前学級時には、お父さんお母さんに対してRDテストを行い、自分自身の歯予防をはじめとして口腔内に興味を持つことで、生まれてくる児の口腔内環境を整えることに注意を払うように指導を行っています。

【課 題】

妊婦歯科検診受診率は、平成17年度7.8%でしたが、全国平均の22%に近づけるように母親の意識の向上を図ることが必要であります。

【施策の方向】

妊娠初期から適切な歯科保健指導事業の充実を図ります。

27. 保育園児歯科指導事業

【現 状】

保育園児を対象に、市の歯科衛生士による染め出しとブラッシング指導を中心とした、う歯予防事業を実施しています。

【課 題】

現在各園年一回の訪問指導を行っていますが、普段の保育を通してう歯予防の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

歯の健康のためには、乳幼児期から正しい歯みがきの実践が必要です。保育園で、食後に歯をみがく習慣づけやブラッシング指導、よく噛んで食べることの大切さを日常生活の中で継続的に行えるように、正しい知識の普及と指導を歯科医師会と連携を図りながら推進していきます。

28. 障害児訪問歯科指導事業

【現 状】

在宅の障害児に対して、保護者等の希望により歯科衛生士が訪問し、口腔衛生指導を行っています。

対象児童：療育手帳A 1、身体障害者手帳1級、精神保健福祉手帳1級を所持している児童

【課 題】

現在、在宅の障害児の口腔衛生指導の希望が少ないが、定期的に訪問歯科指導を実施していく必要があります。

【施策の方向】

対象児の把握に努め、対象児童とその保護者に口腔衛生の重要性と事業の周知を図りながら事業を推進していきます。

29. フッ素洗口法によるう歯予防事業

【現 状】

旧佐久市では昭和50年より、小中学校児童・生徒を対象に、フッ素洗口（0.2%濃度）によるう歯予防事業を実施してきました。

平成11年度の効果判定では、昭和63年度よりさらにう歯の減少が認められました。また、旧佐久市内小中学校ではフッ素洗口法の実施により、児童、生徒の一人平均う歯本数は、近隣の学校よりも低く、効果が見られます。平成17年度より新市全域にてフッ素洗口を実施しています。

フッ素洗口事業効果判定歯科健診実施結果（旧佐久市）

	DFMT指数（一人平均う歯経験指数）
昭和63年度	2.24
平成11年度	1.78

12歳児 一人平均う歯経験指数

	男子	女子	平均	備考
旧佐久市 （昭和63年）	2.03	2.44	2.24	佐久市フッ素洗口によるう歯予防効果判定歯科健診結果 （神奈川歯科大学実施）
旧佐久市 （平成11年）	1.16	1.96	1.78	
学校歯科保健統計 （平成11年）	-	-	2.92	文部科学省大臣官房調査統計企画課（全国）
歯科疾患実態調査 （平成11年）	-	-	2.44	厚生労働省健康政策局歯科保健課資料（全国）
健康日本21 -2010-の目標値	-	-	1以下	
健康グレードアップ ながの21	-	-	1以下	

【課 題】

旧佐久市では事業開始から約30年経過しましたが、その効果が見られるため、事業の継続が必要です。さらに第一大臼歯のう歯発生率を抑えるには、対象年齢を下げた児童（5歳）等からのフッ素洗口が必要と考えられます。

【施策の方向】

- （ア）歯の健康のために、フッ素洗口は有効な手段と考えられ、今後、学校における衛生教育の強化に努めます。
- （イ）永久歯のう歯予防のため歯科保健教育を充実させるとともに、う歯の早期発見・早期治療など保護者への指導徹底を図ります。
- （ウ）食生活の改善について、児童・生徒・保護者へ指導を行います。
- （エ）未就学児（5歳）からのフッ素洗口を進めます。

30. フッ素洗口う歯予防効果判定事業

【現 状】

フッ素洗口によるう歯予防の効果判定のため、概ね10年に1回歯科健診を実施しています。

【課 題】

適時適切な効果の判定を図っていく必要があります。

【施策の方向】

歯の健康に資する、フッ素洗口の有効性を検証するため、今後も事業を展開していきます。

31. 思春期・赤ちゃんふれあい体験学習

【現 状】

中学生が乳児健康診査の場において、乳児の抱っこ体験と母との交流を行い、乳児への理解と命の大切さ、思いやりの心を育むための体験学習として実施しています。

体験学習を通じ、赤ちゃんがどういうものなのかという実感の形成、また、自分ひいては自分を育ててくれた母親父親への振り返りができた生徒が多く見受けられました。

平成17年度思春期・赤ちゃんふれあい体験学習実施状況

《目的》

少子化の進む中、乳幼児と接する機会の少ない中学生が増えている現状がある。このような中、乳児と触れ合うことにより乳児についての理解を深め、さらに乳幼児を育てている親や市担当保健師の話から子育ての喜びや苦労を知り、自分を取り巻く人の思いに関心を持つ機会とする。また、命の大切さやいたわり、思いやりの心を育てることで母性・父性を養っていく。

《参加者》

平成17年度 103名（東中学校3年生）

《内容》

- * 赤ちゃん抱っこ体験
- * 妊娠中の身体変化についての話、妊婦ジャケットを使っの妊婦体験
- * 乳児健康診査についてのオリエンテーション、健診の見学、健診を受診する母親・赤ちゃんとの交流
- * 体験学習の感想の発表

【課 題】

思春期対策の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

次代の親となる中学生に、乳児への理解と命の大切さ、思いやりの心を育む重要な体験として、今後も事業の拡充を図ります。

32. 思春期相談

【現 状】

思春期にある児童及びその保護者を対象として、母と子のすこやか相談室において思春期に関する相談に対応しています。

【課 題】

学校、保健所等との連携を図っていく必要があります。

【施策の方向】

次代の親となる世代が、思春期を健やかに過ごすことは、次代の子育てにとっても非常に重要なこととなります。このため、よりきめ細やかな相談ができるよう、体制の拡充を図ります。

33. コウノトリ支援事業

【現 状】

少子化対策の一環として、不妊症に関する治療費に対して、治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的として実施しています。

平成18年度コウノトリ支援事業概要

《助成対象者》 佐久市に1年以上住所を有し、子どものいない夫婦。

《助成内容》 不妊治療のうち保険適用外の人工授精・体外受精・顕微授精の治療費。

助成金の額は、交付対象期間に要した費用の3割とし、8万円を限度とする。

助成金の交付は、1年度あたり1回。

《利用実績》 平成15年度：3人 平成16年度：2人 平成17年度：5人

* 利用実績平成15・16年度は旧臼田町の数値

資料：保健課

【課 題】

平成14年度から旧臼田町で始まった事業であり、市広報やホームページなどを利用し、誰もが必要なときに情報が得られるような方法で広報していくことが課題です。また、不妊治療という、極めてプライベートな事業であるため、プライバシーに充分配慮した対応が必要となっています。

【施策の方向】

平成16年度より「長野県不妊治療費助成事業」が実施されました。兼ね合いを考え、不妊治療を受けている人が、長い期間経済的支援が得られるように配慮して実施していきます。

長野県不妊治療費助成事業

《助成対象者》夫婦の双方又は一方が長野県に住所を有する者。

夫婦の前年度の所得の額の合計が650万円未満であること。

《助成内容》治療費の助成：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精

助成金の額は、1年度当たり10万円を限度とする。

助成は2年度に限る。

34．予防接種法による定期予防接種の実施

【現 状】

ポリオの予防接種を保健センターで、二種混合（ジフテリア、破傷風）は小学校で実施しています。

三種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風）、麻しん風しん混合、日本脳炎の予防接種は、医療機関で通年実施しています。

【課 題】

予防接種法による定期予防接種は、個別接種で行っていますが、接種率の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

疾病への基礎免疫をつけるため、乳幼児期における予防接種を確実に受けるよう啓発等により、接種率の向上に努めます。また、児童における予防接種の確実な実施を、学校との連携のもとに推進していきます。

35．結核予防法による定期予防接種

【現 状】

乳児のBCGを、保健センターで実施しています。

【課 題】

乳児は、結核に対する抵抗力が弱いので、全身性の結核にかかったり、結核性髄膜炎になり、重い後遺症を残すこととなります。

そのため、乳児期の予防接種の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

乳児期における予防接種は、重症結核の予防のため重要であるので、予防接種の確実な実施を啓発し、接種率の向上に努めます。

36. 母子保健管理システム事業

【現 状】

母子保健システムに、出生届（赤ちゃん手帳交付）から、市が実施している乳幼児健康診査の結果を入力することにより、個人のデータが経年管理でき発達状況の確認ができるようになっていきます。また要経過観察児の追跡管理や支援体制の充実も図られています。

【課 題】

要経過観察児に対するフォロー体制をさらに充実させていく必要があります。

【施策の方向】

今後も、乳幼児の健康管理に資するよう、母子保健管理システムの運用・活用を図っていきます。

37. 食育の推進

・保健分野での取組

【現 状】

子どもの発達段階に応じた「食べる力」を育むために、母子手帳交付時から、食事に対する指導を行うとともに、新生児訪問や離乳食教室・乳児健診等で、離乳食指導を行っています。また、幼児期には、1歳6か月児健診や3歳児健診等で、食事のリズムや生活リズムが整うように、おやつとの与え方や、バランスのとれた食事についての指導を行っています。

【課 題】

妊娠中から幼児期の親子の食生活の実態をつかみ、食事指導の検討と、乳児期から幼児期に至る食に関する系統的な指導が必要です。

【施策の方向】

妊娠届出者に対する食の実態調査を行うとともに、育児教室等で、幼児食についての指導を行い、発達段階に応じた「食べる力を育む」ことを目指した事業を推進していきます。また、食を通じて子どもの健全育成が図れるよう、昔から伝わる手作りおやつ の普及を図るとともに、地元の食材も利用し、郷土に伝わる食の特性を生かしながら、各年齢期における食育の推進を図ります。

・保育園での取組

【現 状】

乳幼児期の食事は、生涯の健康に重要なかわりがあり、保育園での食事は、心身の健全な発育・発達、健康の保持増進の場所と考え、取り組んでいます。離乳食が始まる子どもから、アレルギーのある子どもの除去食、生活習慣病予防など、園児の食嗜好、健康状態を把握し、保護者、保育士、調理員、栄養士が連携し、試食・食事の展示、個別指導、集団指導などを実施しています。

【課題】

乳幼児期の食生活の実態をつかみ、正しい食事の摂り方、食を通した豊かな家族・人間性の形成による心身の健全育成の指導が必要です。

社会環境や生活様式の変化に伴い、家族がそろって食べる機会の減少、「朝食を食べない」で登園する園児の増加がみられます。

【施策の方向】

保育園での食事は、子どもの生活の一部であり、非常に大きな要素となっています。おいしく、楽しく食べることが「生きる力」を育てると言われる中で、保護者の意識向上・生活習慣の改善を図るため、保護者にアンケート等を実施し食の重要性について啓蒙を図っていきます。

また、栽培・収穫・調理を通して自然と食材とのかかわりを学び、郷土の食材を使った佐久の長寿食・伝統料理など、先人の知恵を生かすと共に地場産品の利用等により地域との交流を深め、保育園の食の発信場所としてさらに食育を推進していきます。

・学校での取組

【現状】

給食は食生活の正しいあり方の生きた教材であり、可能な限り手作りにしています。食材は地元農産物を活用することにより、農業、地域の産業、郷土食などに関心を寄せる機会となっています。

【課題】

食育は、栄養に関する知識に偏重されがちですが、食を通して生命の大切さを教えるところまで発展させる必要があります。

【施策の方向】

さまざまな機会をとらえて、児童生徒に栄養だけでなく、「長寿のまち・さく」の長寿食や先人の知恵の食文化など、地元農産物を利用した給食づくりや、食品の流通の仕組み等を教えるとともに、食と生命の大切さを結びつけた指導を目指します。

38. 児童福祉医療費給付事業

【現 状】

福祉医療費の要件を満たす乳幼児・児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない児童が医療機関等で保険診療を受ける場合、福祉医療費給付金を支給しています。

平成17年度児童福祉医療費給付事業概要

* 乳幼児・児童

《対象者》 外来：出生～4歳未満

入院：出生～小学校就学前まで

《保護者の所得制限》 児童手当の所得制限に準じる額

* 母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない児童

《対象者》 18歳未満の児童等を扶養する母又は父及びその児童並びに父母のいない18歳未満の児童。

《本人及び扶養義務者の所得制限》 児童扶養手当の所得制限に準じる額

《給付方法》 自動給付方式（県内医療機関）

医療機関の領収書、申請書を市役所へ提出（県外医療機関等）

【課 題】

福祉医療費を受給するためには、受給者証交付申請書の提出、医療機関等での受給者証の提示等が必要となりますので、受給資格者に制度の周知を図る必要があります。

【施策の方向】

平成18年度は、乳幼児・児童の福祉医療費の支給対象年齢を外来、入院とも小学校就学前までとし、所得制限も撤廃し、支給対象者の拡充を図り、子育て支援策を推進します。

広報、佐久市ホームページ、FMさくだいら、佐久ケーブルテレビの活用及び通知文等により制度の周知に努めます。

・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 「子ども自習室」の設置

【現 状】

平成13年12月から野沢会館内に、また、平成16年6月末から中込学習センター内に「子ども自習室」を設置し、年末年始を除く毎日、午前9時から小学生は午後7時まで、中学生は午後8時まで、高校生は午後9時まで、その他の方は午後10時まで利用できます。

【課 題】

使用にあたっては、子どもたちにルールやマナーを守ってもらう必要があります。

「子ども自習室」は現在佐久地区に2か所あるのみで、利用できる児童に限られる状況があります。

【施策の方向】

核家族化の進展、保護者の就労形態の多様化、完全学校週5日制などに伴う放課後や休日における児童・生徒の自主的な学習意欲に応えるべく、自主学習環境の整備を図っていきます。

2. スクールメンタルアドバイザー事業（子ども支援事業）

【現 状】

佐久市内の小・中学校の児童・生徒の温かい人間関係づくりを推進するため、市内の7中学校にスクールメンタルアドバイザー6名（浅科中学校・東中学校兼務）を配置し、不登校等生徒指導に係る相談・学級運営の指導助言等を児童・生徒・保護者や教師等を対象に行っています。

【課 題】

近年、児童・生徒の相談内容が複雑化し、心理的要素も含めより高度な専門的知識を必要とする事例が増え、臨床心理士等との連携が必要となっています。

【施策の方向】

不登校等の対応について、学校・中間教室・心理教育相談員・家庭児童相談員との連携をすすめていきます。

学校・保護者・関係機関との連携を図りながら、適切な指導・相談などの支援を行うとともに、専門医等の助言等の体制について検討していきます。

3. スポーツ教室開催事業

【現 状】

学校完全週休2日制に対応するため、小学校を中心としたスポーツ教室を充実していきます。

平成17年度は、少年少女を中心とした教室を13教室、また親子で参加できる教室を9教室開催しました。

【課題】

参加状況や参加者の要望を把握していくとともに、指導者の育成をしていく必要があります。

【施策の方向】

平成18年度は、少年少女を中心とした教室を7種目9教室、また、親子でできる教室を6種目7教室計画しています。

今後も参加者からのアンケートをみながら、教室内容を検討します。

4．スポーツ大会事業**【現状】**

完全学校週休2日制に対応するため、土曜日を中心にした大会を実施しています。

平成17年度は、少年少女の参加できる大会を7大会開催しました。

【課題】

学校の課外部活動関係の大会や地域行事との関連も把握して、参加状況や参加者の要望を把握していく必要があります。

【施策の方向】

平成18年度は、少年少女の参加できる大会を7大会計画しています。

今後も参加者からの要望を取り入れながら大会内容・開催期日を検討します。

5．スポーツ少年団の育成事業**【現状】**

現在、スポーツ少年団は16種目52団体が活動しており、各種大会行事等で活動しています。

【課題】

活動内容や加入者の要望に対応できる指導者の育成をしていく必要があります。

【施策の方向】

スポーツ指導者の育成を図るとともに、各少年団と連携を図りながら、スポーツ少年団へ未加入の少年スポーツ組織の、団への加入促進を図ります。

6．チャレンジ（ふれあい）教室（子ども支援事業）**【現状】**

不登校児童・生徒を対象に、野沢会館内に設置されたチャレンジ教室で集団適応指導・学習指導・教育相談等、学校復帰に向けての指導支援を行っています。

新佐久市発足に伴い、適応指導員を2名体制として対応しています。

【課題】

不登校期間が長期化傾向となっており、メンタルフレンド・ボランティアによる支援体制の充実を図る必要があります。また、様々な年齢の児童・生徒が通室していることから、これに対応すべく適応指導員の体制や施設の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

適応指導員の増員を図り、社会体験・自然体験・宿泊体験等の行事を取り入れた活動を推進するとともに、学校と連携し、不登校対策等について検討します。

また、信州短期大学の学生メンタルフレンド・ボランティアと連携し、事業の推進を図ります。

7. 学校改築事業

【現状】

校舎の老朽化、耐力度の低下が顕著になってきた学校について、順次改築をし、教育環境の整備を図ります。

現在、浅間中学校について全面改築を進め、小学校については、平成20年4月の開校を目指して望月統合小学校の建設を進めています。

【課題】

校舎の建設年度や老朽化を勘案し、安全で健康かつ快適な教育施設としていく必要があります。

小学校においては、児童数の減少が続くため、学級数が適正規模を下回る学校については、改築を検討する時点で統合の検討や通学区の見直しが必要になります。

【施策の方向】

改築計画に沿って、順次改築を進めていきます。改築にあたっては、多様な教育活動に対応し、学習意欲が高められる施設とし、生涯学習の場として地域に開かれた施設づくりを行います。また、周辺環境に配慮した建設を行います。

8. ふれあい農業推進事業

【現状】

農作業に接する機会が少ない子どもたちのために、市内の保育園・幼稚園に農園の設置を委託し、米や野菜、花卉栽培などの農作業を子どもたちに体験してもらう、ふれあい農業推進事業を実施しています。

【課題】

さらに、作物を育てる喜びと農業の大切さを普及していく必要性があります。

【施策の方向】

今後も、農作業体験を通して、子どもたちに作物を育てる喜びと農業の大切さを知ってもらうために、事業を継続していきます。

9. みどりの教室**【現 状】**

国内産材の低迷や林業従事者の高齢化等による森林の手入れ不足、それに伴う森林の公益的機能の低下などが大きな問題となっている中で、森林の持つ機能や林業に対する理解を深めてもらうとともに、自然を大切にする心豊かな人間形成を図るため、毎年市内の小学校の4年生を対象に身近な地域の森林学習として開催しています。

【課 題】

森林の持つ機能や林業に対する理解をさらに深めていく必要があります。

【施策の方向】

今後も、みどりの教室を通して、小学生に森林や林業に対する理解を深めてもらうため事業を継続していきます。

10. 学校給食等での地元食材の利用**【現 状】**

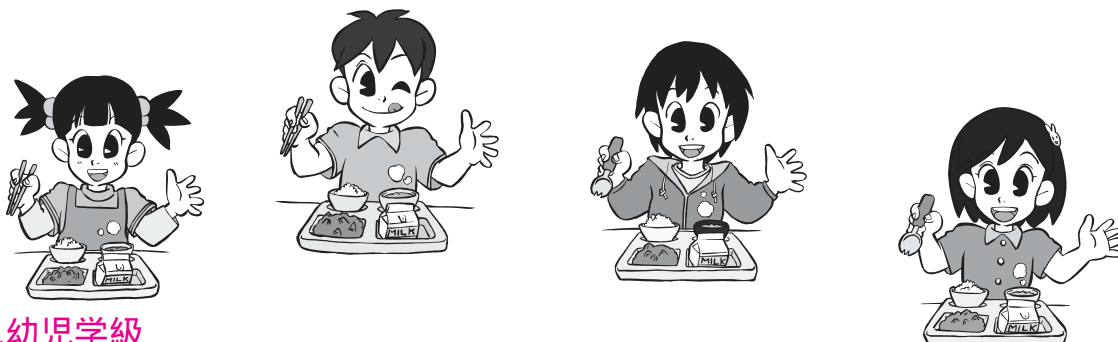
学校給食では、以前から地元産米を使用しています。また、野菜や他の農産物についても出来る限り地産地消に努めています。

【課 題】

恒常的な地元農産物を給食食材として生産・供給するシステムの構築が必要となります。

【施策の方向】

現存する直売組織を活用し、生産・供給システムの構築を検討していきます。

**11. 乳幼児学級****【現 状】**

市内の4地区公民館及び本館において、乳幼児と母親同士がつどい、育児について学び、交流し、地域におけるつながりを育んでいます。

また、乳幼児学級の終了後、親子の自主活動グループを結成しています。

平成17年度乳幼児学級実施概要

《目的》

健やかな子どもを育てるため、親子での学習活動を通して基本的な生活習慣、信頼感、自立心等を育てると共に、ふれあいや交流を図る。

《対象者》

乳幼児とその親または家族

《内容》

- ・乳幼児の育て方、接し方
- ・乳幼児の食事
- ・体験学習（自然体験）
- ・情操（絵画）
- ・健康など

《教室名（開催場所）・開催日程》

- 本館教室（佐久市研修センター）：毎月第1・第3月曜日
- 浅間教室（浅間会館）：毎月第2・第4金曜日
- 野沢教室（野沢会館）：毎月第1・第3金曜日
- 臼田教室（あいとぴあ臼田）：毎月第2・第4火曜日
- 浅科・望月教室（浅科保健センター・駒の里ふれあいセンター）
：毎月第1・第3木曜日

- * 開催時間は午前10時から11時30分まで
- * 定員は各教室とも親子25組程度
- * 申し込みは4月26日に実施

《学習内容》

期日	学習内容（各教室共通）
6月	開講式・レクリエーション 植物とふれあう・遊ぼう・水遊び
7月	親子で絵を描いて遊ぼう・レクリエーション 心の栄養「絵本の読み聞かせ」・レクリエーション
8月	子どもの健康（救急・救命）
9月	子育てトーク（子育て相談）・粘土細工遊び 親子で楽しいリズム体操・レクリエーション
10月	元気に「ミニ運動会」・走って走って親子対抗ゲーム
11月	音の出るおもちゃをつくろう・レクリエーション 生演奏を聴きましょう・一緒に歌いましょう
12月	乳幼児の栄養（食事づくり）・レクリエーション 閉講式・レクリエーション

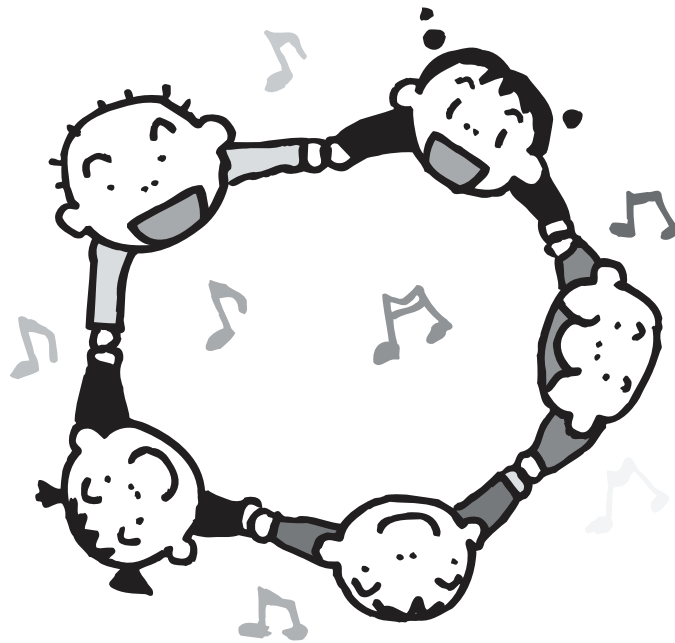
* 上記のほか、毎回親子遊びを実施

【課題】

次世代育成を地域全体で支援していくためには、地域における子育て家庭のつながり・交流が重要となります。そのため、自主活動グループの存在は、地域における支援活動の大きな役割を持つ重要なものとなります。

【施策の方向】

地域における交流を育むとともに、自主活動グループの結成を促進する乳幼児学級を運営していきます。



・子育てを支援する生活環境の整備

1．防犯灯設置事業

【現 状】

都市化の進展により、生活様式も多様化しており、犯罪の発生しない安心して生活できるまちづくりを推進するため、防犯指導員等による防犯パトロール等のほか、防犯灯、街灯の設置を進めています。

【課 題】

夜間においても、市民が安心して生活が送れる環境を整備するため、今後も計画的に防犯灯、街灯の整備を進めていく必要があります。

【施策の方向】

通学路・公園等を中心に、防犯灯、街灯の設置・整備を進めます。

2．都市公園の整備

【現 状】

現在都市公園は、43公園あります。妊産婦、乳幼児連れの人達等、すべての人が安心して利用できる市民生活に密着した潤いのある、レクリエーションポイントとして、身近な公園整備を進めています。

【課 題】

公園の種類によって利用者の利用方法に違いが生じますが、利用者の要望を把握し、公園の整備内容の検討が必要です。

【施策の方向】

市民のための公園として、多くの市民が利用できるよう整備を進めていきます。

現在整備計画中の佐久総合運動公園は、生涯を通して健康で明るく豊かさに満ちた生活ができるよう、豊かなスポーツ環境の創出をテーマに推進し、親子で利用できる施設整備の検討をしています。

3．交通安全施設の整備事業

【現 状】

区長から提出される、信号機・横断歩道等の公安委員会管轄に係る交通安全施設の設置要望をとりまとめたうえで、警察を通じ長野県公安委員会に設置を要望するとともに、建設事務所等の関係機関と連携を図りながら信号機等の交通安全施設設置に必要な交差点改良等を推進しています。

なお、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設等については、建設事務所等の道路管理者が同じく区長から提出される施設要望に基づき施設整備を推進しています。

【課題】

各地区から提出される要望は多くあり、関係機関と調整が必要です。

【施策の方向】

関係機関と連携し、安全施設の整備の促進を図っていきます。

4 . 通学路等の歩道整備**【現状】**

国道・県道等、県管理道路も含め、歩道未整備の通学路があります。

【課題】

安全で快適な歩行空間を確保するため、幹線道路や通学路の歩車道分離を一層推進するとともに、交通の円滑化に配慮しながら、歩道、ガードレールなど交通安全施設の整備を進める必要があります。

【施策の方向】

国道・県道等、県管理道路の整備については、県に要望を伝え整備を図っていきます。市道については、補助事業などを積極的に利用しながら、整備を促進します。

5 . 公営住宅の整備**【現状】**

市内の公営住宅は、40団地894戸あります。このうちファミリー向け（同居親族3人以上）の3DKが438戸あります。多くの住宅は老朽化が進んでいるため、順次立て替えを進めています。

【課題】

老朽化した住宅が多く、入居者のニーズに合わない状況にあります。

【施策の方向】

今後も公営住宅の建て替え等により、安全でやさしい住まいづくり、地域や社会の居住ニーズに対応した良質な住宅の供給を図っていきます。また、下水道事業の進捗に合わせた水洗化等快適な住環境の整備を推進します。

・職業生活と家庭生活との両立の推進

1．児童館運営事業

* - 7参照

2．児童館の日曜開館事業

* - 8参照

3．学童クラブ事業

* - 12参照

4．長時間保育事業

* - 16参照

5．乳児保育事業

* - 17参照

6．一時保育事業

* - 18参照

7．休日保育事業

* - 22参照

8．病児・病後児保育事業

* - 23参照

9．職業生活と家庭生活との両立の推進について

【現 状】

働く女性の社会での立場の重要性が高まるなか、仕事への時間を確保する流れが進み、職業人として重要な一翼を担っています。

しかし、一般企業において育児と就労を両立することが困難な状況があり、仕事を続けるために子どもをつくらない、若しくは1子のみという世帯が増え、その結果少子化が進み社会問題となっています。

【課 題】

働きながら子どもを育てられる社会の実現を図る必要があります。

【施策の方向】

「育児・介護休業法」は、平成13年に大幅に改正され、育児休業や介護休業の申し出や取得を理由とする不利益な取扱いを禁止するなど、仕事と家庭の両立支援対策が一層充実したものになりました。長野労働局や佐久公共職業安定所と綿密な連携をとりながら、男女労働者が育児のために退職することなく、その能力を発揮できるよう法の趣旨のPRに努めます。

また、離職することなく雇用形態が確保できるよう、職業安定協会や商工会議所等と連携を通して、事業所側の受け入れ体制の理解に努めます。

・子ども等の安全の確保

1. 市民総ぐるみの防犯活動の推進

【現 状】

高速交通網の整備、都市化の進展等により、子どもが巻き込まれる犯罪は凶悪化、広域化、多様化等が進んでいます。本市においても、凶悪犯罪に発展する恐れのある声かけや変質者・不審者の出没など、子どもを狙った犯罪が発生しています。

このような中、本市では防犯協会の組織強化を図りつつ、警察署・教育機関等との連携や、防犯指導員の配置、防犯パトロールを実施するとともに、特に子どもを犯罪から守るため、小学校児童への防犯ブザーの交付や「子どもを守る安心の家」の設置、不審者等の情報提供を図るなど地域防犯体制の充実に努めています。

【課 題】

地域住民の高齢化、都市化の進展する中、地域住民の連帯感が薄れ、地域防犯体制が弱体化する傾向があります。

犯罪の発生しにくい環境づくりを推進し、犯罪や青少年の非行を未然に防ぐため、関係機関と連携をとり、市民の防犯意識の啓発や地域コミュニティ活動を促進し、防犯体制の強化を図る必要があります。

【施策の方向】

家庭・地域・学校・関係機関と連携し、市民総ぐるみの防犯活動の充実に促進するとともに、広報活動等を通じて防犯意識と地域の連帯意識の高揚を図り、地域防犯体制の確立を促進します。

2. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

・保育園・小・中学校に対する交通安全教室の開催

【現 状】

保育園・小・中学校等の要請を受け、警察と佐久市交通指導員等が連携して交通安全教室を開催し、園児・学童の交通安全意識の高揚を図っています。

【課 題】

開催回数について保育園や小・中学校により格差があり、総じて開催回数が少ないために、交通安全教育が不十分になっています。

【施策の方向】

保育園等と連携し、交通安全教室の開催日数を増やすことにより、子どもと保護者の交通安全意識の高揚を図ります。

・わが家の交通安全課長委嘱事業

【現 状】

市内19小学校の6年生全員を「わが家の交通安全課長」に委嘱（市長・警察署長連名）し、学校内の交通安全意識を高めるとともに、家庭における交通安全の推進役となってもらい、広く佐久市民の交通安全意識の高揚を図っています。

主な事業としては

- ・「横断旗」を全小学校に配布するとともに、PTA等が通学路の安全点検を行い、その際に横断旗を補充しています。
- ・高齢者等にあてた交通安全の八ガキを作成してもらい、配布する等実施しています。

【課 題】

委嘱式を市内の小学校の持ち回りで実施しているため、委嘱式を開催する小学校は関心が高いものの、行わない小学校については関心が薄く、交通安全意識の高揚が十分図れない面があります。

【施策の方向】

すべての小学校がこの事業に関心を持ち、交通安全意識が高まる事業内容に改善を図ります。

・通学用ヘルメットの無償配布

【現 状】

児童の交通安全意識を高めるとともに、事故発生時の傷害軽減を目的に、市内全小学校の新入学児童に黄色のヘルメットを無償配布しています。

【課 題】

新入学時のみ配布することから、破損やサイズが合わなくなるなど、使用できないケースがあります。

【施策の方向】

危険防止の為、破損等に対しては、本庁又は各支所で交換できる体制の構築を図ります。

・交通安全ストップマーク事業

【現 状】

市内の全保育園・幼稚園に黄色ペンキを配布し、保護者と園児が一緒になって、園の周辺や各家庭の周辺の道路に「足跡マーク」を表示することにより、園児の交通事故防止を図っています。

【課 題】

本事業に対する園及び保護者の取組みに温度差が認められます。

【施策の方向】

園や保護者等の交通安全意識がさらに高まり、園児の交通事故防止に役立つよう事業内容を充実して実施します。

3. 児童遊園補助事業

【現 状】

児童に健全な遊びを与え、児童の健康増進や情操を豊かにするとともに、交通、水難等の事故から児童を守るため、区が所有する児童遊園の遊具設置や補修に対して補助を行っています。

【課 題】

さらに、事業の周知を図る必要があります。

【施策の方向】

子どもの安全な遊び場を確保するため、区への支援を継続していきます。



・要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

1．障害児通園施設事業（かしの実園）

【現 状】

障害児通園施設は、心身に障害のある児童に対して、機能訓練及び生活指導を行い、その育成を助長することを目的として、旧佐久市ではかしの実園、旧臼田町では切原保育園内で臼田障害児通園訓練施設を運営してきましたが、平成16年度より県の補助要項の変更に伴い、児童福祉法に基づく児童居宅支援費制度による児童デイサービス事業として運営しています。平成17年度利用登録状況は、かしの実園9名、臼田障害児通園訓練施設0名です。

障害児通園施設概要

《対象児童》通園による指導になじむ障害のある幼児

幼児の規定：1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

《利用方法》保護者と事業者である市との利用に関する契約を結ぶことによって利用可

《運営場所》かしの実園

《料 金》児童福祉法に基づく料金

【課 題】

障害児通園施設では、母親の同意のもと、幼児の発達段階にあわせて指導プログラムを作成して支援しています。障害児通園施設の利用が望ましいと判断された幼児が、保護者の障害受容が出来ないため利用していない事例が見られます。

また、旧臼田町では母子通園施設の利用対象者を、障害のある幼児とその母親だけでなく、幼児には障害は無いが、何らかの理由によって育児不安を抱えている母親で集団支援になじまない人も対象として、相談指導ならびに保育園児との交流を図りながら支援してきましたが、現在は、利用が困難となっています。

【施策の方向】

保護者の思いを大切にしながら、障害受容を支援すると共に、保健師、児童相談所等との連携を強め、サービスの向上を図ります。

臼田障害児通園訓練施設は、平成17年度をもって廃止し、育児不安等を抱えている母親で集団支援等になじまない人には、切原保育園内で実施している「つどいの広場」等の利用を勧めていきます。

2．佐久市こども特別対策推進員の設置

* - 4参照

3．児童館の養護学校児童・生徒受入

* - 9参照

4．障害児保育事業

* - 15参照

5. タイムケア事業

【現 状】

在宅心身障害児(者)の介護者が一時的に家庭において介護できないとき、当該障害児(者)を家族が希望する民間団体又は近隣等に介護を委託しています。(年間200時間以内) 県事業に準じて実施しています。

表：利用状況

年度	平成16年度					平成17年度	
	旧市町村	佐久市	臼田町	浅科村	望月町		計
利用実人数(人)		70	5	2	7	84	103
利用延時間(時間)		5,892	512	317.5	850.5	7,572	8,541
1人当たり利用時間		84.2	102.4	158.7	121.5	90.1	82.9

資料：福祉課

対象者	一回当たりの 利用時間	介護者	
		団体・法人	近隣・知人等
特別障害者手当受給者等	・ 8時間まで	800円/時間	640円/時間
	・ 8時間超	6,400円/1回	5,120円/1回
上記以外の在宅重度心身 障害児(者)・精神障害 者	・ 8時間まで	580円/時間	460円/時間
	・ 8時間超	4,640円/1回	3,680円/1回
中軽度知的障害児(者) 及び中軽度身体障害者	・ 8時間まで	530円/時間	420円/時間
	・ 8時間超	4,240円/1回	3,360円/1回

負担割合：県 1 / 2 市町村 1 / 2

【課 題】

障害のある人がその人の希望する地域で豊かな生活をおくるには、障害のある人、その家族に対してきめ細かな支援が必要です。

今後、こうした在宅福祉サービスを気軽に本人・家族が利用できるように、広報活動を強化するとともに、支援、相談体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

平成18年度から1人あたり年間300時間以内となります。

タイムケア事業を始め他の障害児(者)の在宅福祉サービスについて広報活動を強化します。福祉、保健等の支援相談体制を一体化して、サービスの充実に努めます。

6 . 児童虐待の防止

【現 状】

児童虐待は、要因が複雑に絡まり何らかのきっかけが引き金となって起きます。その中で主な要因として考えられるのは、核家族化、地域の連帯感の稀薄化によって生じる家庭や地域の養育機能の低下等といわれています。

児童虐待が全国的に増加しているなかで、当市においてもこの5年間に年平均11件起きています。

本市で児童問題が起きたときの対応は、児童課を中心にして、児童相談所と連携をして、関係機関、保健師、保育士等を交えて対策会議等を設け、援助、支援等を行う中で解決にあたっています。

表 . 児童虐待件数（再掲・旧4市町村計） 単位：人

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
佐久市	12	11	10	11	11
長野県	335	378	465	509	-
全 国	23,274	23,738	26,569	33,408	-

資料：佐久児童相談所

【課 題】

虐待が児童の心身の成長を脅かし、その治療や社会復帰への支援は、長期にわたることを踏まえ、早期発見・対応の体制整備を図る必要があります。

個々の家族の虐待に絡む要因を明らかにするとともに、家族の歴史や家族の持つ力を総合的にアセスメントし、計画的に支援できるしくみをつくる必要があります。

虐待者および被虐待児ともにきめ細かな心のケアプログラムが必要になります。

発見、通告、対応、保護、指導、そして予防それぞれの段階で多くの機関が連携することが必要です。

【施策の方向】

予防から自立までの切れ目のない支援体制の構築を図っていきます。

待ちの支援から支援を要する家庭への積極的アプローチに転換を図っていきます。

乳児健診の場を利用し、生後3～4か月児の保護者を対象にスクリーニング（育児不安や虐待の恐れのある者を抽出するための調査）を実施し、育児不安や虐待の恐れのある保護者を早期に発見し、早期に対応・支援していきます。

佐久市要保護児童対策地域協議会を組織すると共に、児童福祉担当者を中心に児童相談所、保育士、保健師、教育関係者、主任児童委員等関係機関等とのネットワークの強化に努めていきます。

7. 家庭児童相談室運営事業

【現 状】

本市の児童課子ども特別対策推進員及び全児童館（館長が相談員を兼務）で、子どもに関する様々な相談に応じています。

問題をかかえる子どもの増加、親たちの子育てに対する不安感などから、相談件数は増加しています。

表：相談件数推移

年 度	相談回数	継続回数 (内数)	相談件数 (人数)	備 考
平成11年度	170	74	96	相談室数6 (課1、各児童相談室5)
平成12年度	273	162	111	相談室数9 (12年4月中佐都、13年1月平根、岸野)
平成13年度	333	190	143	相談室数11 (13年8月高瀬、14年3月泉)
平成14年度	753	423	330	相談室数11
平成15年度	938	622	316	相談室数11
平成16年度	1,082	715	367	相談室数12 (17年3月小田井)
平成17年度	1,115	741	374	相談室数12

資料：児童課

【課 題】

子どもの健全な成長を促す観点から、学校との連携のあり方と、保護者の抱える様々な悩みや問題に対して対応できるための相談員の援助技術の向上を図り、柔軟な相談体制をつくっていく必要があります。

児童館が未整備な地区では、相談員が不在であり、今後児童館を設置し、相談員を置く必要があります。

【施策の方向】

子どもや保護者が抱える悩みや不安には様々なものがあり、今後も子ども特別対策推進員を核に各相談員、学校等との連携を図り、気軽に相談できる家庭児童相談室の運営に努めます。

8. お兄さんと遊ぼう事業

【現 状】

1人親家庭の児童を対象に、スポーツ・探検・ものづくり等の遊びを実施し、ボランティアのお兄さん、お姉さんとの交流や集団活動を通して、社会のルールを学び、子どもたちの自立心や社会性を高めることを目的に、旧佐久市において平成11年度から事業をはじめました。平成17年度は、延べ参加児童数320名、延べ参加ボランティア数316名でした。

平成17年度「お兄さんと遊ぼう事業」概要

回	月 日	活 動 内 容
第1回	5月22日(日)	はじめまして、こんにちは(パドウォッチング)
第2回	6月19日(日)	宇宙をのぞきに行こう・・・パラポラアンテナ
第3回	7月24日(日)	オリエンテーリング・・・内山牧場
第4回	8月28日(日)	魚GET!!GET!!・・・千曲川
第5回	9月25日(日)	秋で楽しもう・・・望月少年自然の家
第6回	10月23日(日)	挑戦!!スポーツ大会・・・浅科多目的運動場
第7回	11月13日(日)	つくったら食べちゃおう(そばづくり)・・・観音峰活性センター
第8回	12月11日(日)	母と子、父と子のクリスマスパーティー・・・野沢会館
第9回	1月22日(日)	雪であそぼう～・・・望月少年自然の家
第10回	2月19日(日)	つくって遊ぼう
第11回	3月5日(日)	ありがとう、そして・・・さようなら

*対象者：母子・父子家庭等の小学生

*お兄さん(ボランティア)：学生・一般市民・主任児童委員・市職員等

【課 題】

多くの人達との関わりを通して、共に活動する楽しさと喜びを高め、社会性や自立心を向上させ、生きる力を身に付けていく活動にしていく必要があります。

旧町村にとっては、はじめての事業であり、旧町村からの参加者が少ない状況です。

【施策の方向】

登録児童や参加する児童が年々増加すると共に、ボランティアの参加者も高校生や大学生という若い人達の自主的な参加が増えるなど、当事業は、子育て支援事業の主要な事業として定着し、参加した児童やその保護者からも大変好評を得ています。

今後も、広報活動を強化して児童の参加者を募るとともに幅広いボランティアの協力を得て、事業の充実に努めます。

9. 児童扶養手当

【現 状】

母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的として支給しています。

手当を受給できる人は、次の条件にあてはまる18歳に達した年の年度末までの児童を監護している母親や、母にかわってその児童を養育している人です。

なお、児童が中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童

父が死亡した児童

父が重度の障害の状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童

父の生死が明らかでない児童

父から引き続き1年以上遺棄されている児童

父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

母が婚姻によらないで生まれた児童

父母が不明である児童

手当を受けるには、住所地の市町村の窓口で必要書類を添えて請求の手続きをし、県知事の認定を受けることにより支給されます。

手当は県知事の認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（各月とも11日）の3回、支払月の前月までの分について受給者が指定した金融機関への口座振込により支払われます。

*平成17年度支給数（12月支払い分）・・・683人（全部支給388人、一部支給295人）

【課 題】

児童扶養手当受給資格者の適正な把握に努める必要があります。

【施策の方向】

今後も、児童福祉の増進を図るため適正な支給を実施していきます。

10. 母子寡婦福祉資金貸付事業

【現 状】

母子寡婦福祉資金貸付事業は、県の制度で母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸付けるもので、貸付の対象は、以下のものとされています。

事業を開始し、または継続するのに必要な資金

扶養している児童（寡婦の場合、20歳以上の子）の修学に必要な資金

配偶者のない女子（寡婦）またはその者が扶養している児童（寡婦の場合、20歳以上の子）が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子（寡婦）及びその者が扶養している児童（寡婦の場合、20歳以上の子）の福祉のために必要な資金であって政令で定めるもの

市では、県の貸付制度の相談及び申請窓口の機能を担っています。

【課題】

滞納者への償還指導、訪問指導等を充実させ、返済を促進するためのアドバイスを行っていく必要があります。

【施策の方向】

県と連携し、制度の周知を図るとともに、訪問指導等を行い滞納者の減少に努めます。

11. 母子家庭等日常生活支援事業

【現状】

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、就学等の自立を促進するために必要な事項や疾病などの理由により、一時的に生活援助サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣しています。

【課題】

利用すべき対象者が、必要な時に利用できるよう相談体制の充実を図り、また広報等で事業の周知を行う必要があります。

【施策の方向】

今後も母子家庭等への支援として、家庭生活支援員の拡充を図り、事業を推進していきます。

12. 母子家庭自立支援給付事業

【現状】

母子家庭の母親及び母親を雇用する事業主に対して、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費、常用雇用転換奨励金の支給を実施しています。

【課題】

この事業を利用する人に対し、自立する意識の高揚を図るとともに、わかりやすく知らせていく必要があります。

【施策の方向】

今後も母子家庭の自立支援施策として、事業の周知に努めるなど事業を推進していきます。

13. 母子生活支援施設入所制度

【現状】

保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設で保護しています。

【課題】

入所している母子への相談の充実や施設との連携を密にする必要があります。

【施策の方向】

入所母子のかかえている問題の解決にむけて援助を行い、生活の継続性を確保し、自立に向けた支援を行っています。

14．特別児童扶養手当**【現 状】**

精神または身体に障害のある満20歳未満の児童に対する福祉の増進を図ることを目的に、特別児童扶養手当を支給しています。

手当の受けることのできる人は、重度もしくは中度の知的障害児・身体障害児及び精神障害児を監護する父もしくは母（所得の多い方）、または父母にかわって児童を養育している人です。

手当を受けるには、本市（児童課、支所保健福祉課）の窓口で必要書類を添えて請求の手続きをし、県知事の認定を受けることにより支給されます。

手当は県知事の認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（各月ともに11日ただし12月期は11月11日）の3回、支払月の前月までの分について受給者が指定した郵便局で支払われます。

【課 題】

医療機関、児童相談所等と連携をとり、手当の支給をより適正にそして速やかに行っていく必要があります。

【施策の方向】

今後も、県と連携し障害のある児童に対する福祉の増進を図るため、相談体制を整えるとともに広報等で事業の周知を一層進めていきます。

15．障害児福祉手当**【現 状】**

この制度は国の制度であり、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の障害児（20歳未満）に対して、障害児福祉手当を支給しています。受給資格者は次のとおりです。

知的障害は、おおむねIQ20以下

身体障害は、おおむね1級と2級の一部

【課 題】

医療機関、児童相談所等と連携をとり、手当の支給をより適正にそして速やかに行っていく必要があります。

【施策の方向】

今後も、対象児童に対する福祉の増進を図るため、障害児福祉手当を支給していきます。

16．児童補装具給付事業

【現 状】

身体障害者手帳を所持している児童に対して、障害の内容や程度によって、身体上の障害を補い日常生活を容易にするために必要な車いす等、国及び県の補助基準に定めがある補装具を給付しています。

【課 題】

心身の発育過程にある身体障害児の身体の状態、性別、年齢、教育、生活環境等の諸条件を考慮して補装具の適切な給付を行うことが必要です。

【施策の方向】

今後も、身体障害児の日常生活の自立促進に資するため、補装具給付事業を継続していきます。

なお、平成18年度10月以降については、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の補装具として給付します。

17．児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

【現 状】

支援費制度に基づき、18歳未満の対象児に対し、居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行っています。

【課 題】

障害のある児とその保護者の地域生活を支援するために、情報提供や各種相談、サービス利用援助等の体制の整備が必要です。

また、障害のある児のニーズに応えるために、さらに福祉サービスの充実が必要です。

【施策の方向】

児童居宅介護等事業を始め、他の障害児(者)の在宅福祉サービスについて広報活動を強化します。

福祉、保健等の支援相談体制を一体化して、サービスの充実に努めます。

なお、平成18年度10月以降については、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の対象事業として実施します。

18．児童デイサービス事業

【現 状】

支援費制度に基づき、通園による指導になじむ障害のある幼児に対し、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行っています。

【課題】

障害のある児とその保護者の地域生活を支援するために、情報提供や各種相談、サービス利用援助等の体制の整備が必要です。

また、障害のある児のニーズに応えるために、さらに福祉サービスの充実が必要です。

【施策の方向】

児童居宅介護等事業を始め、他の障害児(者)の在宅福祉サービスについて広報活動を強化します。

福祉、保健等の支援相談体制を一体化して、サービスの充実に努めます。

なお、平成18年度10月以降については、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の対象事業として実施します。

19. 児童短期入所事業（ショートステイ）**【現状】**

18歳未満の対象児が、保護者の病気その他の理由により在宅での支援が受けられない時に、児童福祉施設等に短期入所し、必要な支援を行っています。

【課題】

障害のある児とその保護者の地域生活を支援するために、情報提供や各種相談、サービス利用援助等の体制の整備が必要です。

また、障害のある児と保護者のニーズに応えるために、緊急時の受け入れ体制が重要となります。

【施策の方向】

障害をもつ児童の保護者が、病気等により一定の期間居宅での介護ができなくなった場合に、児童の日常生活を保障・支援する事業として重要であり、今後も事業の拡充を働きかけます。

なお、平成18年度10月以降については、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の対象事業として実施します。

20. ダウン症児をもつ親の会への支援**【現状】**

ダウン症児をもつ親の会への助言と支援を行っています。

【課題】

保護者同士の交流と支援の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

今後も、助言・支援の充実を図るとともに、地域団体等との連携のもとに、支援体制の確立を図ります。

第4章 定量的目標事業量

1. 定量的目標事業量の対象事業

- * 通常保育事業
- * 延長保育事業
- * 休日保育事業
- * 夜間保育事業
- * 放課後児童健全育成事業（「児童館」、「学童クラブ」）
- * 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（派遣型））
- * 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（施設型））
- * 一時保育事業
- * 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ事業）
- * 子育て短期支援事業（夜間養護等事業・トワイライトステイ事業）
- * 特定保育事業
- * ファミリーサポート・センター事業
- * 地域子育て支援センター事業
- * つどいの広場事業・子育てサロン事業

2. 定量的目標事業量の設定方法

旧4市町村において設定された目標事業量の総計

平成17年度の利用状況からみた推計

推計人口と地域状況からみた推計

利用状況、推計人口、地域状況等を基に検討された目標事業量

3.推計児童人口

平成2年から平成12年までの国勢調査結果（性別・各歳別）と、平成17年10月1日現在の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法を用いて推定した結果、事業対象となる0～11歳及び12～17歳の児童の、平成18年～21年度における年齢別推計人口は、次のとおりとなります。

年度齢	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	児童人口	人口比	児童人口	人口比	児童人口	人口比	児童人口	人口比
合計	19,215人	100%	19,176人	100%	19,119人	100%	19,062人	100%
0歳	859	4.5	845	4.4	832	4.4	827	4.3
1	943	4.9	938	4.9	921	4.8	918	4.8
2	982	5.1	965	5.0	955	5.0	948	4.9
3	985	5.1	978	5.1	972	5.1	964	5.1
4	997	5.2	995	5.2	997	5.2	985	5.2
5	979	5.1	988	5.2	983	5.1	1,008	5.3
小計	5,745	29.9	5,709	29.8	5,660	29.6	5,650	29.6
6	1,058	5.5	1,062	5.5	1,072	5.6	1,047	5.5
7	1,086	5.7	1,097	5.8	1,107	5.8	1,115	5.9
8	1,057	5.5	1,072	5.6	1,085	5.7	1,094	5.7
9	1,127	5.9	1,114	5.8	1,126	5.9	1,122	5.9
10	1,045	5.4	1,057	5.5	1,042	5.4	1,049	5.5
11	1,098	5.7	1,092	5.7	1,102	5.8	1,094	5.7
小計	6,471	33.7	6,494	33.9	6,534	34.2	6,521	34.2
12	1,078	5.6	1,091	5.7	1,087	5.7	1,094	5.7
13	1,072	5.6	1,082	5.6	1,084	5.7	1,082	5.7
14	1,158	6.0	1,149	6.0	1,152	6.0	1,164	6.2
15	1,198	6.2	1,185	6.2	1,158	6.0	1,151	6.0
16	1,265	6.6	1,252	6.5	1,241	6.5	1,207	6.3
17	1,228	6.4	1,214	6.3	1,203	6.3	1,193	6.3
小計	6,999	36.4	6,973	36.3	6,925	36.2	6,891	36.2

4. 佐久市目標事業量

目標年度である、平成21年度までに達成すべき目標を次のとおり設定します。

事業名	平成17年度 事業量	平成21年度 目標事業量
平日保育事業		
*通常保育	2,590人 (28か所)	2,700人 (27か所)
*延長保育	28か所	27か所
延長30分	28か所	27か所
延長2時間	28か所	27か所
延長3時間	17か所	24か所
延長4時間以上	0か所	3か所
前延長30分	28か所	27か所
前延長1時間以上	2か所	7か所
休日保育事業	2か所	4か所
夜間保育事業	0か所	0か所
一時預かり保育事業		
病児・病後児保育(施設型)	0か所	2か所
病後児保育(派遣型)	0か所	0か所
一時保育事業	13か所	12か所
特定保育事業	0か所	3か所
放課後児童健全育成事業		
児童館	11か所	17か所
学童クラブ	10か所	0か所
子育て短期支援事業		
短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業)	0か所	0か所
夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業)	0か所	0か所
ファミリーサポート・センター事業	1か所	1か所
子育て拠点		
地域子育て支援センター事業	3か所	5か所
つどいの広場	4か所	4か所
子育てサロン	11か所	17か所

平成17年度事業量は平成17年10月1日現在のものです。

平成21年度目標事業量(B)は今回策定した目標値です。

次世代育成支援対策 佐久市行動計画策定委員

佐久市保健福祉審議会委員		児童福祉部会委員	
氏 名	選 出 区 分	氏 名	選 出 区 分
新 海 浄	識 見 者	土 屋 厚 子	識 見 者
鈴 木 公 人	識 見 者	黒 岩 肇	識 見 者
土 屋 厚 子	識 見 者	黒 岩 博 子	識 見 者
小 林 周 太	識 見 者	柳 沢 民 弥	区 長 会
日 暮 良 三	識 見 者	土 屋 学	社 会 福 祉 協 議 会
町 田 直	区 長 会	小 林 隆	民 生 児 童 委 員 会
茂 原 仙 次	社 会 福 祉 協 議 会	箕 輪 孝 子	民 生 児 童 委 員 会
臼 田 誠 三 郎	民 生 児 童 委 員 会	鷹 野 禮 子	保 育 協 会
小 林 隆	民 生 児 童 委 員 会	荻 原 さ き 子	栄 養 士 会
工 藤 猛	医 師 会	加 藤 秀 夫	P T A 代 表
野 沢 保 興	医 師 会	金 箱 泰	P T A 代 表
御 影 文 徳	歯 科 医 師 会	高 柳 博 明	保 育 園 保 護 者 代 表
雫 田 和 成	歯 科 医 師 会	井 出 清 明	学 事 職 員 会
井 出 英 輝	薬 剤 師 会	藤 田 敏 彦	児 童 相 談 所
岩 下 幸 代	保 健 補 導 委 会		
高 橋 嘉 忠	老 人 ク ラ ブ 連 合 会		
臼 田 早 人	身 体 障 害 者 福 祉 協 議 会		
中 山 幹 男	福 祉 施 設 代 表		
樋 口 緑	福 祉 団 体 代 表		
鷹 野 禮 子	保 育 協 会		
中 村 美 登 里	栄 養 士 会		
井 出 清 明	学 事 職 員 会		
宮 川 幸 昭	保 健 行 政 関 係 機 関		
藤 田 敏 彦	児 童 相 談 所		
井 沢 武 則			

は会長 は職務代理者

*井沢武則委員は藤田敏彦委員の退任に伴う後任委員。

次世代育成支援対策 佐久市行動計画

平成18年6月

発行	佐久市 〒385 - 8501 佐久市中込3056番地
編集	佐久市保健福祉部 児童課 保健課 佐久市教育委員会 学校教育課 生涯学習課 公民館